

食料産業・6次産業化交付金実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制定	平成30年3月30日	29食産第5353号
改正	平成31年3月29日	30食産第5312号
改正	令和元年7月1日	元食産第653号
改正	令和2年3月31日	2食産第5877号

第1 趣 旨

農山漁村には農林水産物を始めとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源について、1次産業の担い手である農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）が、2次及び3次産業の担い手である流通業者、食品事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組、地域資源の魅力の再発見に資する食育活動の取組、持続可能な循環資源活用取組及び輸出の取組（以下「6次産業化の取組等」という。）を行うことは、農林漁業者等の所得を増大し、農山漁村を活性化するとともに、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上にも貢献するものである。

このため、本要綱を制定し、食料産業・6次産業化交付金（以下「本交付金」という。）により、6次産業化の取組等の支援を行う。

第2 目 的

本交付金により実施する事業（以下「本事業」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、農山漁村が有する地域資源を活用して新たな付加価値を生み出し、6次産業化の取組等の推進に資することを目的とする。

第3 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第4から第9までに定めるもののほか、次の（1）から（10）までに掲げる事業ごとに、別記に定めるものとする。

- （1）6次産業化の推進体制整備事業 別記1
- （2）6次産業化の推進支援事業 別記2
- （3）地域での食育の推進事業 別記3
- （4）バイオマス産業都市推進事業 別記4
- （5）メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業 別記5
- （6）フードバンク活動の推進事業 別記6
- （7）研究開発・成果利用の促進事業 別記7
- （8）6次産業化施設整備事業 別記8－1及び別記8－2
- （9）バイオマス産業都市施設整備事業 別記9－1及び別記9－2

第4 事業の実施

1 成果目標の設定

事業実施主体は、別記に定めるところにより、事業の具体的な成果目標を定めるものとする。ただし、第3の(4)に掲げる事業を除く。

2 事業の採択基準

採択基準については、次に定めるもののほか、別記に定めるものとし、地方農政局長等(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)は、事業実施計画が採択基準を全て満たす場合に限り、第5の2及び3に規定する協議を行うものとする。

- (1) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
- (2) 事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (5) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること(第3の(4)に掲げる事業を除く。)
- (6) 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- (7) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定されるものであること。

3 事業費の低減

事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

4 費用対効果分析

第3の(8)及び(9)に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第5 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体(都道府県を除く。)は、次の(1)から(10)までに掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成し、又は作成した事業実施計画を

変更したときは、都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県が自ら事業実施主体となる場合は、次の（１）、（３）、（６）及び（７）に掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成するものとする。

- （１）６次産業化の推進体制整備事業 別紙様式第１号
- （２）６次産業化の推進支援事業 別紙様式第２号
- （３）地域での食育の推進事業 別紙様式第３号
- （４）バイオマス産業都市推進事業 別紙様式第４号
- （５）メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業 別紙様式第５号
- （６）フードバンク活動の推進事業 別紙様式第６号
- （７）研究開発・成果利用の促進事業 別紙様式第７号
- （８）６次産業化施設整備事業 別紙様式第８号
- （９）バイオマス産業都市施設整備事業 別紙様式第９号
- （１０）食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 別紙様式第１０号

２ 都道府県事業実施計画の作成及び協議

- （１）都道府県知事は、１の事業実施計画（自らが作成したものを含む。）を踏まえ、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式第１１号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議を行うものとする。

ただし、食料産業・６次産業化交付金の配分基準（平成３０年３月３０日付け２９食産第５３５６号食料産業局長通知。以下「配分基準」という。）に基づく配分の対象となった事業実施計画が配分を受けることとなったポイントを下回った場合は、当該協議を行うことができないものとする。

- （２）都道府県知事は、都道府県計画に特認団体（法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体をいう。）が事業実施主体として含まれている場合は、（１）の事業実施計画を提出する際に、別記２から別記４までに定めるところにより事業実施主体が作成した別紙様式第１２号（特認団体認定申請書）の写しを添えて、別紙様式第１３号を提出し、その内容について地方農政局長等と協議を行うものとする。

３ 都道府県計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

都道府県知事は、２の規定により作成した都道府県計画に次の（１）から（６）に掲げる事項が生じた場合又は都道府県計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、当該都道府県計画を別紙様式第１３号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議を行うものとする。

なお、変更の内容が成果目標の達成に資するものであり、次の（１）から（６）までのいずれにも該当しない場合は、当該協議を行わずに本事業の範囲内で都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

- （１）事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除、名称の変更）
- （２）事業実施主体の成果目標の変更（成果目標の変更、目標値の変更）
- （３）特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更
- （４）新商品の変更（第３の（９）に掲げる事業に限る。）

- (5) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく認定又は第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく認定又は第 5 条第 1 項の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）の変更に伴う変更（第 3 の（9）に掲げる事業に限る。）
- (6) 不用額の発生により交付決定の額の減額を受けようとするとき（地方農政局長等が必要と認めた場合に限る。）

第 6 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施、都道府県による指導等に必要な経費について、別に定めるところにより本交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県に交付した本交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、本交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された本交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第 7 事業実施状況の報告等

1 報告

事業実施主体は、別記に定めるところにより、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

ただし、事業実施年度が目標年度の事業にあっては、当該報告を第 8 の 1 の報告に代えることができるものとする。

2 事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から 1 の規定による事業実施状況の報告書の提出があった場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、1 の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況及び自ら事業実施主体として作成した事業実施状況について、別記に定める報告期間に応じ、別紙様式第 14 号により事業実施状況報告書を作成し、報告を受けた年度の 7 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 都道府県知事に対する指導

3 の規定による報告を受けた地方農政局長等は、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該指導の内容を、報告を受けた年度の12月末までに、第3の(3)に掲げる事業については消費・安全局長に、第3の(3)に掲げる事業以外の事業については食料産業局長に、それぞれ報告するものとする。

5 都道府県知事に対する報告徴収

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、4の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

第8 事業成果の評価等

1 報告

事業実施主体は、第3の(4)に掲げる事業を除き、別記に定めるところにより、事業を実施したことによって得られた成果について評価し、その内容について報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

2 改善措置の指導等

都道府県知事は、事業実施主体から1の規定による事業成果状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、1の規定により報告を受けた事業成果の状況及び自ら事業実施主体として作成した事業成果の状況について、別記に定める報告期間に応じ、別紙様式第14号により報告書を作成し、報告を受けた年度の9月末(第3の(3)に掲げる事業については7月末)までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 事業成果の評価

3の規定による報告を受けた地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業の成果の評価を行うものとする。また、当該評価の結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該評価結果及び当該指導の内容を、評価を行った年度の12月末までに、第3の(3)に掲げる事業については消費・安全局長に、第3の(3)に掲げる事業以外の事業については食料産業局長に、それぞれ報告するものとする。

第9 交付対象事業の公表

本事業の適正な実施及び透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業(第3の(8)及び(9)に掲げる事業に限る。)が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

第10 その他

事業実施主体は、本事業の進行状況等を都道府県知事に随時報告するほか、都道府県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。

第11 第4から第10までの規定の適用の特例

第3の(10)に掲げる事業に係る第4から第10までの規定については、別記10の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本通知の施行に伴い、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知。以下「旧実施要綱」という。）は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の旧実施要綱の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業又は、平成30年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業又は令和2年度以降に繰り越して実施される事業（第3の(3)の事業の第7の1、第8の4の報告及び第3の(9)の事業の第7の3の報告、第8の3の報告を除く。）については、なお従前の例による。

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 別記1 | 6次産業化の推進体制整備事業 |
| 別記2 | 6次産業化の推進支援事業 |
| 別記3 | 地域での食育の推進事業 |
| 別記4 | バイオマス産業都市推進事業 |
| 別記5 | メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業 |
| 別記6 | フードバンク活動の推進事業 |
| 別記7 | 研究開発・成果利用の促進事業 |
| 別記8－1 | 6次産業化施設整備事業 |
| 別記8－2 | 6次産業化施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の |

取扱い

- 別記 9－1 バイオマス産業都市施設整備事業
- 別記 9－2 バイオマス産業都市施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い
- 別記 10 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業

(様式関係)

【実施要綱本文様式】

- ・別紙様式第 1 号 食料産業・6 次産業化交付金（6 次産業化の推進体制整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 2 号 食料産業・6 次産業化交付金（6 次産業化の推進支援事業）実施計画書
- ・別紙様式第 3 号 食料産業・6 次産業化交付金（地域での食育の推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 4 号 食料産業・6 次産業化交付金（バイオマス産業都市推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 5 号 食料産業・6 次産業化交付金（メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 6 号 食料産業・6 次産業化交付金（フードバンク活動の推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 7 号 食料産業・6 次産業化交付金（研究開発・成果利用の促進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 8 号 食料産業・6 次産業化交付金（6 次産業化施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 9 号 食料産業・6 次産業化交付金（バイオマス産業都市施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 10 号 食料産業・6 次産業化交付金（食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備支援事業）実施計画書
- ・別紙様式第 11 号 食料産業・6 次産業化交付金の都道府県計画の協議
- ・別紙様式第 12 号 食料産業・6 次産業化交付金の特認団体認定申請書
- ・別紙様式第 13 号 食料産業・6 次産業化交付金における特認団体に係る認定協議
- ・別紙様式第 14 号 食料産業・6 次産業化交付金の事業実施状況報告及び評価報告

【別記 1、別記 2、別記 3、別記 3、別記 4、別記 5、別記 6、別記 8－1、別記 9－1 及び別記 10 共通様式】

- ・別紙様式第 15 号 食料産業・6 次産業化交付金に関する交付決定前着手届

【別記 2 様式】

- ・別紙様式第 16 号 食料産業・6 次産業化交付金の事業収益状況報告書

【別記 4 様式】

- ・別紙様式第 17 号 食料産業・6 次産業化交付金（バイオマス産業都市推進事業）に関する

る整備状況報告書

【別記 8－1 様式】

- ・別紙様式第 18 号 食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関する費用対効果分析(投資効率)

【別記 8－2 様式】

- ・別紙様式第 19 号 食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 20 号 食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 21 号 食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 22 号 6 次産業化施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

【別記 9－1 様式】

- ・別紙様式第 23 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス産業都市施設整備事業に関する費用対効果分析(投資効率)

【別記 9－2 様式】

- ・別紙様式第 24 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス産業都市施設整備事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 25 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス産業都市施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 26 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス産業都市施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 27 号 バイオマス産業都市施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

【別記 10 様式】

- ・別紙様式第 28 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 29 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 30 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 31 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更

新等) 届

- ・別紙様式第 32 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業の認定団体申請書

6 次産業化の推進体制整備事業

第 1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 6 次産業化等に関する戦略の策定

(1) 事業内容

都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、事業実施主体の管轄する区域内の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て、協議会（以下「6 次産業化・地産地消推進協議会」という。）を組織し、次のアからケまでに掲げる事項を含むその区域における 6 次産業化、農商工連携及び地産地消（以下「6 次産業化等」という。）の取組に関する戦略（以下それぞれ「都道府県戦略」又は「市町村戦略」という。）を策定（更新を含む。以下同じ。）又は策定に向けた検討を行い、関係機関と連携して戦略に基づく取組を推進するものとする。

なお、戦略を策定した都道府県又は市町村は、戦略に基づく農林漁業者等と他の事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした交流会を開催することができるものとする。

(注) 「6 次産業化・地産地消推進協議会」の名称は、都道府県戦略又は市町村戦略の策定及びそれに基づく推進等が実施できる組織であれば、実情に応じて別の名称としても構わない。

また、構成員は、地域の実情に応じて選定しても構わない。既存の協議会等を活用することも可能とする。

複数の市町村が統一の協議会を組織する場合は、その協議会の区域で戦略を策定することができる。

ア その区域内の農林漁業及び 6 次産業化等についての現状と課題

(注) 市町村の区域内では、どのような作物がどのくらいの面積で生産されているのか、どのような 6 次産業化等の取組が進められているのか、どのような課題があるのか等を記載すること。

イ アの現状と課題を踏まえた 6 次産業化等の取組方針（2 に掲げる取組の方針を含む。）

(注) 地域で生産される農産物の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーの利用等のうち、どの分野に力を入れるのか、その取組方針等を記載すること。

ウ 今後（5 年後程度）の 6 次産業化等推進の成果目標（売上げ、6 次産業化等に取り組む事業者（以下「6 次産業化事業体」という。）の数等）

(注) 6 次産業化等の実績、今後の取組方針等を勘案し、地域内の加工品の売上げ、新商品開発に取り組む事業体数、六次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用

促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）をいう。以下同じ。）第 5 条の認定を受けた総合化事業計画の事業者数等の目標値及び当該目標値により生み出される地域経済効果（ビジョン）について記載すること。

エ 地域の特性を生かして 6 次産業化等に取り組む上で重点的に活用を図るべき農林水産物又はこれを原材料として開発及び生産する新商品の種類、当該新商品を開発及び生産する際に用いる加工の技術並びに当該新商品の販路開拓等の方向性

（注）地域の農産物を活用してどのような新商品を開発したいのか、どのような技術を活用したいのか、新商品の販路開拓にどのように取り組むのか等の方向性について記載すること。

オ 育成を図る 6 次産業化事業体等の将来像

（注）小規模農家等の集団化による集落営農を法人化することを通じた育成、農業法人及び地域内の食品事業者等と連携した育成、女性の力を活用した育成等を記載すること。

カ 市町村が 6 次産業化事業体を支援するために行う施策

（注）新商品開発、販路開拓、人材育成、農林漁業者等と 2 次・3 次事業者との交流など、市町村の単独事業で支援するもの等を記載すること。

キ 国等の支援施策の活用方策

（注）必要に応じて記載すること。

ク 戦略の効果検証及び見直しに関する取組

（注）必要に応じて記載すること。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、6 次産業化等を推進するために必要な事項

（注）必要に応じて記載すること。

（2）交付対象経費

6 次産業化・地産地消推進協議会開催費（講師謝金、講師旅費、資料印刷費等）、交流会開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、資料印刷費、開催案内印刷・発送費等）、通信費、消耗品費等

2 人材育成研修会の開催

（1）事業内容

経営感覚を持って 6 次産業化等の事業に取り組む人材を育成するため、HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、資金調達、障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する障害者をいう。以下同じ。）雇用の促進等に必要な知見を得るための講義を行うとともに、加工・販売等の実践的な経験を得るため、6 次産業化事業体等へのインターンシップ研修を実施する。

なお、講義の内容及び実施期間については、平成 27 年度農山漁村地域ビジネス創出人材育成事業で作成した「農山漁村地域ビジネス創出人材育成プログラム」の内容及び実施期間を参考とすることとし、インターンシップ研修の実施期間については 2 週間程度とする。ただし、人材育成研修会の趣旨を逸脱しない限りに

において、地域の実情を踏まえた内容及び実施期間を設定しても構わないこととする。

また、本研修会取組後に、研修を受けた農林漁業者等に対し、6次産業化等への取組状況等について、聞取調査又はアンケート調査を行う。

(2) 交付対象経費

管理運営費(人件費、旅費、研修生募集案内印刷費等)、開講実施費(会場費(会場借料、会場等備品、会場整理賃金)、講師謝金、講師旅費、テキスト作成費(原稿料、資料印刷費)等)、インターンシップ研修の実施費(研修生受入れ謝金、研修生損害保険料等)、通信費、消耗品費等

第2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 6次産業化等に関する戦略の策定

ア 事業実施主体

都道府県及び市町村

イ 交付率

定額

(2) 人材育成研修会の開催

ア 事業実施主体

都道府県及び戦略策定市町村(第1の1の市町村戦略を定めた市町村をいう。以下同じ。)

イ 交付率

定額

第3 目標年度及び成果目標

1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする(事業実施年度とすることも可能とする。)

2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第4 採択基準等

1 採択基準

(1) 第1の2に掲げる事業が、特定の資格取得を目的に実施されるものでないこと。

また、講義の内容については、HACCP及び衛生・品質管理に係るものは必ず含めるとともに、商標や地理的表示等ブランド戦略に関する権利取得や手続方法、障害者雇用の促進等に係るものは必要に応じて含め、6次産業化等の取組を行う上で実践的な知識の習得に資するものであること。

(2) 別記2の第1の5に掲げる事業に取り組もうとする市町村は、第1の1の事業により策定(更新を含む。)する市町村戦略に、直売所の売上げ向上に向けた取組方針、目標等を定めること。

2 事業の実施に関する事項

- (1) 第1の1の6次産業化・地産地消推進協議会のうち都道府県段階におけるものについては、財務局、経済産業局及び地方運輸局並びにその都道府県の区域を営業範囲とする支援対象事業活動支援団体（機構法第21条第1項第2号に規定する支援対象事業活動支援団体をいう。）の参加を求めること。
- (2) 第1の1の6次産業化・地産地消推進協議会の開催に当たっては、地域の実情を踏まえ、学校給食関係者、病院・福祉施設関係者、直売所関係者、観光事業者、食品事業者、大学・介護施設等の関係者等の参加を得て、農林水産物等の加工・直売、輸出、施設給食における利用、医福食農連携、再生可能エネルギーの利用など地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針等の検討を行うこと。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（4の（1）ただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県及び市町村が事業実施主体となる場合の職員の人件費
- (6) 第1の2の人材育成研修会の研修生の在住地（自宅等）から研修地（研修生を受け入れる研修先等）までの間の旅費（交通費、宿泊費等）
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を事業実施主体が市町村の場合は都道府県知事に事業実施主体が都道府県の場合は地方農政局長等（北

海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県知事は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

5 契約の適正化

事業実施主体は、第1の1のうち6次産業化等に関する戦略の策定は委託して行わせることはできないものとする。また、第1の1のうち交流会の開催及び第1の2の人材育成研修会の開催の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、都道府県が自ら事業実施主体になる場合は、本要綱第5の2の規定により、その内容の協議を行うものとする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画（別紙様式第1号に基づき作成されたものをいう。以下同じ。）に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第7 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 六次産業化・地産地消法の目的において、6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」（平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知）において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 4 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた施策
- 5 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策

6 次産業化の推進支援事業

第 1 事業の内容等

事業内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 インバウンドを中心とする観光消費の促進

(1) 事業内容

インバウンドを中心とする観光客向けに新たなコンテンツ・魅力を提供することにより、地域の観光消費の促進を図るため、地場産農林水産物等（事業実施主体の属する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を含む都道府県の区域において生産された農林水産物及びこれを原料として製造された加工品をいう。以下同じ。）を活用した新たなメニューや新商品、新たな加工・収穫等体験サービスの企画・開発、安全性を確保するための成分分析、消費者評価会の実施等を行う。また、それらの新たなメニューや新商品、新サービスの情報を発信するため、インバウンド向けの多言語標示板の設置、広報ツールの作成等を行う。

(2) 交付対象経費

新たなメニュー・新商品・新サービスの企画・開発費（試作品、パッケージデザイン及び体験サービスの企画・開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料、消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、多言語標示板設置費、広報ツール作成費（資料印刷費、外国語ホームページ等作成費）、通信費、消耗品費等

2 経済活動としての農福連携の発展

(1) 事業内容

経済活動としての農福連携の発展を図るため、障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の作業適性に応じた作業環境整備のための研修会の開催、障害者の作業マニュアルの作成、安全性を確保するための成分分析、障害者が参加した商品開発・販路開拓等の取組を行う。

(2) 交付対象経費

研修会費（講師謝金、講師旅費、会場借料）、作業マニュアル作成費（検討会出席謝金、開発員手当）、新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料）、消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、販売促進展開費（会場借料、インターネットを活用した試験販売費、商品紹介資料印刷費、出展旅費、展示品輸送費）、通信費、消耗品費等

3 2 次・3 次産業と連携した加工・直売の推進

(1) 事業内容

農林漁業者等と２次・３次産業が連携した加工・直売を推進するため、国産農林水産物等を使用した業務用一次加工品等の製造・販売のために必要な調査・検討、業務用一次加工品等の新商品開発、安全性を確保するための成分分析、実需者評価会等を行う。

(２) 交付対象経費

調査・検討費（人件費、調査旅費）、新たなメニュー・新商品等開発費（試作品の開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料）、実需者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、通信費、消耗品費等

４ 新商品開発・販路開拓の実施

(１) 事業内容

ア 新商品開発

国産農林水産物等を活用し、消費者等の需要に即した新商品（学校、病院、福祉施設その他の施設において提供される給食（以下「施設給食」という。）及び介護食品（スマイルケア食）を含む。）の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。

なお、本取組は、確実に産業として成り立つ新商品を開発する観点から、３回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができるものとする。

イ 販路開拓の実施

(ア) 新商品として開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行う。

(イ) 国産農林水産物等を活用した商品の販路を開拓するための商談会等への出展を行う。

(２) 交付対象経費

新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料等）、消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、インターネットを活用した試験販売費、販売促進展開費（会場借料、商品紹介資料印刷費、出展旅費（１回の出展あたり２人までとし、２回分の出展費用を限度とする。）、施設給食における導入実証費、展示品輸送費）、通信費、消耗品費等

５ 直売所の売上向上に向けた多様な取組

(１) 事業内容

ア 直売所の販売力向上に向けた運営体制強化及び経営改善を図るための検討会や研修会の開催を行う。

イ 直売所で扱う国産農林水産物等を活用したインバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催を行う。

ウ 観光事業者等とのツアー等の企画及び直売所の販売額向上のための料理講習会

等のイベントを行う。

エ 直売所で効率的な集出荷システムを構築するための実証を行う。

(2) 交付対象経費

検討会・研修会の開催費（委員謝金、委員旅費、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等）、新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）、ツアー等の企画費（観光事業者旅費、資料印刷費等）、新商品の消費者評価会開催費（会場借料、通信運搬費、消耗品費等）、販売企画費（会場借料、資料印刷費、試食材料費、通信運搬費、消耗品費等）、実証実験分析費（分析員手当、調査旅費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費）、実証実験実施費（実施員手当、会場借料、通信運搬費、消耗品費、ハンディPOS・バーコードプリンターレンタル費、集出荷用トラックレンタル費、集出荷用トラック燃料費、大型保温保冷库レンタル費、宅配ボックスレンタル費等）等

第2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの（以下「市町村協議会」という。）又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上特に認める団体（以下「特認団体」という。）

(2) 交付率

ア 第1の2の事業については定額（事業費の1/2以内とする。）

イ 第1の1から5までの事業（第1の2の事業を除く。）については定額（事業費の1/3以内（ただし、市町村戦略（本要綱別記1-1の第1の（1）に規定する市町村戦略をいう。以下同じ。）に基づいて行われる取組（戦略策定市町村に所在する事業実施主体の取組であって、当該市町村区域内で生産される農林水産物及び当該農林水産物の副産物を活用した取組として当該市町村が認めるものに限る。）にあっては、事業費の1/2以内）とし、第1の4の施設給食における導入実証の取組にあっては、1食当たり40円を事業費の上限とする。）

2 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

(4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体として事業実施主体になろうとする者は、事業実施計画の提出の際、特認

団体申請書（別紙様式第 12 号）を都道府県知事に提出すること。

第 3 目標年度及び成果目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から 3 年以内とする（事業実施年度とすることもできる。）。
- 2 成果目標は、第 1 の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第 4 採択基準

1 採択基準

- (1) 事業実施主体が市町村である場合は、市町村協議会を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。
- (2) 事業実施主体が市町村協議会である場合にあっては、当該市町村が、市町村戦略を定めていること。
- (3) 事業実施主体が市町村協議会の構成員である場合には、事業の内容が市町村戦略に基づいて行われる取組であると当該市町村が認めたものであること。
- (4) 事業実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村協議会の構成員及び特認団体である場合は、多様な事業者（事業実施主体を含む 3 者以上とし、農林漁業者等を必ず含むものとする。）が連携するネットワークを構築しており、又は構築することが確実であること。
- (5) 第 1 の 1 の事業に取り組む事業実施主体が農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領第 2 に定める地域協議会（以下「農泊地域協議会」という。）の構成員でないこと。
- (6) 第 1 の 1 の事業に取り組む事業実施主体の取組が農泊地域協議会の取組に対しても観光消費の促進の効果をもたらす等の相乗効果が期待できるものであること。
- (7) 第 1 の 3 の事業に取り組む事業実施主体は、販売を想定している事業者等と連絡・調整を行っていること。
- (8) 第 1 の 4 の（1）のアの新商品開発にあっては、次のアからウまでを満たすものであること。ただし、施設給食及び介護食品（スマイルケア食）の取組にあっては、ア及びウに代わり、エを満たすものであること。
 - ア 国産農林水産物等を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
 - ウ 開発した新商品にあっては、「F C P 展示会・商談会シート」を作成すること。
 - エ 地場産農林水産物等を活用し、かつ、その給食を提供する施設を利用する者

又は介護食品の提供を受ける者の需要に即したものであって、原材料の安定的な生産・供給体制や製造過程における技術的な課題の解決策、価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

- (9) 第1の4の(1)のイの事業実施主体は、販路開拓の実施として行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。

なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて交付金の額を確定させるものであること。

ア 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。

イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。

- (10) 第1の4の(1)のイの販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「FCP展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであつても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（4の(1)のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 市町村職員の人件費
- (6) 第1の1から4の試作品の製造のための機械リースにおいて試作品の製造以外に使用可能な汎用性の高いもののリース料（例：パソコン、プリンター等）
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県知事は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

4 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

ただし、委託して事業を行わせる場合は、事業費の2分の1を超えない範囲とする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。また、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第20の(2)に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第10号）の提出を求めるものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画（別紙様式第2号に基づき作成されたものをいう。）に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第7 事業収益状況の報告

事業実施主体は、第1の1の(1)の新商品、2の(1)の商品開発、3の(1)の新商品開発、4の(1)のアの新商品の開発及び第1の5の(1)のイの新商品の開発に関して、事業を実施することにより発生した収益（以下別記2において「事業収益」という。）の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間毎年、別紙様式第16号により事業収益状況報告書を作成し、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に、本要綱第5の1の規定により事業実施計画を提出した都道府県知事に提出するものとする。

なお、本事業の事業収益が1カ年も発生していない場合で4年目以降も本事業で開発した新商品又は介護食品の製造・販売事業を継続する場合は、4年目以降も別紙様式第16号を作成し、当該新商品の製造・販売の取り止めた年度又は事業収益が発生することとなった年度の翌年度まで都道府県知事に報告するものとする。

第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、第1の1の(1)の新商品、2の(1)の商品開発、3の(1)の新商品開発、4の(1)のアの新商品の開発及び、第1の5の(1)のイの新商品の開発に係る事業収益について、相当の収益を得たと認められるときは、(1)又は(2)により算定した額を、都道府県知事を経由し国庫に納付するものとする。
 - (1) 事業収益が発生した場合の納付額は、毎年度ごとの当該事業収益の額に、当該事業収益を取得したときまでに新商品開発、当該新商品の改良、介護食品の開発及び当該介護食品の改良（以下第8において「新商品開発等」という。）に関して交付された交付金の総額を本事業に関連して支出された新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用の総額で除した値を乗じて得た額とする。
 - (2) 事業により開発された新商品又は介護食品を自ら販売したことにより相当の事業収益が発生した場合の納付額は、次の算式により算出した額とする。

$$E_i = \{ (\sum A_i - \sum E_i) - (C - D) \} D / C - E$$

E_i : i 年度までに納付すべき事業収益額

$\sum A_i$: 初年度から i 年度までの売上高の累計

$\sum E_i$: 初年度から i 年度までの売上高を得るに要した費用（新商品開発等に要した費用を除きます。）の累計

- C : 新商品開発等に要した費用の累計
D : 新商品開発等に関する交付金の確定額
E : 前年度までの納付額

(注) ① 初年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日からの1年度間とする。

② i年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日から(i-1)年間を経過した日からの1年度間とする。

- 2 納付額の上限は、交付された交付金総額から、本事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。
3 収益納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度以降3年間とする。

第9 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とする。

(1) 事業実施主体自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第 10 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 六次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）をいう。）の目的において、6 次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」（平成 25 年 6 月 28 日付け 25 経営第 1044 号農林水産事務次官依命通知）において、6 次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 4 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた施策
- 5 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 6 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）に基づく特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

別記 3

地域での食育の推進事業

第 1 事業の内容等

第 3 次食育推進基本計画及び食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 17 条に基づき作成した都道府県食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）に定められた目標のうち、次の①から⑥までに掲げる目標の達成に向けて、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、共食の場における食育活動、食品ロス削減等に係る次の 1 から 8 までの取組の全部又は一部を行う。

また、事業の実施に当たっては、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見に資するよう配慮するとともに、事業実施主体においては、事業で実施した取組を都道府県域内に広く普及させるための取組を行うものとする。

さらに、都道府県は、本事業を効果的・効率的に実施することを目的として、本事業の実施主体及び必要に応じてその他の関係者が参加する会議を事業実施期間内に開催するものとする。なお、同会議の開催に当たっては、会議参加者ほかで構成する食育協議会を組織するよう努めるものとする。

〔目標〕

- ① 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ② 農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ③ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ④ 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ⑤ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ⑥ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

1 食育推進検討会の開催

日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を開催し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワーク構築等を行う。

また、地域の食育関係情報を事例調査等で整備し、優良な食育活動の普及等を図り、食育推進活動の指導を行う。

（交付対象経費）

（1）食育推進検討会の開催費

委員謝金・旅費（外部委員に限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、事務局活動費、役務費、通信運搬費、消耗品費等

（2）地域の食育関係情報整備費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、調査員手当・旅費（実態調査）、役務費、通信運搬費、消耗品費等

（3）教材作成費

教材編集料、印刷費、啓発資材作成・レンタル費、通信運搬費、消耗品費等

2 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

第3次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。

(交付対象経費)

(1) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(2) アンケート調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費等

3 食育推進リーダーの育成及び活動の促進

地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化等の分野において専門的に食育活動を行うボランティア活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーの育成を促進するとともに、食育推進リーダーの活動（講習会、研修会、現地指導等）を通じて食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及、農林漁業体験の機会の提供等を促進する。

(交付対象経費)

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

4 食文化の保護・継承のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、子育て世代や若い世代を中心とした各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

(交付対象経費)

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

5 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。

(交付対象経費)

(1) 教育ファーム検討委員会開催費

委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費等

(2) 農林漁業体験の機会の提供費

- 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するもの）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等
- (3) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費
- 賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するもの）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費等

6 和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

（交付対象経費）

(1) 献立の開発費

調理師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、食材費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等

(2) 食育授業費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

7 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組及び地域において共食の場を試験的に設けるための取組を行う。なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにすることとする。

（交付対象経費）

(1) ニーズ調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費等

(2) 農林漁業者等とのマッチングの調査・調整費

調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費等

(3) マッチング交流会開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するもの）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(4) 共食の場の提供（試験的实施）費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

8 食品ロスの削減に向けた取組

食品ロスの削減に向けた消費者等の意識調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

（交付対象経費）

（1）意識調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費等

（2）食品ロス削減検討会・セミナー開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

都道府県、市区町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特に認める団体（以下「特認団体」という。）。）。。

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）主たる事務所の定めがあること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

（4）各年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画を提出する際、別紙様式第 12 号を併せて都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出し、認定協議を行うものとする。

第3 事業の実施期間

1 本事業の実施期間は、平成 30 年度から令和 2 年度までとする。

2 事業実施主体ごとの事業実施計画に基づく事業実施期間は、原則として、交付決定の日から当該年度の末日までとする。

第4 採択基準

本要綱第4の2の事業ごとに定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業内容について、第3次食育推進基本計画及び事業実施地域を所管する都道府県が策定した食育推進計画の実現並びに本事業が設定した目標の達成に資するものであること。
- 2 事業で実施する各種取組について他の事業実施主体が活用できる汎用性があること及び同取組をホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。

第5 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成及び協議

- (1) 本要綱第5の1の規定に基づき、事業実施主体は、別紙様式第3号により事業実施計画を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該事業実施計画を、その事業実施主体が所在する行政区域の都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画を本要綱第4の2及び別記3第4の採択基準に準じて審査し、採択した計画に自身の事業計画を含めて、別紙様式第11号により都道府県事業実施計画を作成するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)により作成した都道府県事業実施計画を、地方農政局長等に提出し、その内容の妥当性について協議を行うものとする。
- (4) 都道府県事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の協議については、本要綱第5の3による。
- (5) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、(2)における採択に当たって、必要に応じ追加の資料の提出を求めることができるものとする。

2 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別紙様式第3号別添の「第2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

なお、委託して行わせる範囲は、事業区分ごとの事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、地方公共団体が委託する場合を除く。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

3 地域での食育の推進事業に係る都道府県の手続

(1) 交付決定及び額の確定

都道府県知事は、事業実施計画の協議が整った後、事業実施主体に交付申請書を

提出させ、交付決定を行うものとする。

また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定した後、確定額に基づき支払を行うものとする。

(2) 事業の進捗状況管理、助言等

都道府県知事は、本事業に係る要綱等に基づき、事業実施主体に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

4 申請できない経費

- (1) 本事業を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 交付金の交付決定前に発生した経費。ただし、6の(1)ただし書の場合を除く。
- (3) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額。）
- (4) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (5) 実施に伴い相応の利益を得る可能性のある事業に関わる経費

5 人件費

交付金事業に要する人件費（交付金事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。

6 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付金の交付決定後とする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体においては、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した「食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届」（別紙様式第 15 号）を都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県が、交付決定前に着手しようとする場合は、同届けを地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前の着手は、事業の内容及び交付金の交付が確実になってから行うものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。なお、

事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第6 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

本事業は、事業実施年度が目標年度となることから、本要綱第7の1の規定に基づき、事業実施状況の報告については、2の(3)の報告に代えるものとする。

2 事業成果の報告

- (1) 事業実施主体は、本要綱第8の規定に基づき、別紙様式第14号(別表3)により、事業によって得られた成果を報告書に取りまとめるものとする。また、都道府県以外が事業実施主体である場合は、当該報告書をその属する行政区域の都道府県知事に報告する。
- (2) 都道府県知事は、(1)により事業実施主体から報告を受けた事業成果の状況を点検し、成果目標が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し必要な指導を行い、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させる。
- (3) 都道府県知事は、(1)により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況に、自らの成果を併せて、「都道府県事業評価報告書」として別紙様式第14号(別表3)に取りまとめた上で、事業終了年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 農林水産省及び地方農政局等(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局をいう。以下同じ。)は、あらかじめ都道府県知事に連絡した上で、報告のあった事業成果を公表できるものとする。
また、本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めることとする。

3 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行うものとする。その際、都道府県に対して、ヒアリング等を実施することがある。

第7 交付金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める交付金遂行状況の報告について、都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、交付要綱別記様式第4号により交付金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 事業実施主体の責務等

1 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 事業実施主体自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 事業実施主体の関係会社

(2) 利益等排除の方法

ア 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

2 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局等に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

バイオマス産業都市推進事業

第 1 事業の内容等

事業内容、交付対象となる経費の範囲、事業実施主体、交付率及び採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 事業内容

本事業は、地域のバイオマスを活用した産業化等を推進し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を目指し、バイオマス関係 7 府省によりバイオマス産業都市として選定された地域のバイオマス産業都市構想（以下「産業都市構想」という。）に位置付けられた事業化プロジェクトの推進に必要な以下の内容を支援するものとする。

(1) 調査支援

事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス利活用施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援。

(2) 基本設計支援

事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる基本的な設計に対する支援。

(3) 実施設計支援

事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の整備に当たり必要となる実施設計に対する支援。

(4) 協議・手続支援

事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援。

2 交付対象経費

人件費（1 に直接従事するものの人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知））に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費））、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）、使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）

3 事業実施主体

産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織

する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。以下同じ。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であつて、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

4 交付率

定額（事業費の1／2以内）

5 採択基準

事業の採択基準は、導入予定のバイオマス利活用施設について、利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等に関してモデル性があり、施設整備事業実施による波及効果が認められるものとする。

- (1) 1の(1)の調査支援を実施する場合には、当該事業の実施により、事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の導入が見込まれること。
- (2) 1の(2)の基本設計支援及び1の(3)の実施設設計支援を実施する場合にあつては、当該事業の終了後、速やかに、事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の整備を予定していること。
- (3) 1の(4)の協議・手続支援を実施する場合にあつては、事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の整備を実施していること又は実施することが見込まれること。

第2 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、交付対象としないものとする。

- (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (2) 既存施設及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費
- (3) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (4) 拠点となる事務所の借上経費
- (5) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (6) 交付決定前に発生した経費（2の（1）ただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (7) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (8) 自力又は他の補助事業等によって整備に着手した施設、機械器具に係る経費
- (9) 実施設計支援事業については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1)ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県は、(1)ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

3 契約の適正化

事業実施主体が民間団体等の場合は、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）実施計画書（別紙様式第4号）に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）
- (2) 委託契約書の案（委託する事業の内容及びそれに要する経費）

第3 事業実施状況の報告

1 本要綱第7の1の規定により、事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）実施計画書（別紙様式第4号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。

2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙様式第14号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。

第4 整備状況の報告

事業実施主体は、基本設計支援事業、実施設計支援事業又は協議・手続支援事業を実施した場合には、バイオマス利活用施設の整備後、速やかに食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）に関する整備状況報告書（別紙様式第17号）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

第5 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（1）から（3）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親

会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

２ 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（２）100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第６ 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、「SDG s 未来都市計画」における自治体による SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に係る施策との連携等に配慮するものとする。

第７ その他

１ 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する食料産業・６次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）実施計画書（別紙様式第４号）には、次の書類を添付するものとする。

（１）事業実施主体の概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前３か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前３か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、食料産業・６次産業化交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第１２号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。

(2) 利用しようとする技術の概要を示す資料（様式任意）

(3) 金融機関等から借入を行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

(4) 産業都市構想の選定時に構成員として位置付けられていなかった民間団体等にあつては、事業を実施する所在地の地方公共団体から構成員に加わることの承認を得ていることが確認できる証明書（様式任意）

2 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、本要綱及び食料産業・6次産業化交付金交付要綱（以下「要綱等」という。）を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

(2) 交付金の経理

交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に基づき、適正に執行すること。

イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

ウ 事業実施主体は、事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後1か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報告すること。

エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。

別記5

メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業

第1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 事業内容

本事業は、メタン発酵消化液及び食品リサイクルたい肥等（以下「消化液等」という。）を肥料としてほ場で利用するにあたって、実際には場に消化液等を散布し、肥料としての効果を分析・実証するために必要な以下の取組を支援するものとする。

ア 肥効分析

イで用いる消化液等について、肥効分析を行う。

イ 現地調査・実証

現地における消化液等の肥料散布調査・実証を行う。

ウ 普及啓発資料作成・サンプル提供

ア及びイの結果を用いた普及啓発資料の作成・配布、消化液等のサンプル提供等を行う。

エ 研修会等開催

アからウまでの結果を用いた研修会等を行う。

オ 報告書作成

アからエまでの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

2 交付対象経費

人件費（1に直接従事するものの人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費））、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）、使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）

第2 事業実施主体等

本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施主体

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）であつて、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であつて、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

2 交付率

交付金の交付率は、定額とする。

第3 目標年度及び事業目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。
- 2 事業目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第4 採択基準等

1 採択基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち、事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであつても、所要額に含めることができない。

- (1) 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費（3の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額

に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）

- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (7) 施設・設備等の詳細設計のための経費
- (8) 新技術の実用可能性を判断するための実証試験費
- (9) 海外への渡航、滞在等のための経費

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第 15 号）を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

4 契約の適正化

事業実施主体が他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金（メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業）実施計画書（別紙様式第 6 号）に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。

- (1) 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）
- (2) 委託契約書の案（委託する事業の内容及び当該事業に要する経費）

第 5 事業実施状況の報告

本要綱第 7 の 1 の規定により、事業実施主体は、その実施する事業を終了した年度から目標年度までの間、毎年度、事業の実施状況に関する項目（別記様式第 14 号に規定された項目）について報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

第 6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況について、事業目標及び事業目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (2) (1) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）から（３）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) **100%**同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 **38** 年大蔵省令第 **59** 号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) **100%**同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第8 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、「SDGs 未来都市計画」における自治体による SDGs（持

続可能な開発目標）の達成に向けた取組に係る施策との連携等に配慮するものとする。

第9 その他

1 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する食料産業・6次産業化交付金（メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業）実施計画書（別紙様式第6号）には、次の書類を添付するものとする。

（1）事業実施主体の概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第12号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。

（2）金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

2 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

（1）事業の推進

事業実施主体は、本要綱及び食料産業・6次産業化交付金交付要綱（以下「要綱等」という。）を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

（2）交付金の経理

交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に基づき、適正に執行すること。

イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計

士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

ウ 事業実施主体は、事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後 1 か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報告すること。

エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。

別記 6

フードバンク活動の推進事業

第 1 事業の内容等

本事業は、食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、フードバンク活動（家庭から発生する余剰食品を提供するフードドライブ活動に関する取組を除く。）の発展に向け、次の 1 又は 2 の取組を支援するものとする。

1 検討会の開催等

（1）事業内容

次のアからカまでの取組を行う。ただし、イからオまでの取組については、いずれか 1 つ又は複数の取組を選択して実施するものとする。

ア 検討会の開催

特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減の検討を行い、今後の具体的活動方策等を取りまとめる。

イ 研修会等の開催

食品関連事業者、フードバンク活動団体等の実務に携わる関係者に向け、アで取りまとめた内容に係る研修会等を開催する。

ウ 普及啓発の実施

フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発資料を作成し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。

エ 人材育成の実施

フードバンク活動団体の人材育成に向けて、食品衛生管理及びフードバンク活動団体の運営方法等の習得のため、食品衛生責任者講習、先進フードバンクでの現地研修の受講等の取組を行う。

オ 連携強化の実施

他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。

カ 報告書の作成

アからオまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

（2）交付対象経費

交付対象となる経費の範囲は、（１）のアからカまでそれぞれにつき、以下のとおりとする。

ア 検討会の開催等

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

イ 研修会等の開催

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

ウ 普及啓発の実施

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、普及啓発資料作成費（資料作成に係る事務局員手当及びデザイン費を含む。）及び消耗品費

エ 人材育成の実施

講習会等受講費（講習会受講料、研修指導謝金）及び受講者旅費

オ 連携強化の実施

講師謝金・旅費、会場借料、通信運搬費、消耗品費及び印刷製本費

カ 報告書の作成

印刷製本費

２ フードバンク活動支援

（１）事業内容

フードバンク活動のための食品の保管用倉庫、運搬用器具、入出庫管理用機器等の賃借を行う。

（２）交付対象経費

次に掲げる賃借料とする。

ア 未利用食品を一時保管するための常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等の賃借料

イ 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカー等の賃借料（燃料を除く。）

ウ 未利用食品の在庫管理又は入出庫管理のための機器等の賃借料（インク等の消耗品を除く。）

第２ 事業実施主体

１ 本事業の実施主体は、次に掲げるとおりとする。

都道府県、市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学

校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって都道府県知事が地方農政局長等（北海道においては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特に認める団体（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（別紙様式第7号）を提出する際、別紙様式12号（特認団体認定申請書）を併せて都道府県知事に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度までとする。

第4 目標年度及び成果目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする（事業実施年度とすることも可能とする。）。
- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第5 採択基準等

1 採択基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 以下のいずれかの要件を満たすフードバンク活動団体又は当該団体が

構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会であること。

① 令和2年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないこと

② 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する計画を有すること

(5) 以下に掲げる事業において3回以上補助を受けたことのある団体でないこと。

ア 平成22年度 食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）

イ 平成23年度 食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）

ウ 平成24年度 食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）

エ 平成25年度 食品産業環境対策推進事業 食品廃棄物等削減推進事業（フードバンク活動に係る事業）

オ 平成26年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動等の推進事業（フードバンク活動の支援に係る事業）

カ 平成27年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動等の推進事業

キ 平成28年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動等の推進事業

ク 平成29年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動の推進事業

ケ 平成30年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業 フードバンク活動の推進事業

コ 平成31年度 食料産業・6次産業化交付金 フードバンク活動の推進事業

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

(1) 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費

(2) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

(3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

- (4) 補助金の交付決定前に発生した経費（ただし、7（1）のただし書により、交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (7) 施設・設備等の詳細設計のための経費
- (8) 技術の実証を行うための経費
- (9) 海外への渡航、滞在等のための経費

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

4 契約の適正化

- (1) 事業実施主体が民間団体等の場合は、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金（フードバンク活動の推進事業）実施計画書（別

紙様式第 7 号) に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

ア 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）

イ 委託契約書の案（委託する事業の内容及び当該事業に要する経費）

- (2) 事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別紙様式第 7 号別添の「第 2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。なお、委託して行わせる範囲は、事業区分毎の事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。

ア 委託先が決定している場合は、委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第 6 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成及び協議

- (1) 本要綱第 5 の 1 の規定に基づき、事業実施主体は、別紙様式第 7 号により事業実施計画を作成するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画を本要綱第 4 の 2 及び別記 6 第 4 の採択基準に準じて審査し、採択した計画に自身の事業計画を含めて、別紙様式第 11 号により都道府県事業実施計画を作成するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2) により作成した都道府県事業実施計画を、地方農政局長等に提出し、その内容の妥当性について協議を行うものとする。
- (4) 都道府県事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の協議については、本要綱第 5 の 3 による。
- (5) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、(2) における採択に当たって、必要に応じ追加の資料の提出を求めることができるものとする。

2 フードバンク推進事業に係る都道府県の手続

(1) 交付決定及び額の確定

都道府県知事は、事業実施計画の協議が整った後、事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定した後、確定額に基づき支払を行うものとする。

(2) 事業の進捗状況管理、助言等

都道府県知事は、本事業に係る要綱等に基づき、事業実施主体に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

第7 事業実施状況等の報告

- 1 事業実施主体は、本要綱第8の規定に基づき、別紙様式第14号により、事業によって得られた成果を報告書に取りまとめ、当該報告書をその属する行政区域の都道府県知事に報告する。
- 2 農林水産省及び地方農政局等は、あらかじめ都道府県知事に連絡した上で、報告のあった事業成果を公表できるものとする。
また、本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めることとする。

第8 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第9 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、「SDGs 未来都市計画」における自治体によるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に係る施策との連携等に配慮するものとする。

別記 7

研究開発・成果利用の促進事業

第 1 事業の内容等

1 事業内容

本事業は、農林漁業者等と異業種の事業者との連携による地域資源を活用した新事業の創出等を促進するため、実用化の可能性がある研究開発成果（新技術等）の利用促進を図ることとし、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第 7 条又は第 8 条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた研究開発・成果利用事業計画（以下「認定研究開発・成果利用事業計画」といい、同認定を受けた者を「認定研究開発・成果利用事業者」という。）に従って、多様な関係者が連携して行う次の取組を支援するものとする。

（1）新技術等の導入実証

現場段階における新技術等の導入実証や利用体系の確立、コスト分析等を行う取組

（2）試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立

商品化に向けた品質・機能性成分等の分析や試作品の製造、評価等を行う取組

（3）新商品等の試験販売、販路開拓

新商品等の開発、商品デザインの作成、試験販売及びマーケティング等を行う取組

2 交付対象経費

謝金（事業化検討会等に参加する専門家等への謝金）、旅費（事業化検討会等に参加する専門家、調査員等に係る旅費）、開発費（研究員手当、原材料費、機材・資材費（※）等）、調査費（調査員手当（市場調査、消費者評価、経営分析・評価等））、検査・分析費（品質検査費、栄養成分分析費、機能性成分分析費、細菌検査費等）、試作品等製造費（技術士手当、原材料費、機材・資材費（※）等）、資料作成費（調査資料作成費、会議資料作成費、報告書作成費、説明パンフ作成費、アンケート調査票作成費等）、会議費（会場費、会議機材借料等）、人件費（事務局人件費、評価会会場運営に係る人件費及びアンケート集計に係るアルバイト人件費等）、委託費（ラベル・パッケージデザイン作成等委託費）、実証施設・機材借料（加工施設・機材借料、冷蔵施設借料、衛生管理機材借料等）、その他の研究開発成果の利用促進に必要な取組に要する経費

（※）事業実施に必要な機材・資材の購入費は、1 件当たりの取得価格が 50 万円未満であって、借用が困難な場合に限り交付対象とする。

第 2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、認定研究開発・成果利用事業者又は認定研究開発・成果利用事業者を含む関係者で構成する事業化共同体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

2 コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすものでなければならない。

（1）構成員の中に認定研究開発・成果利用事業者が含まれていること。

（2）構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が交付金交付に係る全ての手続等を担うこと。

（3）定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。

（4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第 3 目標年度及び成果目標

1 事業の目標年度は、原則、事業実施年度とする。ただし、事業成果の検証が事業終了後

に得られるデータ等により行われる場合については、事業実施年度から3年以内で目標年度を設定することができる。

- 2 成果目標は、研究開発成果の活用により、農林水産物等又は新商品について、既存の技術等を活用した場合と比較して、生産等又は販売の効率性及びコスト面で一定程度の改善が図られること、既存の技術等では生産等又は販売を行うことができない生産等又は販売が行われること、研究開発成果について現場に即した利用体系が確立されること等、認定研究開発・成果利用事業の目標又はその前段階といえる目標を設定するものとする。

第4 採択基準

1 採択基準

- (1) 認定研究開発・成果利用事業計画に従って行う取組であること。
- (2) 農林漁業者、試験研究機関、地方公共団体及び民間事業者等、関係者による研究開発成果の利用及び事業化に向けた連携体制が確保されていること。
- (3) 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。

2 申請できない経費

- (1) 事業を実施する上で必要とは認められない経費（本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費を含む。）は、所要額に含めることができない。
- (2) 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。
 - ア 本事業を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
 - イ 交付金の交付決定前に発生した経費（3の（1）のただし書により交付決定前に着手した場合を除く。）
 - ウ 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
 - エ 本事業の実施に伴い相応の利益を得る可能性のある取組に関わる経費

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付金の交付決定後とする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体においては、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した「食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届」（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県が、交付決定前に着手しようとする場合は、同届けを地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) （1）ただし書による交付決定前の着手は、事業の内容及び交付金の交付が確実にってから行うものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

4 契約の適正化

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画（別紙様式第8号により作成されたものをいう。以下別記7において同じ。）に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、都道府県が自ら事業実施主体になる場合は本要綱第5の2の規定により、その内容の協議を行うものとする。

ア 委託先が決定している場合は、その委託先

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

- 1 利益等排除の対象となる調達先
事業実施主体が次の（1）から（3）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。
 - （1）事業実施主体の自社
 - （2）100%同一の資本に属するグループ企業
 - （3）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）
- 2 利益等排除の方法
 - （1）事業実施主体の自社調達の場合
当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。
 - （2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第８ 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- 1 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく都道府県を通じて地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後５年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に都道府県を通じて地方農政局長等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

6 次産業化施設整備事業

第 1 事業の内容

本事業は、次の 1 又は 2 の取組において 施設等の整備に要する経費 の額から第 3 の 2 に定める資金の額を除いた 自己負担に係る部分に対して 助成するものとする。

1 農林漁業者の組織する団体による取組

農林漁業者の組織する団体が、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第 5 条の規定に基づく認定又は第 6 条の規定に基づく変更の認定 を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って実施する六次産業化・地産地消法第 3 条第 4 項に定める総合化事業に係る取組

2 農林漁業者等と中小企業者による取組

農林漁業者等又は中小企業者が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）第 4 条の規定に基づく認定又は第 5 条の規定に基づく変更の認定 を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に従って実施する農商工等連携促進法第 2 条第 4 項に定める農商工等連携事業に係る取組

第 2 交付対象施設等の範囲

第 1 の 1 及び 2 の取組のうち事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であるものについては次の 1 及び 2 を、第 1 の 2 の取組のうち事業実施主体が中小企業者であるものについては次の 3 を、それぞれ 交付の対象 とする。

1 農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設

（1）農林水産物等の集出荷のために必要な施設

農林水産物等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、農林水産物等の集出荷のための建物

（2）農林水産物等の処理・加工のために必要な施設

農林水産物等の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装・検査用機械、農林水産物等の処理加工のための建物

（3）農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設

農林水産物等の総合的な販売のための機械及び建物並びに地域食材提供のための機械及び建物

（4）農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の生産・加工体験提供のために必要な施設

第 2 の 1 の（2）または（3）に掲げる施設と一体的に整備する 農林水産物等の

生産・加工体験の提供のための機械及び建物（ただし、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）第3に定める事業を実施中又は、実施が終了した地域（以下「農泊実践地域」という。）からの観光入込客の流入が見込める地域における取組に限る。）

(5) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設

捕獲獣肉等食材提供のための機械及び建物

(6) 収穫後用病虫害防除のために必要な施設

農林水産物の病虫害防除のための機械及び建物

(7) 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設

農林水産物の副産物、農林水産業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械及び建物（売電を目的とする取組に係るものを除く。）

(8) (1)～(7)の附帯施設

2 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等

(1) 簡易土地基盤整備

障害物除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水、農道整備、有機物投入等

(2) 農業用水のために必要な施設

水源・貯水機械及び建物

(3) 営農飲雑用水のために必要な施設

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがい用施設を除く。）及び農作物の洗浄のための機械及び建物

(4) 農産物生産に必要な施設

農業用機械・建物（ただし、新商品の原材料となる農林水産物の生産に用いる等、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携計画の取組に真に必要なものに限る。）

(5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設

乾燥機、粳摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵機械、建物

(6) 育苗のために必要な施設

水稻、野菜等の育苗に必要な機械及び建物

(7) 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設

養殖用生産機械、放流用の種苗の生産機械及び建物（漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのある取組に係るもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）を除く。）

(8) 堆肥製造のために必要な施設

堆肥製造用・堆肥保管用機械及び建物

(9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設

- 新技術を活用した育苗・増殖・培養用機械及び建物
- (10) 特用林産物生産のために必要な施設
きのか類等特用林産物の生産に必要な機械及び建物
- (11) 農林水産物運搬のために必要な施設
農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械及び建物
- (12) 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設
農林水産物の副産物、農林水産業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械及び建物（売電を目的とする取組に係るものを除く。）
- (13) (1)～(12)の附帯施設
(注) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

3 食品等の加工・販売のために必要な施設

- (1) 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設
農林漁業者等と中小企業者が連携する際の、新商品の原材料となる農林水産物を有効に活用した食品等の加工・販売に必要な、当該新商品の製造過程に対応した機械及び建物（販売施設は、加工施設の整備と一体的に整備するものに限る。）
- (2) (1)の附帯施設（当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る。）

第3 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は、六次産業化・地産地消法 第5条の規定に基づく認定若しくは同法第6条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農工商等連携促進法 第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であって、交付対象事業費に充てるために2に定める資金の 貸付又は出資（以下「貸付等」という。）を受けて 本事業を実施する次に掲げる者とする。

(1) 農林漁業者の組織する団体

3戸以上の農林漁業者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができると認められる団体（法人格を有しない団体にあつては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。）及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であつて農林漁業関連事業に常時従事する者を 3人以上雇用し、又は常時雇用者を新たに 3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているもの。ただし、第2

の 1 の（４）に掲げる施設等を整備しようとする者は、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 2 に定める地域協議会（以下「農泊地域協議会」という。）の構成員ではない者に限る（本事業の完了日以後に農泊地域協議会の構成員となった場合は、この限りではない。）。

（２）中小企業者

農商工等連携促進法第 2 条第 1 項の規定に基づく中小企業者（個人及びみなし大企業を除く。）

（注）みなし大企業とは、以下の法人をいう。

- ・ 発行済株式の総数又は 出資金の額 の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は 出資金の額 の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・ 大企業の役員又は 職員を兼務する役員の総数 の 2 分の 1 以上を占めている法人

2 交付対象事業費に充てる資金は、次に掲げる機関が 貸付等を行う 資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づいて 貸付等を行う 資金とする。

- （１）農業協同組合
- （２）農業協同組合連合会
- （３）森林組合
- （４）森林組合連合会
- （５）漁業協同組合
- （６）漁業協同組合連合会
- （７）農林中央金庫
- （８）株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- （９）株式会社日本政策金融公庫
- （１０）沖縄振興開発金融公庫
- （１１）株式会社商工組合中央金庫
- （１２）銀行
- （１３）信用金庫
- （１４）信用協同組合
- （１５）都道府県
- （１６）市町村
- （１７）特別区

3 本事業の交付率は、次に掲げるとおりとする。

- （１）交付金の交付率は、定額（交付対象事業費の 10 分の 3 以内）とする。ただし、次のいずれかに該当する本事業については、定額（交付対象事業費の 2 分の 1 以内）とする。

- ア 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により、都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業
- イ 市町村戦略（本要綱別記1-1の第1の（1）に規定する市町村戦略をいう。以下同じ。）に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める事業
- ウ 認定総合化事業計画又は認定農工商等連携事業計画において、本事業による施設等の整備を契機として、障害者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護認定を受けた者をいう。以下同じ。）を新たに雇用（本事業により整備した施設等に関連した業務に従事する者に限る。）することが定められており、かつ、六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく認定若しくは第6条の規定に基づく変更の認定又は農工商等連携促進法第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた日から起算して2年を経過する日までに障害者等を雇用することが確実であると認められる事業
- （2）交付要綱の別表の 交付率欄 に規定する事業実施主体に交付する 交付金 の額の算定の方法は、次のアからウまでに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とする。
- ア 交付対象事業費に 10分の3（第3の3の（1）のただし書に該当する場合は 2分の1）を乗じて得た額
- イ 交付対象事業費に充てるために 貸付等を行う 第3の2の資金の額
- ウ 交付対象事業費からイの額及び地方公共団体等による 助成金の額 を控除して得た額
- （3）（2）に定める方法により算出された交付金の額が1億円を超える場合は、当該額にかかわらず、1億円以内とする。ただし、次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす場合であって、業務用需要に応じた一次加工品等の事業者間の取引（以下「BtoB」という。）において、その取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限り、2億円の範囲内で上乗せすることができる。
- ア 認定総合化事業計画又は認定農工商等連携事業計画に定める目標年度において、本事業におけるBtoBに供するものの取扱量又は取扱金額が50パーセントを超える計画であること。
- イ 取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が

定める認証基準を上回るものに限る。)に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費が明確であること。

ウ 事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCP に関する第三者認証を取得することが明記されていること。

第4 目標年度及び成果目標

1 本事業の目標年度は、認定総合化事業計画に定める総合化事業又は認定農商工等連携事業計画に定める農商工等連携事業の実施期間の最終年度とする。

2 成果目標は、次の（１）又は（２）に掲げる取組に応じ、それぞれに定める目標とする。

また、このうち、第3の3の（１）のア 及びイ に該当する取組については、次の（３）に定める目標を設定する もの とする。

（１）農林漁業者の組織する団体による取組

農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画で定めた総合化事業の目標

（２）農林漁業者等と中小企業者による取組

農林漁業者等及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画で定めた農商工等連携事業の目標

（３）第3の3の（１）のア 及びイ に該当する取組

地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標

第5 採択基準等

1 採択基準

（１）共通基準

ア 事業規模（施設等の整備に要する経費）が1億円以上となる本事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。

イ 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。

ウ 整備を予定している施設が、その性能及び規模等にかんがみ、成果目標の達成に向け適切なものであること。

エ 利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であると認められること。

オ 事業実施主体の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

カ 整備を予定している施設で加工された製品の販売（販路）等に関する計画が明らかになっていること。

キ 第6の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

ク 目標年度において、本事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。

ケ 事業実施主体の直近3か年の経営状況について、原則として、3期連続して経常損失を計上していないこと、かつ、直近の決算において債務超過（貸借対照表上の負債が純資産を上回った状態）でないこと。

(2) 農林漁業者の組織する団体による取組の基準

本事業で取り扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等（(1)のイに定める規約その他の文書に記載のある農林漁業者等をいう。（3）において同じ。）が、おおむね50パーセント以上（取扱量又は取扱金額）の生産を行っている又は目標年度までに生産を計画していること（事業実施主体の構成員等が生産する場合を含む。）。

(3) 農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組の基準

中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の50パーセント以上（仕入量又は仕入金額）を、ネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の50パーセント以上（取扱量又は取扱金額）を、事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること。

2 事業の実施に関する事項

(1) 都道府県知事は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施主体に対する交付決定時までに、第3の2に規定する資金の貸付等を行う機関から事業実施主体に 対し貸付等 が行われることを、当該 貸付等を行う 機関が発行する融資証明書、出資証明書、その他の融資が確実に行われることを証明する書類により確認するものとする。

(2) 交付対象事業費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るために適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、当該直営施工に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち資材費のみを交付の対象とすることができるものとする。

(3) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討するものとする。

(4) 交付の対象とする施設は、耐用年数が5年以上のものとする。

(5) 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品・新材を利用する場合のほか、増築・改築等を行う本事業又は古品・古材（中古農業機械を含む。以下同じ。）の利用による本事業の場合も交付の対象とする。

なお、古品・古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものとする。

3 交付の対象としない経費

次に掲げる経費は、本事業の実施に必要なものであっても、交付の対象としない。

なお、交付の対象としない経費の額が施設等の整備に要する経費に含まれ、単体で区分できない場合は、面積等に応じて按分計算等の方法を用いて、交付の対象としない経費の額を算定して除外するものとする。

- (1) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費
- (2) 個人で使用する機械、施設、運搬用トラック等の目的外使用のおそれのある施設等に係る経費
- (3) 既存施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの（いわゆる更新）並びに交付の対象とする施設のうち附帯施設のみに係る経費
(注) 認定総合化事業計画の実施期間の終了後、当該認定を受けて生産する新商品についてさらなる需要を開拓し増産を図るために、改めて総合化事業計画の認定を受けて取り組む場合に必要となる施設の整備は、同種、同規模及び同効用のものの再度の整備に当たらないため、交付の対象となる。
- (4) 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費
- (5) 交付対象施設等に係る附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く。）及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費
- (6) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費
- (7) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物内にある部屋のうち、加工・流通・販売等の業務に関わらない用途に用いることができるもの（会議室、事務室、役員室、休憩室、物置、更衣室等（食品衛生管理上、必要不可欠なもの及び障害者等を雇用する際に必要なものを除く。））に係る経費

第6 費用対効果分析の実施方法

1 費用対効果の算定方法

- (1) 費用対効果の算定は、原則として、次の式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- (2) 妥当投資額の算定は、次のアからエまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次の式により算定するものとする。ただし、施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、2に掲げる効果項目ごとの年効果額

を合算して算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次の式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \} \quad (\text{別表 1 参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）別表に定めるところによる。

エ 算定の基礎とする数値は、本要綱第 5 の 1 の事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

（3）総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次の（1）及び（2）により行うものとする。

（1）農林水産物等の生産向上に係る効果

ア 農業生産向上効果

（ア）効果の内容

農業生産向上効果とは、次の a から e までに掲げる効果をいう。

a 作付増加効果

当該施設等の整備により作物の作付面積が増加する効果

b 単収増加効果

均一な健苗育成、地力増進による連作障害の軽減、気象災害の防止・回避による被害額の軽減等により単収が増加する効果

c 品質等向上効果

当該施設等の整備による生産物の品質向上、ブランド化、市場競争力の強化、販路拡大（直売や他産業との連携（契約栽培）など）等により販売額が増加する効果

d 畜産関連経営体所得向上効果

当該施設等の整備により、畜産物生産量の増加や効率的な経営等が図られることに伴って、畜産経営体の経常所得（利益、家族労働報酬）が増加する効果

e 農畜産物等加工効果

当該施設等の整備により農畜産物等が加工され、付加価値が向上し、販売額が増加する効果

（イ）算定方法

農業生産向上効果に係る年効果額は、次の a から e までにより算定する年効果額の合計額とする。

なお、算定に必要な生産物単価及び純益率については、3によるものとする。

a 作付増加効果

(a) 作物ごとに、作付増加面積に事業の実施時における単収（以下「現況単収」という。）を乗じて生産増加量を算出するものとする。ただし、現況単収は、無被害単収とする。

(b) (a) で算出した生産増加量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増加額を算出した額に、作物ごとの作付増加純益率を乗じて得た値とする。

b 単収増加効果

(a) 作物ごとに、単収増分に効果発生面積を乗じて生産増加量を算出する。

(b) (a) で算出した生産増加量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増加額を算出した額に、作物ごとの単収増加純益率を乗じて得た値とする。

c 品質等向上効果

作物ごとに、効果発生面積に計画単収を乗じて効果発生量を算出し、これに現況生産物単価と計画生産物単価との差を乗じて得た純益の増加額の合計額とする。

d 畜産関連経営体所得向上効果

畜産経営体の事業実施前後の経常所得の年増加額として算定するものとする。

年効果額 = 事業実施後年間経常所得額(千円) - 事業実施前年間経常所得額(千円)

年間経常所得額（事業実施前、後） = (A) 収益 - (B) 費用

(A) 収益： 決算報告書の収入の合計欄に記載されている副産物を含む数値

(B) 費用： 決算報告書の支出の合計欄に記載されている飼料費、利子、地代等を含み、家族労働費を含まない数値

e 農畜産物等加工効果

農畜産物等の加工品ごとに、商品の製造量の向上に伴う収益増加効果額の合計額とする。

イ 林業生産向上効果

(ア) 効果の内容

林産物等生産向上効果とは、次の a から c までに掲げる効果をいう。

a 林産物等利用増進効果

当該施設等の整備によりこれまで利用されていなかった林産物等が利用される効果

b 林産物等生産増進効果

当該施設等の整備によりこれまで伐採されていなかった区域における林産

物等の生産が促進される効果

c 林産物等販売促進効果

当該施設等の整備により林産物等の品質向上、ブランド化、市場競争力の強化等により、販売が促進される効果

(イ) 算定方法

林産物等生産向上効果に係る年効果額は、次の a から c までにより算定する年効果額の合計額とする。

a 林産物等利用増進効果

当該施設等の整備前には利用されていなかったが、施設等の整備により利用増加が見込まれる林産物等の種類ごとに、当該施設等の整備後の利用増加量に、地域の林産物市場価格から採取・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額の合計額とする。

b 林産物等生産増進効果

林産物の種類ごとに、当該施設等の整備により新たに林産物等の生産が促進される区域の林産物等の生産増加見込量に、地域の林産物等市場価格から採取・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額の合計額とする。

c 林産物等販売促進効果

林産物等の種類ごとに、当該施設等の整備により林産物等の販売増加が見込まれる量に林産物市場価格の上昇が見込まれる額を乗じた額から、販売経費を差し引いた額の合計額とする。

ウ 漁業生産向上効果

(ア) 効果の内容

漁業生産向上効果とは、次の a から c までに掲げる効果をいう。

a 生産増加効果

当該施設等の整備により養殖場の拡大等に伴い生産量が増加する効果

b 魚価向上効果

当該施設等の整備により高級魚の漁獲増、魚体の大型化等魚種・魚体組成の変化による魚価の向上効果

c 品質等向上効果

当該施設等の整備による活魚や新たな加工による付加価値の向上、HACCP等を取り入れることによる対外的な評価の向上等による価格の上昇効果

(イ) 算定方法

漁業生産向上効果に係る年効果額は、次の a から c までにより算定する年効果額の合計額とする。

a 生産増加効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の生産量の差に施設等の整備前の単価を乗じた値に利益率を乗じた額の合計額とする。

b 魚価向上効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の単価の差に施設等の整備後の漁獲量を乗じた額の合計額とする。

c 品質等向上効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の単価の差に施設等の水産物等の生産量を乗じた額の合計額とする。

エ 経費節減効果

(ア) 効果の内容

経費節減効果とは、次の a から d までに掲げる効果をいう。

a 労働経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の労働が集約され、労働時間が縮減されることにより労働経費が節減される効果

b 機械経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の機械作業が集約され、機械経費が節減される効果

c 資材経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の作業が集約され、投入される資材費、光熱水費、燃料費等が節減される効果

d 維持管理費節減効果

当該施設等の整備により既存施設等が合理化され、維持管理に係る経費が節減される効果

(イ) 算定方法

年効果額は、次の a から d までにより算定する年効果額の合計額とする。

a 労働経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の労働経費の総額から、同様に積み上げた計画労働経費の総額を差し引いた額とする。

b 機械経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の機械経費の総額から、同様に積み上げた計画機械経費の総額を差し引いた額とする。

c 資材経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の資材経費の総額から、同様に積み上げた計画資材経費の総額を差し引いた額とする。

d 維持管理費節減効果

現況の施設等の維持管理費の総額から計画維持管理費の総額を差し引いた額とする。

オ その他の効果

アからエまでに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、

その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする。))。

(2) 食品等製造の向上に係る効果

ア 効果の内容

食品等製造の向上に係る効果とは、次の(ア)から(ウ)までに掲げる効果をいう。

(ア) 製造量向上効果

当該施設等の整備による製造工程の効率化等を通じ、商品の製造量が向上(増加)し、出荷額が増加する効果

(イ) 品質向上効果

当該施設等の整備による取扱品目の品質保持の向上等を通じ、規格外等による廃棄量が減少し、商品の損失額が減少する効果

(ウ) 施設維持管理コスト削減効果

老朽化した旧施設を更新することにより、修繕費等の施設の維持管理コストが削減される効果

イ 算出方法

食品等製造の向上に係る効果の年効果額は、次の(ア)から(ウ)まで及びウにより算定する年効果額の合計額とする。

(ア) 製造量向上効果

商品の種類ごとに、商品の製造量の向上に伴う収益増加額の合計額とする。

(イ) 品質向上効果

商品の種類ごとに、取扱品目の品質保持の向上等による廃棄量の減少に伴う収益増加額の合計額を、品質向上効果の年効果額とする。

(ウ) 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費との差とする。

ウ その他の効果

アに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき 都道府県知事 が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする。))。

(3) 雇用創出に係る効果

ア 効果の内容

雇用創出に係る効果とは、当該施設の 整備により 非農林漁家の雇用が創出される効果をいう。

イ 算出方法

雇用人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設で雇用されることにより失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

(4) その他の効果

(1) から (3) までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき 都道府県知事 が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする。）。

3 生産物単価及び純益率の算定方法等

年効果額の算定に必要な生産物単価及び純益率の算定方法については、次の (1) 及び (2) により行うもの とする。

(1) 生産物単価

生産物単価は、生産者の販売価格（農林漁家受取価格）によるものとし、次により算出する。

ア 国等が価格を決定している作物

国等が価格を決定している作物の生産物単価は、原則として、事業実施計画時における国等の決定価格（平均的な品種及び品質であるものの価格）によるものとする。

イ その他の作物

その他の作物（国等が価格を決定している作物であって、事業地区の実態から見てこれによることが著しく不適当であると認められるものを含む。）の生産物価格は、原則として、事業地区における平均的な品種及び品質であるものの最近5か年の各年の価格（明らかに異常な価格と認められる年を除く各年の出回り期における平均価格）の加重平均価格によるものとする。

(2) 純益率

作物ごとの作付面積の増減及び単位面積当たりの収量の増加に係る純益率は、以下による。

ア 主要な作物については、別表2に示すところによる。

イ その他の作物（アに定める作物であって、事業地区の実態から見てアに定める純益率によることが著しく不適当と認められる作物を含む。） については、次の方法により算出する。この場合において、生産費等は、原則として、最近5か年の「農作物生産費調査報告」（農林水産省統計部）又はこれに準ずる資料の平均値によるものとする。

作付増減の場合の純益率（％）＝100－（単位面積当たり生産費 ÷ 単位面積当たり主産物価額）×100

単収増加の場合の純益率（％）＝100－（100－作付増減純益率）×0.274

（注）生産費＝資本利子・地代全額算入生産費－（水利費＋地代）

0.274＝作付増減生産費に対する単収増加生産費の比率

4 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、1から3までに定めるところに従い、別

紙様式第 19 号により行うものとする。

第 7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、次に掲げる 事項を含めて事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

- (1) 事業実施状況
- (2) 目標値及び目標値の達成率
- (3) 事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法

第 8 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、第 7 の (1) から (3) までに掲げる 事項を含めて評価報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

第 9 事業の改善等

- 1 事業実施主体は、本要綱第 7 の 2 又は第 8 の 2 による都道府県知事からの措置等を踏まえ、新商品の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、次の (1) から (3) までに掲げる要件を満たす場合に限り、新商品の変更を伴う改善計画を作成することができる。

- (1) 第 4 の 2 に定める成果目標 を下回らない こと。
- (2) 本事業により整備した施設等を活用するものであること。
- (3) 新商品の変更が次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 商品そのものが新しいこと
 - ② 原料が新しいこと
 - ③ 製法が新しいこと

- 2 1 の改善計画を作成した事業実施主体は、事業実施計画期間中においては、都道府県知事に対し新商品の変更に係る事業計画の変更申請を行うものとし、これを受けた都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、当該改善計画を妥当と認めるときは、承認するものとする（認定総合化事業計画又は認定農商工等連携計画の変更申請及び認定は別途必要である。）。

事業実施計画期間終了後に 1 の改善計画を作成した事業実施主体は、新商品の変更に係る事業計画の変更について都道府県知事に対し申請するものとし、これを受けた都道府県知事は、当該改善計画を妥当と認めるときは、承認するものとする。

第 10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が 次の（１）から（３）までのいずれかの関係を有する会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の 場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

（１）事業実施主体自身

（２）100パーセント同一の資本に属するグループ企業

（３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に定める親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、（２）を除く。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合、当該調達品の製造原価をもって交付対象経費とする。

（２）100パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象経費 とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第 11 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

1 地域経済の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策

2 「人・農地プランと関連施策の連携について」において、6 次産業化施策等と連携

することとされている人・農地プランに係る施策

- 3 食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を目的とした HACCP に係る施策
- 4 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 5 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた施策
- 6 農山漁村滞在型旅行（農泊）を促進する観点から、農泊地域協議会との連携に関する施策
- 7 農業と福祉との連携を促進する観点から、農業分野における障害者等の雇用に関する施策
- 8 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）に規定する特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

別表 2

主要作物に係る純益率

(単位：%)

作物名		純益率	
		作付増加	単収増加
水稲	水稲 北海道	20	78
	都府県	—	71
	米 粉 用 米	—	—
	加 工 用 米	—	66
麦類	大麦	5	74
	小麦 田	—	59
	畑	—	63
豆類	大豆 田	—	71
	畑	—	73
	らっかせい	17	78
	その他豆類	20	78
野菜	なす、ピーマン	9	76
	果実的野菜	6	75
	その他果菜類	11	76
	ねぎ、ほうれん草	5	75
	その他葉茎菜類	20	78
	さといも	10	76
	その他根菜類	16	77
工芸作物	かんしょ	—	65
	原料用ばれいしょ	—	69
	茶	—	73
果樹	みかん	—	68
	りんご	—	69
	かき	—	73
	なし	—	68
	もも	4	74
	ぶどう	—	69
飼料作物 (牛乳)	北海道	11	22
	都府県	9	12

6 次産業化施設整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

第 1 事業の実施

1 実施設計書の作成

- (1) 事業実施主体は、6 次産業化施設整備事業（以下「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手續を行って事業の施工方法等を決定した上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手續を行った上で、原則として、一般競争入札若しくは一般競争入札に準ずる方法（代行施工による競争見積等）により施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に基づく確認、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関する交付決定前着手届（別紙様式第 20 号）を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、整備事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとする。

5 事業の施工

(1) 施工方法

整備事業は次の(2)から(5)までに掲げる直営施工、請負施工、委託施工又は代行施工のいずれかの施工方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施工方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施工方法により施工することができるものとする。なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施工方法は、原則として請負施工によるものとする。

(2) 直営施工

ア 工事

直営施工においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施工するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を食料産業・6次産業化交付金の6次産業化施設整備事業に関する入札結果報告・着手届（別紙様式第21号）により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体における総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(3) 請負施工

請負施工においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 21 号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、(イ) 及び (ウ) に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体における総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、当該検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施工

委託施工においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施工を選択する場合は、第1の1の(1)に定める事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施工との比較検討を行い、委託施工によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第21号により、都道府県知事に報告するものとする。

なお、委託施工における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施工に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施工

代行施工においては、事業実施主体が、事業の施工管理能力を有する設計事務所、全国農業協同組合連合会又は都道府県経済農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と施設等の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施工、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施工契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施工の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施工の選択

事業実施主体は、代行施工を選択する場合は、別表1により、代行施工によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施工契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第21号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。また、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(イ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施工においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施工体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 21 号により、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で利用される場合には、決定を行うものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとする。

る。

また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、当該検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施工管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

6 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

一般競争入札については、公告期間は10日間以上（土日祝祭日は算入しない。）を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

また、交付要綱第20の（2）に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第10号）の提出を求めるものとする。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- （1）交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- （2）事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- （3）金銭の出納は、金銭出納簿等及び預金口座等を設けて行うこと。
- （4）領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の

防止について」（昭和 55 年 3 月 1 日付け 55 経第 312 号農林水産省大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 10 月 30 日付け 55 経第 1995 号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第 2 附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する事業費に 0.01 を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については別表 2 に掲げるとおりとする。

第 3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関するしゅん功届（別紙様式第 22 号）により、都道府県知事に届け出るものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書を添付して都道府県知事に報告するものとする。

3 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は次の（１）により、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて（２）及び（３）により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

（１）工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

（２）施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

（３）施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

4 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（１）及び（２）により、事業完了後目標年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（１）経営状況の確認

目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

（２）現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

5 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞ

れ所要の手続を行うものとする。

第4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する総会等の議事録及び代行施工を選択した場合にあっては代行施工の選択理由
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書
- (4) その他予算関係の事項を示した書類

2 工事施工関係書類

- (1) 直営の場合
 - ア 実施設計書及び出来高設計書
 - イ 工事材料検収簿及び同受払簿
 - ウ 賃金台帳及び労務者出面簿
 - エ 工事日誌及び現場写真
 - オ その他工事関係の事項を示した書類
- (2) 請負、委託及び代行の場合
 - ア 実施設計書及び出来高設計書
 - イ 入札てん末書
 - ウ 請負契約書
 - エ 工程表
 - オ 工事完了届及び現場写真
 - カ その他工事関係の事項を示した書類

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

4 往復文書

事業実施主体と都道府県等の間で行われた全ての往復文書

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等とは、本要綱別記8－1の第2交付対象施設等の範囲に掲げるも

ののうち、簡易土地基盤整備等のことであり、工事費（支給品費を含む。）、測量試験費（実施設計書を含む。）、換地費（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に限る。）及び工事雑費を交付対象事業費とする。

(2) 機械・施設等整備

機械・施設等整備とは、(1)に記載の簡易土地基盤整備等を除くものの整備のことであり、工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含みます。）、実施設計費及び工事雑費を交付対象事業費とする。

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表3を標準とする。

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施工方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が複数の施工方法により施工される場合には、それぞれの施工方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施工については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとし、土地基盤整備等にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施工に準ずるものとする。

(1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等については、団体営級の同種の公共事業に準じて積算するものとする。

ただし、支給品費については(2)のアの(イ)に定めるところによる。

(2) 機械・施設等整備

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定

して行うことができるものとする。

- b 工事価格の積算は、原則として、土地基盤整備等にあつては「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 9545 号農林省畜産局長通知）に準じて、機械・施設等の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて、それぞれ行うものとする。

（イ）支給品費

- a 支給品費は、請負施工及び委託施工にあつては事業実施主体が、代行施工にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施工等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

（ウ）共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表 4 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

（エ）諸経費

- a 諸経費は、請負施工、委託施工又は代行施工において請負人等が必要とする別表 4 に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

（オ）消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

ウ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設

計に必要な費用とする。)とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施工にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

エ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施工することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表4に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施工態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

オ 代行施工の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施工の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとする。

（ア）交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

（イ）施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

（ウ）設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、本要綱別記8-1の第3の1に定められた事業実施主体の範囲内のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第8号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届（別紙様式第23号）により、都道府県知事に届け出るものとする。

5 災害の報告

(1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

(2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事に報告するものとする。

別表 1

代行施行によることの理由の確認表

業 務 内 容		検 討 内 容
1 代行 施工 管理 (建設 工事)	(1)実施設計書の作成 又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由 (※製造請負工事と一体的に建設工事等を選択する場合は、理由は不要。)
	(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3)入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4)施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん工検査、引渡し	事業実施主体が、建設工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。
2 製造 請負 管理 (製造 請負 工事)	(1)基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定できない理由
	(3)業者決定の執行	事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4)実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5)施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん工検査、引渡し	事業実施主体が、プラント工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由

別表 2

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
給 料 等	会計年度任用職員への雑役並びに事務及び技術補助に対する給料、報酬、職員手当等
共 済 費	給料等が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、給料等、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃貸借料及び備品購入費

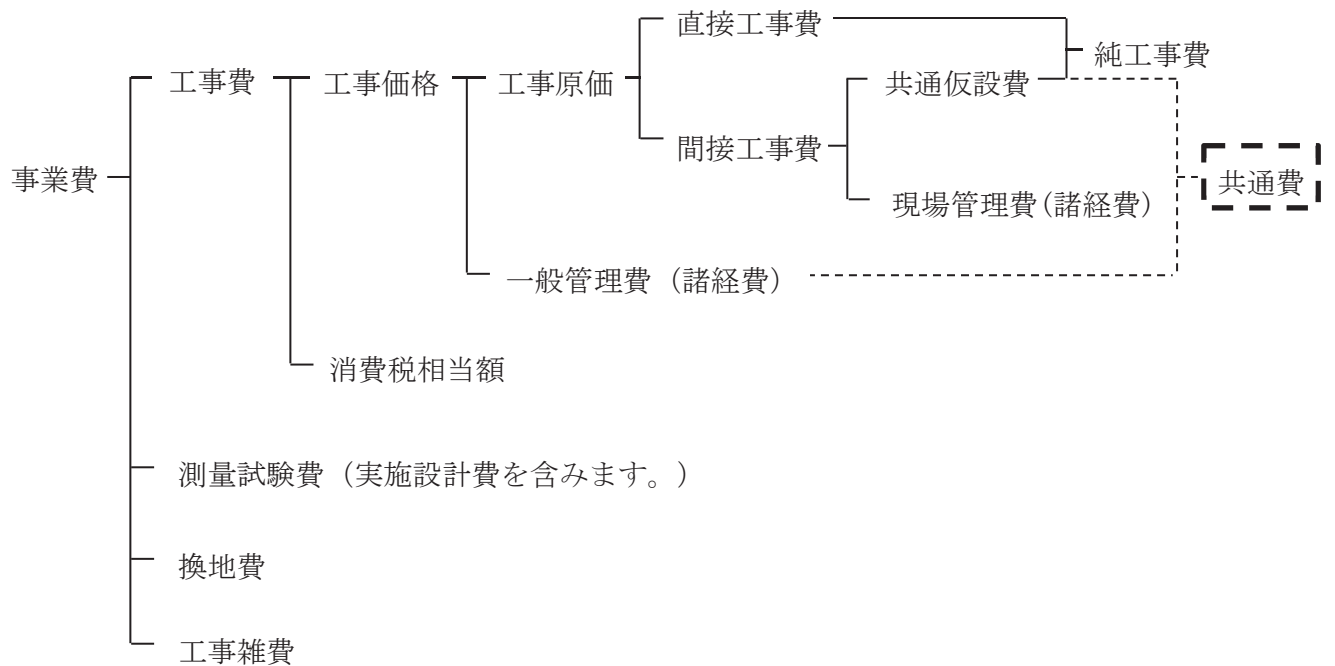
注：食料産業・6次産業化整備交付金の実施に必要な経費に限る。

別表 3

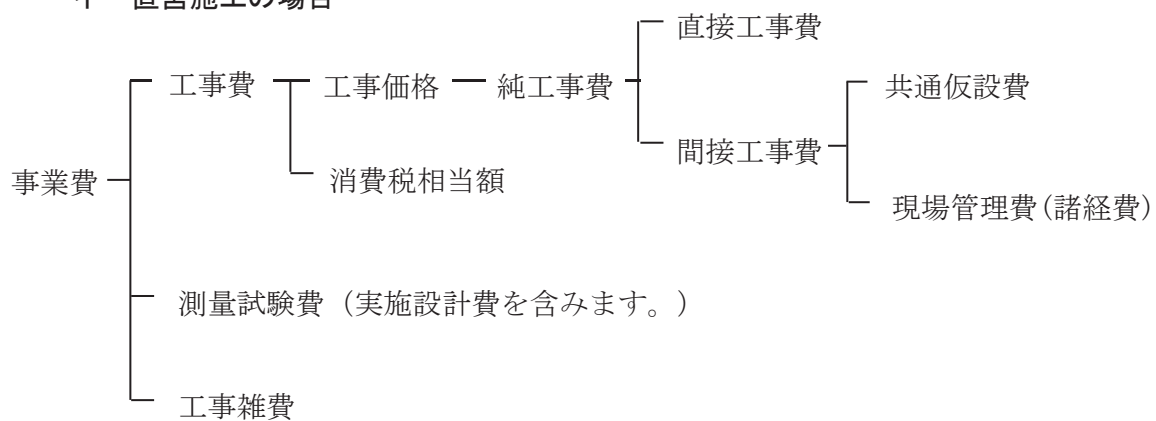
事業費構成の標準

1 土地基盤整備等

ア 請負施工の場合



イ 直営施工の場合

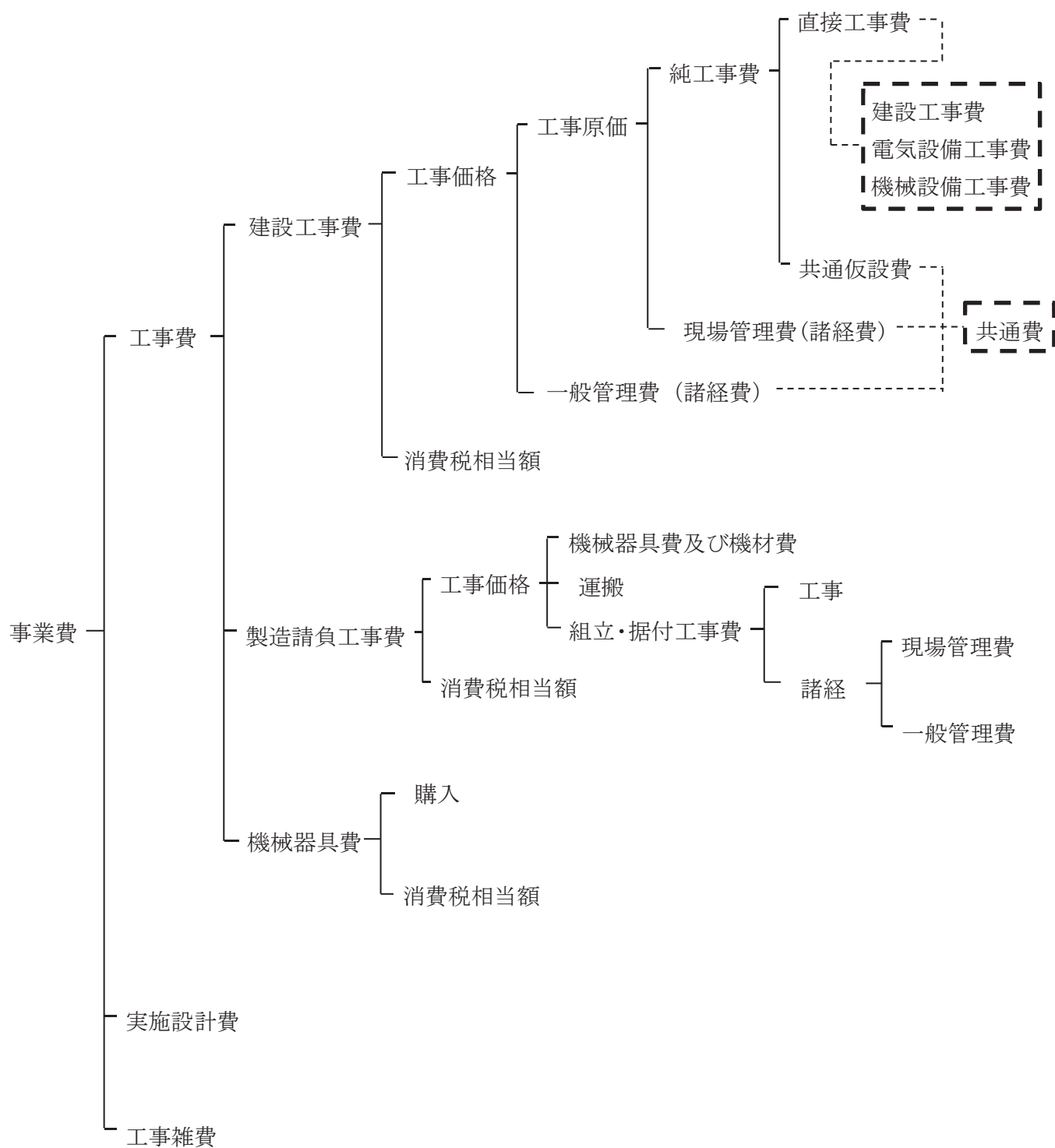


注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの

2 機械・施設等整備

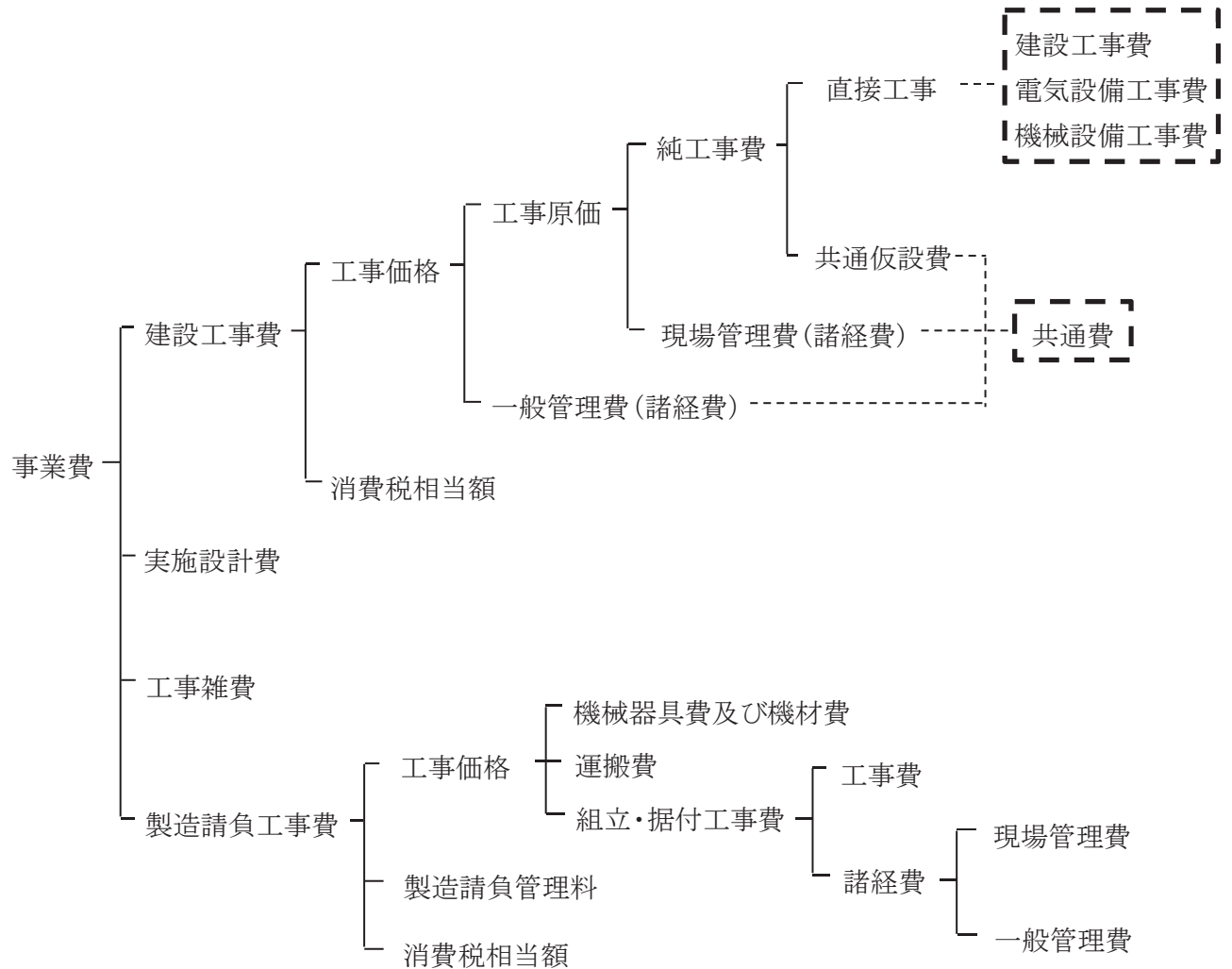
① 施設の整備

ア 請負施工の場合

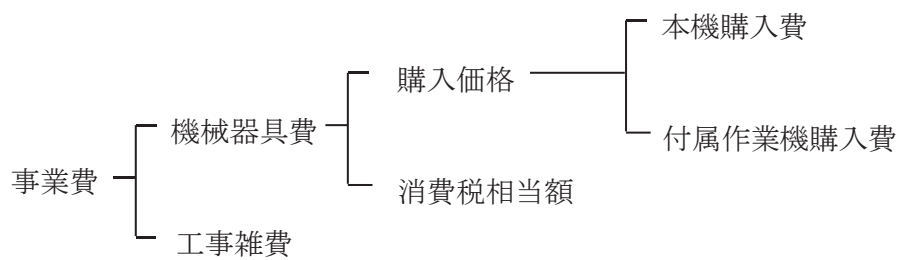


注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの

イ 代行施工の場合



① 施設の整備



別表 4

各種経費

1 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除く。）
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

3 一般管理費等

区 分	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告又は宣伝に要する費用
地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

区 分	内 容
報酬	用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とする。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委託費	測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公 課 費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

バイオマス産業都市施設整備事業

第 1 事業の内容

バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりを目指すバイオマス産業都市（以下「産業都市」という。）の構築を目指し、産業都市に選定された地域を対象に、産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト（以下「事業化プロジェクト」という。）の推進に必要な次に掲げるバイオマス利活用施設の整備を行うものとする。

1 事業メニュー

別紙に記載のバイオマス利活用技術を用いた、以下の事業メニューを支援するものとする。

（1）地域波及モデル施設整備

別紙に記載のバイオマス利活用技術のうち、地域波及モデルに該当する技術を用いた施設の整備

（2）新たな実用化技術を活用した施設整備

別紙に記載のバイオマス利活用技術のうち、新たな実用化技術に該当する技術を用いた施設の整備

（3）自立・分散エネルギー供給システム整備

事業化プロジェクトの推進のために整備された既存施設における、大規模停電等の災害発生時でも自立的な運転を行うための機能増強に必要な施設の整備

2 対象施設

（1）新設施設

事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められる施設の新設及びこれら施設の附帯施設の新設

（2）成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減、災害時対応等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

第 2 事業実施主体

事業実施主体は、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要かつ十分な組織体制を有していること。

第3 目標年度及び成果目標

本要綱第4の1の定めにより、整備事業の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び達成すべき成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標の内容

地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等（生産した再生可能エネルギーの利用量等）について適切に設定するものとする。

なお、第1の1の（1）及び（3）の施設のうち、成果拡大施設の場合は、増設・改造により拡大する量や非常時における効果について記載すること。

2 達成すべき成果目標の基準

地域バイオマスを活用した産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定するものとする。

3 目標年度

施設整備完了から3年経過した年度とする。

第4 採択基準等

事業の採択基準は、本要綱第4の2のほか、次のとおりとする。

1 採択基準

（1）事業実施の実現性

ア 農林水産業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

イ 原料調達の安定性、持続性

原料として利用するバイオマスの主たる調達先が産業都市構想に記載された地域の範囲内であること及びその調達手段の確保が見込まれること。

ウ 導入技術の妥当性

導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。

エ 販路の安定性、持続性

製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること。

オ 施設規模等の妥当性

(ア) 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

(イ) 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

カ 事業費の適正性

本要綱第5の1の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次の(ア)又は(イ)により行われていること。

(ア) 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

(イ) 原則、3社以上の相見積もりにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積もり結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

キ 事業収支の妥当性

(ア) 施設稼働後3年以内に事業収支が黒字となる計画であること。

(イ) 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

(ウ) 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

(エ) 施設の法定耐用年数期間内のIRR（内部収益率）が1%以上となる計画であること。

(オ) 第7の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

ク 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

(ア) 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

(イ) 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

(ウ) 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

(エ) 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

ケ 第3により設定した成果目標の内容の妥当性

(ア) 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

(イ) 事業着手からバイオマスの利用及び再生可能エネルギーや製品等の利用開始までのスケジュールが計画されていること。

(ウ) 利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等について、モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。

コ 事業実施主体の妥当性

(ア) 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は、直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新

たに設立された関係会社等であって、3年連続赤字の場合にあつては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

- (イ) 事業完了後は、導入技術を運営管理できる技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られること。
- (ウ) 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。
- (エ) 事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

第5 事業の実施に関する事項

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第5の1の定めにより事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付し都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業実施主体の組織概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合であつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。

(2) 利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料（様式任意）。

(3) 産業都市構想の選定時に構成員として位置付けられていなかった民間団体等にあつては、事業を実施する所在地の地方公共団体から構成員に加わることの承認を得ていることが確認できる証明書（様式任意）。

第6 事業実施期間

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、原則3年を上限に交付対象期間とするが、複数年度に渡って実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

また、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

なお、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

第7 費用対効果分析の実施方法

本要綱第4の4に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第23号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第24号の第2に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$

i ＝割引率＝0.04

n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

(3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第8 事業の実績報告等

本要綱第7の1に定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

1 事業実施主体は、事業の最終年度から3年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第14号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第9号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

第9 事業成果の評価

本要綱第8の1の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第3の3で定める目標年度及びその翌年度の間、それぞれの年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第14号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（1）から（3）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （1）事業実施主体自身
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

（1）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第 11 他の方策との関係

本事業の実施に当たっては、以下の方策との連携等に配慮するものとする。

- 1 「SDG s 未来都市計画」における自治体による SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に係る方策
- 2 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた方策

「地域波及モデル施設」の対象となる技術例

（◆ 現状で実用化段階）

・ 固体燃料化

切断、破碎、圧縮、成型、乾燥、炭化等により固形の燃料（チップ、ペレット又はバイオコークス（炭化））を製造する技術
（原料）木質系、草本系

・ 直接燃焼

直接燃焼してエネルギー利用する技術
（原料）木質系、草本系、鶏ふん、食品廃棄物

・ 液体燃料化（エステル化）

メタノールとアルカリ触媒を加えてエステル交換する等の方法で、バイオディーゼル燃料（BDF）である脂肪酸メチルエステル（FAME）を製造する技術
（原料）廃食用油、植物油

・ メタン発酵（湿式）

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術
（原料）家畜排せつ物、食品廃棄物、資源作物、農作物残さ

・ 糖質・澱粉質系発酵（第一世代）

酵素で糖化し、酵母、細菌等によりエタノール発酵させることでエタノールを生成する技術
（原料）余剰・規格外農産物、食品廃棄物（甜菜、米、小麦等）

・ バイオマテリアル（バイオマスプラスチック）

ポリ乳酸やプラスチック・素材を製造する技術
（原料）糖質又は澱粉質系

・ バイオリファイナリー

コリネ型細菌や酵母等の微生物を用いて、有機酸、アミノ酸、エタノール、糖類等を生産する技術
（原料）糖質、澱粉質系、木質系、草本系等

「新たな実用化技術を活用した施設」の対象となる技術例

（◆ 現状で実用化段階（「バイオマス利用技術の現状とロードマップ（令和元年5月17日決定）」において新たに評価））

- ・ ガス化

熱することで燃焼ガスを発生させ、発電や熱利用を行う技術
（原料）木質系、草本系、下水汚泥又はもみ殻

- ・ メタン発酵（湿式）

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術
（原料）間伐材等

- ・ バイオリファイナリー

未利用農林水産物のナノ化・高純度化処理により新機能、高性能材料を開発する技術

（原料）未利用農林水産物（もみ殻、林地残材、海藻、カニ殻等）

（◆ 5年後に実用化段階）

- ・ 固体燃料化（新たな原料）

切断、破碎、圧縮、成型、乾燥、炭化等により固形の燃料（チップ又はペレット）を製造する技術（原料）資源作物（エリアンサス等）、竹又はヤナギ

- ・ 燃料製造

飲食店等のグリーストラップ由来の廃棄物を60℃以下で加温して油分をバイオ重油として抽出するとともに、抽出残渣をバイオガス化する技術

（原料）食品廃棄物（グリーストラップ由来）

- ・ 直接燃焼

木質バイオマスの燃焼灰中に含まれるカリウムを高濃度で回収し、有価物として利用する技術や、薪ストーブの煙を触媒燃焼と補助バーナーを利用して無煙化する技術

（原料）木質系

- ・ 固体燃料化（新たな燃料）

切断、破碎、圧縮、成型などすることにより固形の燃料（バイオコークス（半炭化）、スラリー燃料（水熱炭化））を製造する技術

（原料）木質系、草本系、下水汚泥等

- ・ ガス化

ヒノキ、下水汚泥、豚糞などの混合バイオマス、パーム樹幹、半炭化ペレット等を低温で熱することで燃焼ガスを発生させる技術

(原料) 木質系、草本系、下水汚泥又は半炭化ペレット

- ・ **液体燃料化（部分水素化）**

バイオディーゼル燃料の酸化・熱安定性を改善し、高品質バイオディーゼルの製造する技術

(原料) 廃食用油又は植物油

- ・ **高速加水分解（亜臨界水処理技術）**

亜臨界水領域で加水分解反応を迅速に進行させ、有機物が効率的に分解されることを利用して様々なバイオマスを資源利用する技術

(原料) 木質系、草本系、食品廃棄物、家畜排せつ物等

- ・ **接触分解**

接触分解触媒を用いて脱炭素反応させ軽質炭化水素を製造する技術

(原料) 動植物油

- ・ **水素化分解**

高温高圧の水素ガス環境下で触媒を用いた分解、水素化、異性化、脱硫等の化学反応を行い、軽質炭化水素を製造する技術

(原料) 油糧種子

- ・ **メタン発酵（乾式）**

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術

(原料) 食品廃棄物、資源作物、農作物残さ又は間伐材

- ・ **糖質・澱粉質系発酵（第一世代）**

パーム樹幹に含まれる遊離糖から、エタノール、ブタノール、乳酸、ポリヒドロキシ酪酸（PHB）、グルタミン酸ナトリウム（MSG）、タンパク質等の様々な化学製品を製造する技術

(原料) パーム樹幹

- ・ **セルロース系発酵（第2世代）**

加圧熱水や酸、アルカリ、糖化酵素等を利用して前処理・糖化したうえでエタノール発酵を行う技術

(原料) ソルトセルロース（稲わら等）、ハードセルロース（間伐材等）

- ・ **バイオマテリアル（バイオマスプラスチック）**

スギを原料とする改質リグニンや、コリネ型細菌を用いたプロセスによるフェノールを生産し、各種部材を製造する技術

(原料) 木質系

- ・ バイオマテリアル（セルロースナノファイバー）

セルロース繊維を精製、ポリオレフィン等の樹脂と複合化し、各種部材を製造する技術

（原料）木質系

別記 9－2

バイオマス産業都市施設整備事業に関する交付対象事業事務及び 交付対象事業費の取扱い

第 1 事業の実施

1 実施設計書の作成

- (1) 事業実施主体は、バイオマス産業都市施設整備事業（以下「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定するものとする。その上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、工事の着工までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量・事業費の区分を、事業内容に交付対象とならない内容がある場合は、交付対象範囲の区分を実施設計書において明確に行うようにすること。

- (2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札等（一般競争入札に付しがたい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする）により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に基づく確認、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記し

た食料産業・6次産業化交付金のバイオマス産業都市施設整備事業に関する交付決定前着手届（別紙様式第24号）を都道府県知事等に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、整備事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県等は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとする。

5 事業の施行

(1) 施行方法

整備事業は、次の(2)から(5)までに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により実施することができるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に工事を実施するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 25 号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

（３）請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 25 号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費

に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行を選択する場合は、第1の1の

(1) に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第25号）。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）と施設等の、実施設計書の作成又は検討、工事の実施、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により

適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別表 1 により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 25 号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（ア）及び（イ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（イ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施行管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施行管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事等

に報告するものとする（別紙様式第 25 号）。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとする。

また、ウの施行管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

6 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成 9 年 5 月 9 日付け 9 経第 895 号農林水産省大臣官房経理課

長通知)により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする(交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと)。
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」(昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知)、「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知)及び「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知)により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手續を行うものとする。

第2 附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、整備事業の交付対象額に0.01を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については別表2に掲げるとおりとする。

第3 事業完了に伴う手續

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出るものとする(別紙様式第26号)。

2 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は次の(1)により、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて(2)及び(3)により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

(1) 工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

(2) 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

(3) 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

3 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の(1)及び(2)により、事業完了から別記9-1第9の1に定める評価の報告年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

(1) 経営状況の確認

評価の報告年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

(2) 現地確認

評価の報告年度までの毎年度、現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

4 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

(1) 事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由

(2) 予算書及び決算書

(3) 地元負担金(分(負)担金、夫役、現品、寄付金等)を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書

(4) その他予算関係の事項を示した書類

2 工事施工関係書類

(1) 直営施行の場合

ア 実施設計書及び出来高設計書

イ 工事材料検収簿及び同受払簿

ウ 賃金台帳及び労務者出面簿

エ 工事日誌及び現場写真

オ その他工事関係の事項を示した書類

(2) 請負施行、委託施行及び代行施行の場合

ア 実施設計書及び出来高設計書

イ 入札てん末書

ウ 請負契約書

エ 工程表

オ 工事完了届及び現場写真

カ その他工事関係の事項を示した書類

3 経理関係書類

(1) 金銭出納簿

(2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

4 往復文書

交付金の交付から実績報告及び財産処分に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類の他、それらに添付された資料。

5 施設管理関係書類

(1) 管理規程又は利用規程

(2) 財産管理台帳

(3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費。）、実施設計費（実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む）及び工事雑費を交付対象事業費とする。

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表3を標準とする。

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が複数の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものと

する。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

- b 工事価格の積算は、原則として、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 9545 号農林省畜産局長通知）に準じて、機械・施設等の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて、それぞれ行うものとする。

（イ）支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

（ウ）共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表 4 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

（エ）諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする別表 4 に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

（オ）消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じ

たものとする。

イ 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

ウ 実施設計費

実施設計費は、実施設計に必要な測量費、調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

エ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表 4 に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とする。

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の 5 パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は 2,000 万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとする。

（ア）交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が 10 億円を超えること。

（イ）施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

（ウ）設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

4 実施設計及び施設整備に係る留意事項

交付対象とする施設、機械は、新築、新設又は新品によるものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らして適当と認められる場合には、古材、古品を利用することができる。なお、この場合の古材、古品は、新資

材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、3に掲げるア～オの交付の対象経費のうち、次の経費は交付対象としないものとする。

- (1) 土地の取得に関する経費
- (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費（第1の4のただし書きにより交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、都道府県知事等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、別記9-1第2に定められた事業実施主体の要件を満たす団体の範囲内（ただし、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員かどうかは問わない）のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第8号による財産管理台帳を備え置くものとする。

(2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。

(3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届（別紙様式第 27 号）を都道府県知事に届け出るものとする。

5 災害の報告

- (1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

- (2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとする。

別表 1

代行施行によることの理由の確認表

業 務 内 容	検 討 内 容
(1) 実施設計書の作成又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由
(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
(3) 入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
(4) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引渡し	事業実施主体が、工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。

別表 2

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
給 料 等	会計年度任用職員への雑役並びに事務及び技術補助に対する給料、報酬、職員手当等
共 済 費	給料等が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費

注：食料産業・6次産業交付金のバイオマス産業都市施設整備事業の実施に必要な経費に限る。

別表 3

事業費構成の標準

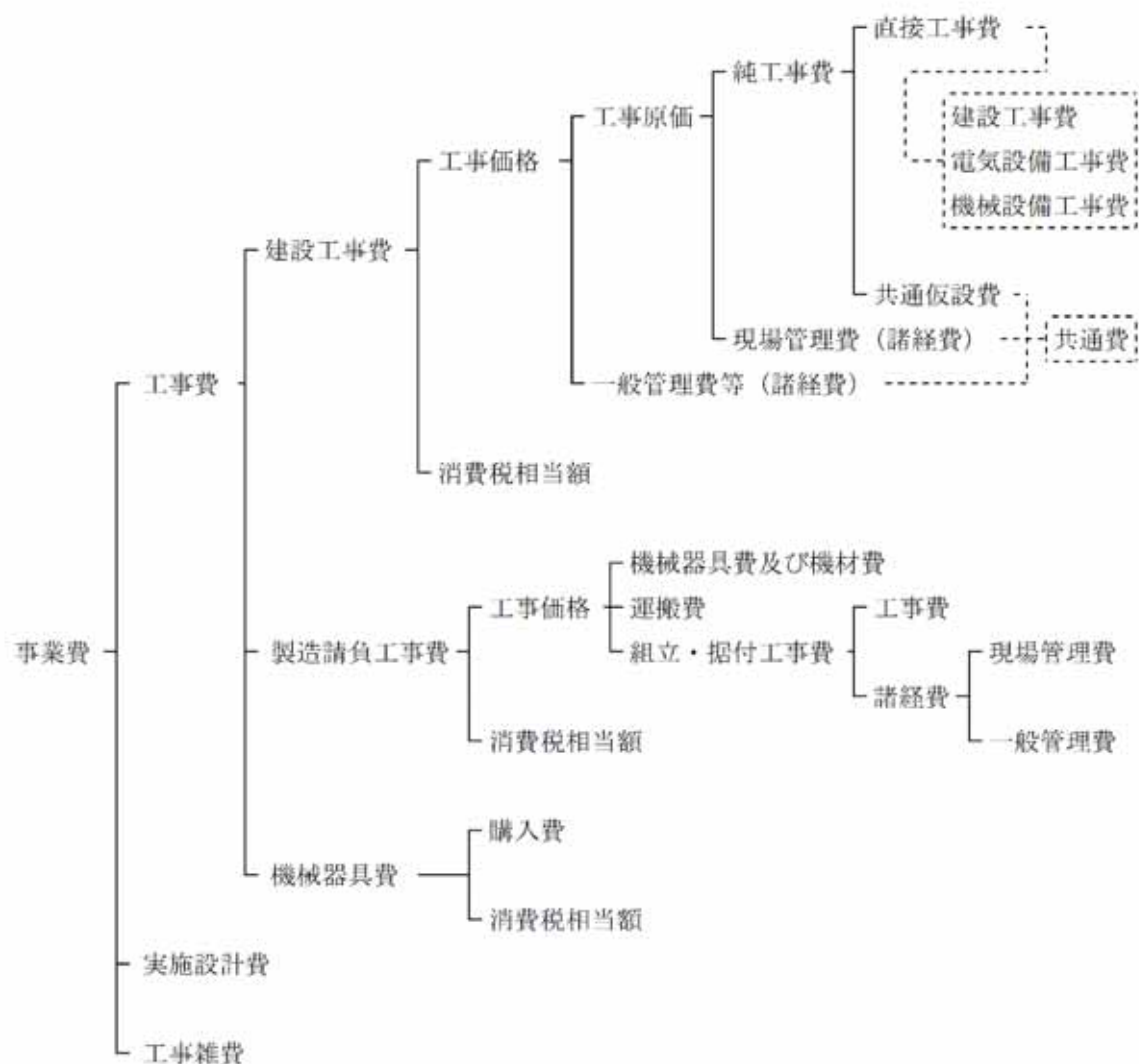
①施設の整備

ア 直営施行の場合



注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの。

イ 請負施行の場合



注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

ウ 代行施行の場合



② 機械の整備



別表 4

各種経費

1 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額

雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用
-----	--

3 一般管理費等

区 分	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含みます。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含みます。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告又は宣伝に要する費用
地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額

試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

区 分	内 容
報酬	土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共済費	賃金に係る社会保険料
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とします。）
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委託費	測量、設計及び登記等の委託費
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公課費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等

代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料
---------	-----------------------

食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業

第 1 趣 旨

今後急速な人口減少社会を迎える中で、我が国の農林漁業者及び食品事業者の所得を確保し、生産基盤を維持・強化するためには、輸出に新たな活路を見出すことが重要である。

一方、農林水産物・食品の輸出に当たっては、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）が食品衛生、動植物検疫など様々な観点から輸入規制や条件を設定しており、輸出事業者等は、輸出先国の基準や海外ニーズに対応した施設及び体制の整備が必要である。

このような課題を踏まえ、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的として、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）を制定し、我が国の農林水産物及び食品の輸出の促進を図っているところ。

こうした状況から、海外ニーズに対応した輸出への取組を支援するため、食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備を実施するものとし、その実施に当たっては本要綱の定めるところによるものとする。

第 2 事業目的

農林水産物・食品を輸出するためには、①輸出先国から求められる様々な規制及び基準等への対応、②輸出先のニーズに対応するための製造、加工、流通体制等の整備が必要である。

このため、食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者が、政府機関が定める輸入条件（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。）への対応並びに ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機 JAS、ハラール・コーシャ等の認証及びロット数の確保などの輸出先のニーズへの対応に必要な施設や機器の整備及び体制整備をする際に要する経費を支援する。

第 3 交付の対象

1 施設等整備事業

本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸入条件や輸出先のニーズを満たすために必要な施設の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費とする。なお、見学通路等についても、輸出先国のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とする。

ただし、施設の新設については、掛かり増し分とする。掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸入条件や HACCP 等に係る認定取得を行う場合

の経費から HACCP 等の認定取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額とする。
また、掛かり増し分を明確に区分することが困難である施設（冷凍・冷蔵保管施設、異物混入を回避するための施設等）の新設については、基礎及び上屋を除く内部の施設整備に係る費用を掛かり増し分とみなす。

原則として、次の（１）から（６）までに該当する経費は除く。

- （１）不動産取得に関する経費
- （２）事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- （３）既存施設の取壊し及び撤去に係る経費
- （４）交付決定前に支出される経費（ただし、第 13 の 2 に従って、交付決定前着手届の対応をしたものを除く。）
- （５）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- （６）その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2 効果促進事業

輸入条件や HACCP 等に係る認定取得のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、１の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費とする。

ただし、１の事業費の 20%以内とし、原則として、１の（１）から（６）までの経費及び次に該当する経費は除く。

- （１）本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- （２）通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- （３）飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- （４）海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用

3 本事業の交付金の交付率は、定率（交付対象事業費の 1 / 2 以内）とする。

ただし、１事業申請当たりの交付金の額の上限を 3 億円とし、下限を 500 万円とする。また、申請のあった金額については、申請の提案内容や交付対象経費等の精査により、必ずしも申請額と一致するとは限らず、また、申請額については、千円単位で計上することとする。

4 本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費のうち、交付対象経費の 5 %以内（交付額の外数）を都道府県及び食料産業局長が認める団体（以下「都道府県等」という。）への附帯事務費として交付するものとする。交付率は定額。

附帯事務費の使途基準については別表 1 に掲げるとおりとする。

なお、食料産業局長が認める団体は、要望調査の開始日までに認定団体申請書（別

紙様式第 32 号) を食料産業局長に提出し、その内容について適当であると食料産業局長から認められた者をいう。

第 4 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げる要件を満たす者とする。

1 次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法人
- (2) 地方公共団体
- (3) 上記のほか、本事業の事業実施者として、適当と認められるもの

2 次の(1)から(5)までのいずれにも該当してはならない。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中である。

第 5 採択基準及び配分基準

1 事業の採択基準

採択基準は、次に定めるものとし、地方農政局長等(北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)は、事業実施計画が採択基準を全て満たす場合に限り、第 7 の 2 及び 3 に規定する協議を行うものとする。

- (1) GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)のコミュニティサイト(<https://www.gfp1.maff.go.jp/>)に登録していること。
- (2) 事業実施計画が農林水産業全般に関する基本政策及び本事業の目的・趣旨に沿った内容になっていること。
- (3) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること(直近 3 年の経常損益が 3 年連続赤字である、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。)

なお、特段の事情があり、都道府県等が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。

- (4) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (5) 事業実施計画が、事業の目的に照らし、事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (6) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。
- (7) 日本国内に所在し、本事業全体及び交付した交付金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- (8) 交付対象事業費に充てるために、金融機関その他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費の 10%以上の貸付けを受けて事業を実施すること。
- (9) 第 9 の費用対効果分析の手法により投資効率を算出し、投資効率が 1.0 以上となっていること。

2 優先枠の取組に対する配分（ここでいう優先枠は食料産業・6 次産業化交付金の配分基準（農林水産省食料産業局長通知 改正 2 年 3 月 00 日 元食産第 0000 号）第 1 の 2 項（1）の優先枠ではなく本事業において優先的に配分するものをいう。）

第 7 の 1 及び 2 に規定する事業実施計画について、別表 2 に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる事項に従い算定された額を合計し、各都道府県等へ配分する。

(1) 優先枠の取組に対する配分

次の（ア）かつ（イ）を満たす事業実施計画については、ポイントの高い順に並べ、優先枠の予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県等ごとに合計した額を配分する。配分した結果、優先枠の予算配分が行われなかった事業実施計画については、（2）における算定の対象とする。

（ア）輸出促進法第 34 条に規定する輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）認定を採択決定までに受けている取組。

（イ）政府機関が定める輸入条件に対応するための取組。

(2) 優先枠以外の取組に対する配分

（1）の合計額を除いた予算の範囲内で、（1）の優先枠の対象とならない事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県等ごとに合計し、配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、評価項目のうち有効性のポイントが高いもの、その次に要望額の小さい順に配分する。

(3) 留意事項

別表 2 に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する審査基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものと

する。

3 配分結果の公表

2により配分した結果については、予算の要望があった都道府県等に対して以下の項目を公表するものとする。

- (1) 都道府県等別の要望件数
- (2) 都道府県等別の配分対象件数
- (3) 配分対象となった事業実施計画の最低ポイント（ボーダーライン）

第6 成果目標

事業実施計画期間は5年とする。成果目標は、各事業実施主体が事業実施計画に記載した事業実施計画の最終年度における輸出の増加額とする。

第7 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別紙様式第10号により、事業実施計画を作成し、又は作成した事業実施計画を変更したときは、都道府県知事又は食料産業局長が認める団体（以下「都道府県知事等」という。）に提出するものとする。

なお、事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止が生じた場合は、当該都道府県知事等と協議を行うものとする。

2 都道府県等事業実施計画の作成及び協議

都道府県知事等は、1の事業実施計画を踏まえ、都道府県等事業実施計画（以下「都道府県等計画」という。）を作成し、別紙様式第11号により都道府県知事にあつては地方農政局長等に、食料産業局長が認める団体にあつては食料産業局長に提出し、その内容について協議を行うものとする。

3 都道府県等計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

都道府県知事等は、2の規定により作成した都道府県等計画に次の（1）から（4）までに掲げる事項が生じた場合又は都道府県等計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、当該都道府県等計画を別紙様式第11号により都道府県知事においては地方農政局長等に、食料産業局長が認める団体にあつては食料産業局長に提出し、その内容について協議を行うものとする。

なお、変更の内容が成果目標の達成に資するものであり、次の（1）から（4）までのいずれにも該当しない場合は、当該協議を受けることなく本事業の範囲内で都道府県等計画の取組内容等を変更することができるものとする。

- (1) 事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除又は名称の変更を含む。）
- (2) 事業実施主体の成果目標の変更（目標値の変更を含む。）
- (3) 不用額の発生により交付決定の額の減額を受けようとするとき（地方農政局長等が必要と認めた場合に限る。）。
- (4) 予定の期間内において、ストライキやその他の労働争議、輸送機関の事故、その他事業実施主体の責に帰し得ない事由により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となり、事業実施期間の翌年度への繰り越し

等が必要となるとき。

第8 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施、都道府県等による指導等に必要な経費について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるところにより交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県等に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事等に対し、交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第9 費用対効果分析の実施方法

1 費用対効果の算定方法

- (1) 投資効率の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝（年総効果額÷還元率）÷総事業費

- (2) 各用語、算定方法については、次のアからエまでにより行うものとする。

ア 年総効果額は、2に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

イ 還元率は、次式により総合耐用年数を算定し、別表3にて算定するものとする。

$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$

（施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数）

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則別表に定めるところによる。

ウ 算定の基礎とする数値は、本要綱第7の1の事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

エ 各用語の意味は、それぞれ以下のとおりとする。

年総効果額	事業により1年の間に生じる効果を金額に換算したもの。事業により様々な種類の効果が見込まれるので、その全てを金額に換算し、合計する。
還元率	事業による効果は、単年で発生するだけでなく施設の耐用年数期間中継続的に発生するものであるため、年当たりの効果額に耐用年数を乗じたものが総効果額となる。ただし、一定の費用を事業に投資しないで他の投資（預金等）を行った場合にも収益を生み出すものもあるので、その分を毎年、各年の効果額から割り引く必要がある。これが還元率である。
割引率	一般的に、将来に受け取ったり支払ったりするものの金銭価値は現在の金銭価値より低くなるため、将来にわたって毎年度発現される年効果総額を計画時の価値に割り戻すための率のこと。効果発生期間中の金利に相当し、この金利は最近の

	長期金利などを参考に決定される。(平成 11 年に建設省が「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指」を公表し、その中で割引率を 0.04 としたことを受け、この割引率を採用したものである。)
耐用年数	耐用年数は当該施設が今後何年間に渡って使えるかを示す。施設の構成部により耐用年数が異なる場合には、費用に応じて加重平均を取ることで、便宜上の耐用年数を求める。(総合耐用年数)。

2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次の（１）及び（２）により行うものとする。

（１）効果の内容

食品等製造の輸出に係る効果とは、次のア及びイに掲げる効果をいう。

ア 輸出額向上効果

当該施設等の整備による生産力や商品のブランド価値の向上等を通じ、商品の製造量や販売単価が向上（増加）することで、輸出額が増加する効果

イ 施設維持管理コスト削減効果

当該施設等の整備による製造工程の効率化を通じ、商品歩留まりの改善や維持管理コストが削減されることで、所得が増加する効果

（２）算出方法

食品等製造の向上に係る効果の年効果額は、次のア及びイにより算定する年効果額の合計額とする。

ア 輸出額向上効果

商品の種類ごとに、商品の製造量・品質の向上に伴う事業実施計画の最終年度における輸出額の増加額の合計額とする。

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費等との差とする。

第 10 事業実施状況の報告等

1 報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、次に掲げる項目を含めて事業実施状況の報告書を作成し、5 月末までに都道府県知事等に報告するものとする。なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

ただし、事業実施年度が目標年度の事業にあっては、当該報告を第 11 の 1 の報告に代えることができるものとする。

（１）事業実施状況

- (2) 目標値及び目標値の達成率
- (3) 事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法

2 事業実施主体に対する措置

都道府県知事等は、事業実施主体から1の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成のための取組が遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事等は、1の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況及び自ら事業実施主体として作成した事業実施状況について、別紙様式第14号により事業実施状況報告書を作成し、報告を受けた年度の7月末までに、都道府県知事にあつては地方農政局長等に、食料産業局長が認める団体にあつては食料産業局長に報告するものとする。

4 都道府県知事等に対する指導

3の規定による報告を受けた地方農政局長等は、当該報告の写しを食料産業局長に速やかに送付するとともに、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事等を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該指導の内容と結果を、報告を受けた年度の12月末までに食料産業局長に報告するものとする。

3の規定による報告を受けた食料産業局長は、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、食料産業局長が認める団体を指導するものとする。

5 都道府県知事等に対する報告徴収

食料産業局長及び地方農政局長等は、都道府県知事等に対し、4の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

第11 事業成果の評価等

1 報告

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、第10の1の(1)から(3)までに掲げる項目を含めて評価報告書を作成し、5月末までに都道府県知事等に報告するものとする。

2 改善措置の指導等

都道府県知事等は、事業実施主体から1の規定による事業成果状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事等は、1の規定により報告を受けた事業成果の状況及び自ら事業実施主体として作成した事業成果の状況について、別記に定める報告期間に応じ、別紙様

式第 14 号により報告書を作成し、報告を受けた年度の 7 月末までに、都道府県知事にあっては地方農政局長等に、食料産業局長が認める団体にあつては食料産業局長に報告するものとする。

4 事業成果の評価

3 の規定による報告を受けた地方農政局長等は、当該報告の写しを食料産業局長にすみやかに送付するとともに、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業の成果の評価を行うものとする。また、必要に応じ、当該評価の結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該評価結果及び当該指導の内容と結果を、評価を行った年度の 12 月末までに食料産業局長に報告するものとする。

3 の規定により食料産業局長が認める団体から報告を受けた食料産業局長は、その内容を点検し、事業の成果の評価を行うものとする。また、必要に応じ、当該評価の結果を踏まえ、食料産業局長が認める団体を指導するものとする。

第 12 交付対象事業の公表

本事業の適正な実施及び透明性の確保を図るため、都道府県知事等は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県等のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の 7 月末までに公表を行うものとする。

第 13 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、整備事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施工方法等を決定した上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、都道府県知事等に提出するものとする。

(2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札若しくは一般競争入札に準ずる方法により施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

2 事業の着手

(1) 事業の着手は、都道府県等から事業実施主体への交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第 28 号）を都道府県知事等に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体

は、整備事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県等は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとする。

3 事業の施工

(1) 施工方法

整備事業は、請負施工又は委託施工によって実施するものとする。また、施工方法ごとに、次の事項に留意すること。

(2) 請負施工

請負施工においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 29 号により、都道府県知事等に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、(イ) 及び (ウ) に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管

理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、当該検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(3) 委託施工

委託施工においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施工を選択する場合は、1の(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施工との比較検討を行い、委託施工によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第29号により、都道府県知事等に報告するものとする。

なお、委託施工における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施工に準じて適正に行うものとする。

4 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

5 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第 14 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を食料産業・6次産業化交付金のしゅん功届（別紙様式第30号）により、都道府県知事等に届け出るものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書を添付して都道府県知事等に報告するものとする。

3 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事等は次の（1）により、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて（2）及び（3）により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

（1）工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

（2）施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

（3）施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

4 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（1）及び（2）により、事業完了後目標年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（1）経営状況の確認

目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

（2）現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

5 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第 15 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理し、本事業実施計画の最終年度の翌年度から起算して5年間整備・保管しておくものとする。

1 予算関係書類

（1）事業実施に関する総会等の議事録及び委託施工を選択した場合にあっては選択理由

（2）予算書及び決算書

（3）地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合に

あつては負担金付加明細書

(4) その他予算関係の事項を示した書類

2 工事施工関係書類

請負、委託の場合

(1) 実施設計書及び出来高設計書

(2) 入札てん末書

(3) 請負契約書

(4) 工程表

(5) 工事完了届及び現場写真

(6) その他工事関係の事項を示した書類

3 経理関係書類

(1) 金銭出納簿

(2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

4 往復文書

交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認申請書、指令書及び設計書類等

5 施設管理関係書類

(1) 管理規程又は利用規程

(2) 財産管理台帳

(3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第 16 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表 4 を標準とする。

2 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、次により積算するものとする。

工事費、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額に区分して積算するものとする。

また、冷蔵庫等を建設工事と分離して製造請負施行又は直接購入する場合は、製造請負工事費又は機械器具として建設工事費と分離して、積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算

は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施工及び委託施工にあつては事業実施主体が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施工等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表 5 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

(エ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施工、委託施工において請負人等が必要とする別表 5 に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

(オ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

ウ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

エ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施工することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表 5 に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施工態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とする。

第 17 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第 8 号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得よう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第

385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。) の定めるところにより、都道府県知事等の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事等は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届(別紙様式第 31 号)により、都道府県知事等に届け出るものとする。

5 災害の報告

- (1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

- (2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとする。

第 18 留意事項

- (1) 事業実施主体は、事業の進行状況等を都道府県知事等に随時報告するほか、都道府県等の担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。
- (2) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討するものとする。
- (3) 交付の対象とする施設・機械等は、原則として、耐用年数がおおむね 5 年以上かつ 50 万円以上のものとする。
- (4) 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品新材を利用するほか、増築、改築、併設等の事業又は古品古材(中古機械を含む。以下同じ。)の利用による事業も交付の対象とする。なお、古品古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものとする。
- (5) 事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- (6) 事業実施計画で取得予定としている HACCP 等の認定・認証を取得していない事業者は、本事業終了後であっても、事業実施計画に基づいて HACCP 等の認定・認証を取得し、事業の目的が達成されるよう取り組まなければならない。
- (7) 輸出向け認証の取得を実現するため、事業実施計画の策定に当たっては、品質・衛生管理専門家等の活用が施設認定を取得するために効果的であり、品質・衛生管理専門家を活用するなどして施設認定の取得に向けた調査・検討を十分に行うこと

- が必要である。このため、専門家の活用、指導内容及びその対応状況等が分かる書面を提出すること等により、十分な調査・検討を行った上で申請することとする。
- (8) 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、事業実施計画の最終年度の翌年度から起算して5年間整備・保管しなければならない。
- (9) 取得財産等がある場合は、(8)の帳簿等は、(8)の規定にかかわらず取得財産等の処分制限期間中は整備・保管しなければならない。
- (10) 輸出促進法の第13条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みを創設している。このことから、本事業の実施に当たり、本申請に係る情報(事業者名、所在地、事業規模等)について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする(ただし、事業実施主体が第7の事業実施計画にて情報提供への同意をしない場合を除く。)。
- (11) 補助事業により整備した施設及び機器について、事業名・導入年月日を表示(プレートやシール等)すること。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
給 与 等	会計年度任用職員への雑役並びに事務及び技術補助員に対する給料、報酬、職員手当等
委 託 費	現地確認等の指導・監督等に対する専門家経費
共 済 費	給料等が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、給料等、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃貸借料及び備品購入費

注：食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業の実施に必要な経費に限る。

別表 2

評価項目及び配点基準		ポイント
【確実性】	① すでに輸出実績がある場合、直近3年のうち年間輸出額の最大金額（サンプル輸出を除く） ア 1億円 ≤ 輸出額 イ 1千万円 ≤ 輸出額 < 1億円 ウ 輸出額 < 1千万円	3 2 1
	② 次のいずれかの認証を既に取得している場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可） （1）輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定 （2）ISO22000、GFSI 承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ （3）JFS-B、有機JAS等	3 2 1
	③ 次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可） （1）輸出促進法の第34条に規定する輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の認定を交付決定までに受けている。 （2）GFP グローバル推進事業の採択を受けており、輸出促進法の第34条に規定する輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の認定を受ける見込みである。	2 1
	④ 次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可） （1）事業実施計画の最終年度での目標輸出額の増加額 ア 1億円 ≤ 増加額 イ 5千万円 ≤ 増加額 < 1億円 ウ 1千万円 ≤ 増加額 < 5千万円 エ 5百万円 ≤ 増加額 < 1千万円 オ 増加額 < 5百万円 （2）事業実施計画における「最終年度における目標輸出額／事業開始前の輸出額」（％） ア 200％ ≤ 目標輸出額／事業開始前の輸出額（％） イ 150％ ≤ 目標輸出額／事業開始前の輸出額（％） < 200％ ウ 120％ ≤ 目標輸出額／事業開始前の輸出額（％） < 150％	5 4 3 2 1
	⑤ 第9の費用対効果分析の手法により算出した投資効率 ア 2 ≤ 費用対効果 イ 1.5 ≤ 費用対効果 < 2 ウ 1.2 ≤ 費用対効果 < 1.5	3 2 1

	⑥ 次のいずれかの認証を事業実施計画にて取得予定としている場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可)	
	(1) 輸出促進法の第 17 条に基づく適合施設の認定	5
	(2) 輸出に対応するために必要な認証。	
	①ISO22000、GFSI 承認規格 (FSSC22000、SQF、JFS-C 等)、FSMA (米国食品安全強化法) への対応ハラル・コーシャ	3
	②長期保存施設等、新技術を活用した施設整備	2
【波及性】	③JFS-B、有機 JAS 等	1
	(3) 輸出に関係のない認証を取得する目的のもの。 (JFS-A、自治体 HACCP 等)	0
	⑦ 専門家を活用するなどして施設認定の取得に向けた調査・検討を十分に行った取組となっている。	2
	⑧ 輸出商品の主原料における国産原料の使用割合が、次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可)	
	ア 70% ≤ 使用割合	2
	イ 50% ≤ 使用割合 < 70%	1
	※複数商品が該当する場合、全体で使用割合を算定すること。	
	⑨ 中小企業基本法 (昭和三十八年法律第百五十四号) 第二条で規定される中小企業者又は小規模企業者である。	2
	【都道府県ポイント】	
	⑩ 地域の振興作物・産品など地域の実情を踏まえた取組となっているか。	
	ア 地域の実情を踏まえた取組となっており、十分に効果が見込まれる。	3
	イ 地域の実情を踏まえた取組となっており、概ね効果が見込まれる。	1

別表 3

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

i = 割引率 = 0.04

n = 総合耐用年数 = 事業費合計額 ÷ 施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則別表に定めるところによる。

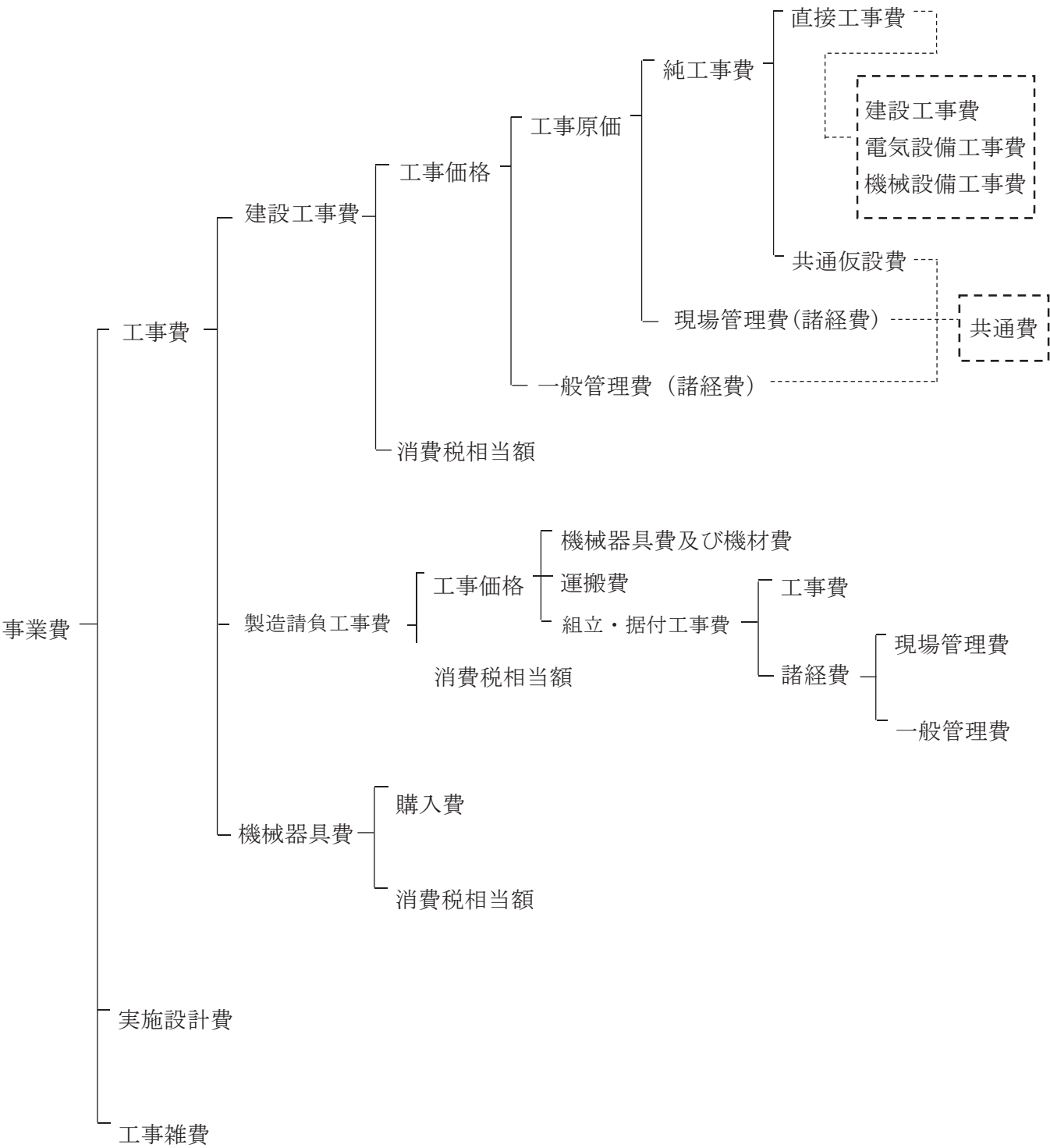
還元率一覧表

n	還元率	n	還元率	n	還元率
5	0.2246	24	0.0656	43	0.0491
6	0.1908	25	0.0640	44	0.0487
7	0.1666	26	0.0626	45	0.0483
8	0.1485	27	0.0612	46	0.0479
9	0.1345	28	0.0600	47	0.0475
10	0.1233	29	0.0589	48	0.0472
11	0.1142	30	0.0578	49	0.0469
12	0.1066	31	0.0569	50	0.0466
13	0.1001	32	0.0559	51	0.0463
14	0.0947	33	0.0551	52	0.0460
15	0.0899	34	0.0543	53	0.0457
16	0.0858	35	0.0536	54	0.0455
17	0.0822	36	0.0529	55	0.0452
18	0.0790	37	0.0522	60	0.0442
19	0.0761	38	0.0516	80	0.0418
20	0.0736	39	0.0511	90	0.0412
21	0.0713	40	0.0505	100	0.0408
22	0.0692	41	0.0500		
23	0.0673	42	0.0495		

別表 4

1 機械・施設等整備

① 施設の整備



別表 5

各種経費

1 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除く。）
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

3 一般管理費等

区 分	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告又は宣伝に要する費用
地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とする。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委 託 費	測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公 課 費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等

別紙様式第1号（6次産業化の推進体制整備事業）

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進体制整備事業）実施計画書

都道府県知事 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職及び氏名

印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。

	事業メニュー	様式	チェック欄
1	6次産業化等に関する戦略の策定	別添1	
2	人材育成研修会の開催	別添2	

（注）作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。

注1：事業メニューごとに別添1又は別添2の様式を記載し提出すること。

注2：各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

注3：事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

別添 1 6次産業化等に関する戦略の策定

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
※策定する戦略が「6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

(2) 事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。
※策定した戦略の活用方法等を記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※事業実施年度における都道府県又は市町村の6次産業化事業等を推進するための戦略の方向性及び策定スケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の6次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

(4) 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)	第3年度 (年)

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ 事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ 目標年度までの事業活動

※イにおいて、第2年度又は第3年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

(5) 事業内容

ア 6次産業化・地産地消推進協議会の設定

名称	設置年月日	構成員	事務局

イ 6次産業化・地産地消推進協議会の開催

実施時期	実施内容	実施場所	備考
戦略の策定（更新） 予定年月日			

ウ 戦略に基づく交流会の開催

実施時期	実施内容	実施場所	参加人数

2 行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

(1) 「地産地消促進計画」を策定しているか。

☐ 該当する ☐ 該当しない

(2) 「人・農地プラン」を策定しているか。

☐ 該当する ☐ 該当しない

(3) 「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

(4) 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

(5) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

3 事業費積算書

(1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

(2) 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に		円	円	

記載すること。				
合計				
交付金額				

注1：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

② 委託先が決定している場合は委託先名

②委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

4 添付書類

ア 地産地消促進計画

イ 「人・農地プラン」の内容を確認できる資料（事業実施主体が市町村の場合は、実質化された人・農地プランが公表されていることが確認できる資料）

ウ 地域再生計画に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料

エ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料

オ 農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料

カ その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：ア～オの資料については、2の（1）～（5）の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別添 2 人材育成研修会の開催

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
※人材育成研修会が「6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

(2) 事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。
※人材育成研修会に参加した人材がどのように6次産業化等の取組を進めていくか等を記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※事業実施年度における人材育成研修会の内容を具体的に記載すること。
※事業効果を高める方策を記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の6次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

(4) 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)	第3年度 (年)

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ 事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ 目標年度までの事業活動

※イにおいて、第2年度又は第3年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

(5) 事業内容

ア 人材育成研修会（講義）の開催

名称	開催日	開催場所	実施内容	参加人数

注：実施内容には、研修プログラムの概要、開催日数、カリキュラム数、カリキュラムの策定方針、研修生の募集方法、研修生の選定方法等について記載すること。

イ 人材育成研修会（インターンシップ研修）の開催

名称	開催日	受入先	実施内容	参加人数

注：実施内容には、インターンシップ研修の概要、開催日数、受入先の選定基準・選定方法等について記載すること。

2 行政施策等との関連制等

該当する項目にチェックすること。

(1) 「地産地消促進計画」を策定しているか。

☐ 該当する ☐ 該当しない

(2) 「人・農地プラン」を策定しているか。

☐ 該当する ☐ 該当しない

(3) 「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

(4) 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

(5) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

3 事業費積算書

(1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

(2) 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に		円	円	

記載すること。				
合計				
交付金額				

注1：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

② 委託先が決定している場合は委託先名

②委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

4 添付書類

ア 地産地消促進計画

イ 「人・農地プラン」の内容を確認できる資料（事業実施主体が市町村の場合は、実質化された人・農地プランが公表されていることが確認できる資料）

ウ 地域再生計画に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料

エ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料

オ 農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料

カ その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：ア～オの資料については、2の（1）～（5）の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進支援事業）実施計画書

都道府県知事 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職及び氏名

印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。

	事業メニュー	様式	チェック欄
1	インバウンドを中心とする観光消費の促進	別添1	
2	経済活動としての農福連携の発展	別添2	
3	2次・3次産業と連携した加工・直売の推進	別添3	
4	新商品開発・販路開拓の実施	別添4	
5	直売所の売上向上に向けた多様な取組	別添5	

（注）作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。

注1：事業メニューごとに別添1からは別添5までの様式を記載し提出すること。

注2：各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

注3：事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

別添1 インバウンドを中心とする観光消費の促進

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

※事業が「6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

(2) 事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

※農泊地域協議会の取組と相乗効果が期待できる観光消費の促進の効果を記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※事業実施年度における当該事業の取組の方向性及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の当該事業の取組を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

(4) 事業実施主体の概要

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者名

エ 構成員数

オ 従業員数

カ 設立年月日

キ 構築するネットワークの概要

注：事業実施主体が市町村、市町村協議会及び市町村協議会の構成員以外の場合は、記載すること。

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要
ネットワークの姿			

(5) 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

※本事業着手に至る経緯を記載すること。
※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)	第3年度 (年)

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ 事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ 目標年度までの事業活動

※イにおいて、第2年度又は第3年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

(6) 事業内容

ア 事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第1四半期 (4～6月)	
第2四半期 (7～9月)	
第3四半期 (10～12月)	
第4四半期 (1～3月)	

注：当該年度に複数回実施する場合は、概要を記載すること。

イ 新たなメニュー・新商品・新サービスの企画・開発の概要

新たなメニュー名 又は新商品名 又は新サービス名	取組概要及び取組方針

注１：開発するメニュー、商品又はサービスごとに、取組概要及び取組方針を記載すること。

注２：取組方針は、仕入先、課題、販売価格、実施体制等の状況について、それぞれ記載すること。

ウ 資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

エ 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

オ 試作品の製造に関するリース、レンタル機器等内訳

対象機器	機種名					
	形式名					
	数量	台	単価	円	金額	円
	処理能力	トン／日				
設置場所						
用途 (具体的に)						

注１：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注２：対象機器の仕様書、カタログ又は見積書の写しを添付すること。

カ 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

キ 多言語標示板の設置

標示板の名称	実施内容	設置の目的	対象者

ク 広報ツールの作成

広報ツールの名称	実施内容	作成の目的	対象者

2 市町村戦略との関連性

該当する項目にチェックすること。

- (1) 6次産業化を推進するための市町村の戦略に基づいて行う取組である。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (2) (1) で「該当する」をチェックした場合は、市町村戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。

3 行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

- (1) 「認定総合化事業計画」又は「認定農商工等連携事業計画」に基づく取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (2) 事業実施主体の所在する市町村で「地産地消促進計画」を策定しているか（事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に即した取組か。）。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (3) 事業実施主体の所在する場所が「人・農地プラン」の策定されている地域か（事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。）。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (4) 和食等を軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (5) 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (6) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (7) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

4 事業費積算書

- (1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

- (2) 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
※事業の実施内容と積算の 関係が分かるよう具体的に 記載すること。		円	円	
合計				
交付金額				

注1：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業の一部を委託するときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

①委託先が決定している場合は委託先名

②委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

注3：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

5 添付書類

（1）事業実施主体の概要

ア 定款又はこれに準ずる規約

イ 役員等名簿

ウ 事業計画、収支予算書、収支決算書等

（2）市町村戦略及び市町村戦略に基づく取組であることを当該市町村が証する書面

（3）認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画

（4）地産地消促進計画

（5）「人・農地プラン」の内容を確認できる資料（事業実施主体が市町村の場合は、実質化された人・農地プランが公表されていることが確認できる資料）

（6）地域再生計画に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料

（7）和食等を軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料

（8）農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料

（9）特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料

（10）その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：（1）については必ず添付（事業実施主体が市町村の場合は不要。）すること。また、（2）から（9）までの資料については、2の（1）、3の（1）から（7）までの項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別添 2 経済活動としての農福連携の発展

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

※事業が「6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

(2) 事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※事業実施年度における当該事業の取組の方向性及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の当該事業の取組を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

(4) 事業実施主体の概要

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者名

エ 構成員数

オ 従業員数

カ 設立年月日

キ 構築するネットワークの概要

注：事業実施主体が市町村、市町村協議会及び市町村協議会の構成員以外の場合は、記載すること。

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要
ネットワークの姿			

(5) 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

※本事業着手に至る経緯を記載すること。
※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)	第3年度 (年)

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ 事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ 目標年度までの事業活動

※イにおいて、第2年度又は第3年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

(6) 事業内容

ア 事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第1四半期 (4～6月)	
第2四半期 (7～9月)	
第3四半期 (10～12月)	
第4四半期 (1～3月)	

注：当該年度に複数回実施する場合は、それぞれ内容を記載すること。

イ 研修会の実施方針

実施方針	備考

注：研修カリキュラム、研修プログラム、講師陣等を記載すること。

ウ 作業マニュアルの作成

作成方針	備考

エ 障害者が参加した商品開発の概要

新商品名	取組概要及び取組方針

注1：開発する商品ごとに、取組概要及び取組方針を記載すること。

注2：取組方針は、仕入先、課題、販売価格、実施体制等の状況について、それぞれ記載すること。

オ 資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

カ 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

キ 試作品の製造に関するリース、レンタル機器等内訳

対象機器	機種名					
	形式名					
	数量	台	単価	円	金額	円
	処理能力	トン／日				
設置場所						
用途 (具体的に)						

注1：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注2：対象機器の仕様書、カタログ又は見積書の写しを添付すること。

ク 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

ケ 商談会等への出展

開催時期	開催場所	開催内容	来場対象者	試供品の 作成・提供数

2 市町村戦略との関連性

該当する項目にチェックすること。

- (2) 6次産業化を推進するための市町村の戦略に基づいて行う取組である。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (2) (1)で「該当する」をチェックした場合は、市町村戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。

3 行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

- (1) 「認定総合化事業計画」又は「認定農商工等連携事業計画」に基づく取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (2) 事業実施主体の所在する市町村で「地産地消促進計画」を策定しているか（事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に即した取組か。）。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (3) 事業実施主体の所在する場所が「人・農地プラン」の策定されている地域か（事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。）。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (4) 和食等を軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (5) 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (6) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (7) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

4 事業費積算書

- (1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

(2) 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
※事業の実施内容と積算の 関係が分かるよう具体的に 記載すること。		円	円	
合計				
交付金額				

注1：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業の一部を委託するときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

①委託先が決定している場合は委託先名

②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注3：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

5 添付書類

(1) 事業実施主体の概要

ア 定款又はこれに準ずる規約

イ 役員等名簿

ウ 事業計画、収支予算書、収支決算書等

(2) 市町村戦略及び市町村戦略に基づく取組であることを当該市町村が証する書面

(3) 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画

(4) 地産地消促進計画

(5) 「人・農地プラン」の内容を確認できる資料（事業実施主体が市町村の場合は、実質化された人・農地プランが公表されていることが確認できる資料）

(6) 地域再生計画に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料

(7) 和食等を軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料

(8) 農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料

(9) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料

(10) その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：(1)については必ず添付（事業実施主体が市町村の場合は不要。）すること。また、(2)から(9)までの資料については、2の(1)、3の(1)から(7)までの項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別添3 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

※事業が「6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

(2) 事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 販売を想定している事業者との連携調整

※販売を想定している事業者との事業実施前の連絡調整の内容を記載すること。

イ 事業実施年度の実施方針

※事業実施年度における当該事業の取組の方向性及びスケジュールを記載すること。

ウ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の当該事業の取組を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

(4) 事業実施主体の概要

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者名

エ 構成員数

オ 従業員数

カ 設立年月日

キ 構築するネットワークの概要

注：事業実施主体が市町村、市町村協議会及び市町村協議会の構成員以外の場合は、記載すること。

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要

ネットワークの姿			

(5) 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

※本事業着手に至る経緯を記載すること。
 ※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)	第3年度 (年)

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ 事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
 ※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ 目標年度までの事業活動

※イにおいて、第2年度又は第3年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

(6) 事業内容

ア 事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第1四半期 (4～6月)	
第2四半期 (7～9月)	
第3四半期 (10～12月)	
第4四半期 (1～3月)	

注：当該年度に複数回実施する場合は、それぞれ内容を記載すること。

イ 生産者・連携事業者との企画検討・調査の内容

検討・調査の内容

ウ 業務用一次加工品等の商品開発の概要

新商品名	取組概要及び取組方針

注１：開発するメニュー、商品、サービスごとに、取組概要及び取組方針を記載すること。

注２：取組方針は、仕入先、課題、販売価格、実施体制等の状況について、それぞれ記載すること。

エ 資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

オ 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

カ 試作品の製造に関するリース、レンタル機器等内訳

対象機器	機種名					
	形式名					
	数量	台	単価	円	金額	円
	処理能力	トン／日				
設置場所						
用途 (具体的に)						

注１：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注２：対象機器の仕様書、カタログ又は見積書の写しを添付すること。

キ 実需者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

2 市町村戦略との関連性

該当する項目にチェックすること。

- (1) 6次産業化を推進するための市町村の戦略に基づいて行う取組である。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (2) (1)で「該当する」をチェックした場合は、市町村戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。

3 行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

- (1) 「認定総合化事業計画」又は「認定農商工等連携事業計画」に基づく取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (2) 事業実施主体の所在する市町村で「地産地消促進計画」を策定しているか（事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に即した取組か。）。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (3) 事業実施主体の所在する場所が「人・農地プラン」の策定されている地域か（事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。）。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (4) 和食等を軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (5) 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (6) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (7) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

4 事業費積算書

- (1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

- (2) 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。		円	円	
合計				

交付金額		
------	--	--

注1：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業の一部を委託するときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

①委託先が決定している場合は委託先名

②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注3：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

5 添付書類

（1）事業実施主体の概要

ア 定款又はこれに準ずる規約

イ 役員等名簿

ウ 事業計画、収支予算書、収支決算書等

（2）市町村戦略及び市町村戦略に基づく取組であることを当該市町村が証する書面

（3）認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画

（4）地産地消促進計画

（5）「人・農地プラン」の内容を確認できる資料（事業実施主体が市町村の場合は、実質化された人・農地プランが公表されていることが確認できる資料）

（6）地域再生計画に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料

（7）和食等を軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料

（8）農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料

（9）特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料

（10）その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：（1）については必ず添付（事業実施主体が市町村の場合は不要。）すること。また、（2）から（9）までの資料については、2の（1）、3の（1）から（7）までの項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別添 4 新商品開発・販路開拓の実施

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

※事業が「6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

(2) 事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※事業実施年度における当該事業の取組の方向性及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の当該事業の取組を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

(4) 事業実施主体の概要

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者名

エ 構成員数

オ 従業員数

カ 設立年月日

キ 構築するネットワークの概要

注：事業実施主体が市町村、市町村協議会及び市町村協議会の構成員以外の場合は、記載すること。

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要
ネットワークの姿			

(5) 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

※本事業着手に至る経緯を記載すること。
※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。

注：開発する商品の具体的な特徴（開発する商品の新規性、活用する国産農林水産物等又は製造工程の先進性や独自性等）、販路開拓の戦略、本事業による取組内容等を記入の上、定量的な数値目標（商品化による効果（売上げ高等））を明記すること。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)	第3年度 (年)

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ 事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ 目標年度までの事業活動

※イにおいて、第2年度又は第3年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

(6) 事業内容

ア 事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第1四半期 (4～6月)	
第2四半期 (7～9月)	
第3四半期 (10～12月)	
第4四半期 (1～3月)	

注：当該年度に複数回実施する場合は、それぞれ内容を記載すること。

イ 開発する商品の状況

(ア) 開発する新商品名（仮称を含む。）及び概要

新商品名	概要

注：試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨を記載すること。また、どのような市場や消費者を販路と考えて取り組むかについても、概要欄に記載すること。

(イ) 開発する新商品に関する取組方針

(新商品名：)	取組方針
仕入先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

注：開発する新商品ごとに、計画策定時の取組方針を記載すること。

ウ 試作品の製造に関するリース、レンタル機器等内訳

対象機器	機種名					
	形式名					
	数量	台	単価	円	金額	円
	処理能力	トン／日				
設置場所						
用途 (具体的に)						

注1：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注2：対象機器の仕様書、カタログ又は見積書の写しを添付すること。

エ 新商品開発の実施

(ア) 試作品の製造に関する資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

(イ) 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

オ 販路開拓の実施

(ア) 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

(イ) 商談会等への出展

実施時期	開催場所	開催内容	来場 対象者	試供品の 作成・提供数

カ 主要原料取引計画及び売上計画

(ア) 主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所在地	対象農林水産物	作付面積 (ha)	出荷量 (トン)	販売額 (百万円)

注1：直近年度の作付面積、出荷量、販売額を記載すること。

注2：農林漁業者等自らが商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る国産農林水産物等）について記載すること。

(イ) 主要原料取引計画の概要

主要原材料名（ ）	初年度 a (年)	第2年度 (年)	第3年度 b (年)	b/a
原料使用量	(トン)	(トン)	(トン)	%
うち契約取引数量				

注1：翌年度からの計画を、年度別（当年4月から翌年3月まで）に記載すること。

注2：農林漁業者等が自ら商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る国産農林水産物等）について記載すること。

注3：複数の主要原材料がある場合は、表を追加して記載すること。

(ウ) 売上計画の概要

製品名	販売先	初年度 a (年)	第2年度 (年)	第3年度 b (年)	b/a
		(トン)	(トン)	(トン)	%
計					

注：翌年度からの計画を、年度別（当初４月から翌年３月まで）に記載すること。

２ 市町村戦略との関連性

該当する項目にチェックすること。

- （１） ６次産業化を推進するための市町村の戦略に基づいて行う取組である。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- （２） （１）で「該当する」をチェックした場合は、市町村戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。

３ 行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

- （１） 「認定総合化事業計画」又は「認定農商工等連携事業計画」に基づく取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- （２） 事業実施主体の所在する市町村で「地産地消促進計画」を策定しているか（事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に即した取組か。）。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- （３） 事業実施主体の所在する場所が「人・農地プラン」の策定されている地域か（事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。）。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- （４） 和食等を軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- （５） 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- （６） 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- （７） 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

４ 事業費積算書

- （１） 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

- （２） 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
※事業の実施内容と積算の		円	円	

関係が分かるよう具体的に 記載すること。				
合計				
交付金額				

注1：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業の一部を委託するときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

①委託先が決定している場合は委託先名

②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注3：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

5 添付書類

（1）事業実施主体の概要

ア 定款又はこれに準ずる規約

イ 役員等名簿

ウ 事業計画、収支予算書及び収支決算書等

（2）市町村戦略及び市町村戦略に基づく取組であることを当該市町村が証する書面

（3）認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画

（4）地産地消促進計画

（5）「人・農地プラン」の内容を確認できる資料（事業実施主体が市町村の場合は、実質化された人・農地プランが公表されていることが確認できる資料）

（6）地域再生計画に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料

（7）和食等を軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料

（8）農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料

（9）特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料

（10）その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：（1）については必ず添付（事業実施主体が市町村の場合は不要。）すること。また、（2）から（9）までの資料については、2の（1）、3の（1）から（7）までの項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別添5 直売所の売上向上に向けた多様な取組

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

※事業が「6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

(2) 事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※事業実施年度における当該事業の取組の方向性及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の当該事業の取組を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

(4) 事業実施主体の概要

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者名

エ 構成員数

オ 従業員数

カ 設立年月日

キ 構築するネットワークの概要

注：事業実施主体が市町村、市町村協議会及び市町村協議会の構成員以外の場合は、記載すること。

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要
ネットワークの姿			

(5) 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

※本事業着手に至る経緯を記載すること。
※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。

注：開発する商品の具体的な特徴（開発する商品の新規性、活用する国産農林水産物等又は製造工程の先進性、独自性等）、販路開拓の戦略、本事業による取組内容等を記入の上、定量的な数値目標（商品化による効果（売上げ高等））を明記すること。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)	第3年度 (年)

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ 事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ 目標年度までの事業活動

※イにおいて、第2年度又は第3年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

(6) 事業内容

ア 事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第1四半期 (4～6月)	
第2四半期 (7～9月)	
第3四半期 (10から12月)	
第4四半期 (1～3月)	

注：当該年度に複数回実施する場合は、それぞれ内容を記載すること。

イ 直売所の販売力向上に向けた運営体制強化・経営改善を図るための検討会・研修会の開催

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

ウ 商品の開発

(ア) 開発する新商品名（仮称を含む。）及び概要

新商品名	概要

注：試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨を記載すること。また、どのような市場や消費者を販路と考えて取り組むかについても、概要欄に記載すること。

(イ) 開発する新商品に関する取組方針

(新商品名：)	取組方針
仕入先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

注：開発する新商品ごとに、計画策定時の取組方針を記載すること。

エ 主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所在地	対象農林水産物	作付面積	出荷量	販売額
			(ha)	(トン)	(百万円)

注：直近年度の作付面積、出荷量及び販売額を記載すること。

オ 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

カ 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

キ 観光事業者等と連携したツアー等の企画

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

ク イベント等の開催

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

ケ 集出荷システムの構築

実施時期	実施内容	実施場所	実施品目

2 市町村戦略との関連性

該当する項目にチェックすること。

- (1) 6次産業化を推進するための市町村の戦略に基づいて行う取組である。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (2) (1) で「該当する」をチェックした場合は、市町村戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。

3 行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

- (1) 「認定総合化事業計画」又は「認定農商工等連携事業計画」に基づく取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (2) 事業実施主体の所在する市町村で「地産地消促進計画」を策定しているか（事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に即した取組か。）。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (3) 事業実施主体の所在する場所が「人・農地プラン」の策定されている地域か（事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。）。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (4) 和食等を軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (5) 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (6) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (7) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

4 事業費積算書

- (1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

(2) 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
※事業の実施内容と積算の 関係が分かるよう具体的に 記載すること。		円	円	
合計				
交付金額				

注1：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業の一部を委託するときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

①委託先が決定している場合は委託先名

②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注3：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

5 添付書類

(1) 事業実施主体の概要

ア 定款又はこれに準ずる規約

イ 役員等名簿

ウ 事業計画、収支予算書、収支決算書等

(2) 市町村戦略及び市町村戦略に基づく取組であることを当該市町村が証する書面

(3) 認定総合化事業計画又は認定農工商等連携事業計画

(4) 地産地消促進計画

(5) 「人・農地プラン」の内容を確認できる資料（事業実施主体が市町村の場合は、実質化された人・農地プランが公表されていることが確認できる資料）

(6) 地域再生計画に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料

(7) 和食等を軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料

(8) 農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料

(9) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料

(10) その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：(1)については必ず添付（事業実施主体が市町村の場合は不要。）すること。また、(2)から(9)までの資料については、2の(1)、3の(1)から(7)までの項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別紙様式第3号（実施要綱第5の1関係）

年度食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進事業）実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農
林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○（注2）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注3）

（注1）別添（事業実施計画）を添付すること。

（注2）事業の変更の場合には、その理由を記載し、提出されている事業実施計画の事業
の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、
変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対
象外となるものについては省略すること。

（注3）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

(別紙様式第3号別添)

地域での食育の推進事業実施計画（事業実施主体計画）

第1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
事業実施主体の概要（団体概要）		
※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力（財政状況含む）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	URL
事業対象地域		
事業対象地域における食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画の策定率（※）		
※ 策定率は、本計画の提出時点とする。		

第2 総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
地域での食育 の推進事業	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

(注) 1 区分欄は、別記3の第1の1から8に掲げる事業を記載すること。

2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。

3 備考欄は別葉とすることができる。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容が第3次食育推進基本計画及びこれを踏まえた事業実施地域の食育推進計画に定められた目標の達成にどのように寄与するかについて記載														
2 実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示。 ※ 食育協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載（開催（参加）回数も記載する。）														
3 事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容を記載 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業項目(取組内容)</th> <th>実施場所</th> <th>実施時期・回数</th> <th>対象者・数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					事業項目(取組内容)	実施場所	実施時期・回数	対象者・数	備考					
事業項目(取組内容)	実施場所	実施時期・回数	対象者・数	備考										
4 事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 ※ 第3次食育推進基本計画及びこれを踏まえた所在する都道府県の食育推進計画のうち以下に掲げる目標の達成につながる事業の目標を設定すること。 ※ 事業が「国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見」に、どのように効果があるかを記載。 ※ 事業で実施した各種取組について、ホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して、都道府県域内に広く普及させるための取組を記載（取組回数・普及対象者数も記載する。）。 ※ 具体的な目標設定について 1 地域における食文化の保護・継承や日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、共食機会の提供等に関する事業 事業実施主体が存する地域における食文化の保護・継承や日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、共食における食育活動等のために、（1）のいずれか又は複数について、該当する者の割合を増加させる数値目標を定め、着実にその実施を図る。 （1）根拠となるデータ等 ア 食文化の継承度 （ア）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承し、伝えている者 （イ）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している若い世代（20～30歳代）														

	イ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 (ア) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者 (イ) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代(20～30歳代) ウ 食育の推進に関わるボランティアの数 エ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 オ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合 (2) 目標設定に当たっての留意事項 事業実施主体が存する地域の事業開始時点における目標値に掲げる項目の実践度が把握できていない場合は、農林水産省において直近に実施した「食育に関する意識調査」等を基に目標値を設定する。 2 農林漁業体験に関する事業 食に関わる人々の様々な活動への理解促進の観点から当該事業年の体験者数(延べ人数)の増加率について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。 (1) 根拠となるデータ等 ア 増加率(%) = $(a - b) / b \times 100$ a: 本年度体験予定者数(延べ人数) b: 前年度体験者数(延べ人数) イ 農林漁業体験をn数回行う場合 $\text{増加率}(\%) = \frac{(a_1 + a_2 + \dots + a_n) - (b_1 + b_2 + \dots + b_n)}{b_1 + b_2 + \dots + b_n} \times 100$ (2) 目標設定に当たっての留意事項 前年度の体験者数(延べ人数)を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して延べ人数を推定する。 前年度の体験者数が0人の場合は、増加率ではなく、本年度体験予定者数(延べ人数)を目標値とする。 3 全事業について 食品を購入する際に「国産や地域の食品を選ぶ」とする者の割合の増加(意識調査例)「農林漁業の体験活動に参加したことをきっかけにより強く意識するようになったこと」→「国産や地域の食品を選ぶ」
5	事業成果・効果の検証方法 ※ 4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載 ※ 上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載
6	その他事業の推進に必要な事項

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金

（バイオマス産業都市推進事業）実施計画書

都道府県知事 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。

別紙様式第4号

食料産業・6次産業化交付金（バイオマス産業都市推進事業）実施計画書

(1) 事業実施地域			
(2) 事業実施主体名			
○ 事業実施主体の概要 ※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。			
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号	FAX	
	E-mail		
(3) 事業の概要			
ア 事業の目的			
イ 事業の内容			
(4) 導入技術			
記載例) ・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵 ・直接燃焼…専焼、混焼 ・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、RDF製造、炭化 ・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造			
(5) バイオマス原料調達（見込み）			
ア バイオマスの種類 記載例) 木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等			
イ 原料の性状			
ウ バイオマス原料調達量（利用量） 年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年（□には kg、t、L、Nm ³ 等）			

	・ 日利用量：〇〇〇□/日 ・ 年間利用日数：〇〇〇日/年
エ	原料調達先 ※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。
オ	原料調達価格 ※原料調達価格の根拠資料添付。（契約書又は価格の根拠となる資料を添付）
カ	原料調達手段 ※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。
(6) 製造物（見込み）	
ア	製造物の種類
イ	主たる製造物量（年間製造量） 年間製造量：〇, 〇〇〇□/年（□には kg、t、L、GJ、Nm³、kwh 等） ・ 時間当たり設備能力：〇〇□/h ・ 日製造量：〇〇〇□/日 ・ 年間製造日数：〇〇〇日/年 例) 年間バイオガス製造量：〇〇Nm³/年、年間発電量：〇〇kwh/年、 年間熱製造量：〇〇GJ/年 BDF：〇〇L/年、エタノール：〇〇L/年
ウ	副産物量 年間〇〇製造量：〇〇〇□/年（□には kg、t、L 等） 例) 年間液肥製造量：〇〇 t /年、年間堆肥製造量：〇〇 t /年、グリセリン：〇〇 t /年
エ	販売先・利用先 ※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付。 ※ウの副産物の記載がある場合は、処理方法を記載。
オ	販売予定価格 ※販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）を添付。 ※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載。
カ	製造物の品質の確保 ※製造物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載。

(7) 事業費	
ア 事業費積算内訳書（別紙様式4－1） ※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。 ※見積りによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。 ※各項目ごとに内訳が分かるように整理すること。 イ 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式4－2） ※自己負担資金以外の不足分について金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。	
(8) 実施計画	
ア 当該年度事業実施内容 イ 事業実施予定スケジュール（別紙様式4－3）	
(9) 関係法令の許認可の状況	
（廃掃法、肥料取締法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可） ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等を記載すること。 ※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。 ※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 イ 周辺環境への影響 ※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画を記載すること。 参考）関係法令例 ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等	

(10) 実施体制	
ア 実施体制図 ※実施に必要な組織、委託先等を記載すること。 イ 発注業者の選定方法 ウ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等 ※調査や設計等の実績、実施内容等を記載すること。	
(11) 関係者との調整状況	
地方自治体計画等既存の計画との整合 ※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画等、バイオマスに関連した地域計画との整合性を記載。	
(12) 行政施策との関連性について	
以下の施策と連係している取組であるか記載すること。 ・都道府県バイオマス活用推進計画 ・SDGs 未来都市計画における自治体 SDGs の推進に資する取組	
(13) 想定される効果（見込み）	
ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等） イ 地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減） ※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。 ウ 資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等） エ 産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）	

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式4-1

事業費積算内訳書

費 目	事業に要する経費		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備 考
	金 額	説 明	金 額	説 明	積算内訳			
調査費		例) ○○調査		例) ○○調査	規格等を記載	1/2 以内		
(小計)								
基本設計費		例) ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事				
(小計)								
実施設計費		例) ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事				
(小計)								
協議・手続 費用		例) ○○協議 ○○許認可申請		例) ○○協議 ○○許認可申請				
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載。

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付。

(注2) 金額は契約単位で記入すること。

(注3) 交付申請予定額は、千円以下を切捨てとする。

別紙様式4-2

費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載。

（単位：千円）

総事業費	助成対象経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合 計	備 考
		国費	地方公共団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			

（注1）自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。

事業実施予定スケジュール

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(記載例)												
〇〇調査												
基本設計												
支払												●

添付資料（再掲）

（１）事業実施主体の概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前３か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前３か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、食料産業・６次産業化交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第１２号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料

（２）利用しようとする技術の概要を示す資料

（３）金融機関等から借入を行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

（４）産業都市構想の選定時に構成員として位置付けられていなかった民間団体等にあっては、事業を実施する所在地の地方公共団体から構成員に加わることの承認を得ていることが確認できる証明書

（５）バイオマス原料調達（見込み）に関する資料

ア 原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料

イ 原料調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）

（６）成果物の販路・販売先（見込み）に関する資料

ア 販売先又は利用先との契約書等の根拠資料

イ 販売予定価格の根拠資料

（７）事業費積算内訳書（別紙様式第４－１）に関する資料

ア 公的積算基準によらない場合、根拠となる資料

イ 見積による場合は、３者以上の見積書

（８）費用負担の方法及び資金調達（別紙様式４－２）に関する資料

自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等

（９）都道府県バイオマス活用推進計画、SDGs 未来都市計画における「自治体 SDGs の推進に資する取組」と関係している取組である場合には、関係している取組であることが分かる資料。

※ 上記以外についても、必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、実施計画書本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第 5 号（メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業）

年 月 日

（都道府県知事） 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職及び氏名

印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

別紙様式第 5 号別添

食料産業・6 次産業化交付金（メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業）実施計画書

第 1 事業実施主体の概要

※ 1 営業経歴（沿革）など事業実施主体の概要を記載すること。 2 組織運営の公開性（インターネットによる公表等）を示す内容を記載すること。 〔 過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載してください。） 〕		
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L

（添付資料）

事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料

- ・ 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前 3 か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前 3 か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、食料産業・6 次産業化交付金の特認団体認定申請書

第 2 総括表

事業内容	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合計					

（注）「事業内容」は、実施要綱別記 5 第 1 の 1 より、ア～オを記入すること。

第3 事業の内容

1 事業の目的

2 事業の内容

ア 事業目標

目標年度：〇〇年度

目標（達成すべき成果）

（注1）目標（達成すべき成果）欄には、定性的な目標だけでなく、定量的な目標についても必ず記載すること

具体的な数値目標等の記載例

- ・普及啓発活動等により、●年までに、メタン発酵消化液の利用量（又は、発生量に対する利用率）を年間●ℓ（●％）とする。
- ・普及啓発活動等により、●年までに、農林漁業者等に対する消化液等の肥料利用の呼びかけを●件行う（又は、農林漁業者等から消化液等の肥料利用の確約を●件得る。）。
- ・普及啓発活動等により、●年までに、消化液等の肥料としての受入先を●件（又は、散布面積●ha）獲得する。

（注2）可能な限り、利用量を目標の一つとすること。

イ 消化液等の肥料利用を促進することを目的に組織した協議会等の設立について （いずれかを選択）

☐ 設立済み

☐ 設立予定あり

☐ 設立予定なし

主な構成員（予定を含む）

ウ 行政施策との関連性について

関連する行政施策

（注1）都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画、SDGs 未来都市、バイオマス産業都市等、本事業に関連する施策を記入する。

3 具体的な活動内容

メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業の（２）農林漁業者への理解醸成の促進において実施できることとしている以下の取組のうち、予定している活動内容を可能な限り具体的に記載

- ・メタン発酵消化液等の調達先（自社メタン発酵施設、近隣のメタン発酵施設等）
- ・消化液等の肥効分析（生育状況調査等の内容、分析項目、分析回数等）
- ・現地での肥料散布調査・実証（実施予定地、面積、散布量、栽培品種、実証期間等）
- ・上記の結果や調査・実証で得られた結果等を用いた農林漁業者等への啓発活動（普及啓発資料の作成・配布、研修会の開催、消化液等のサンプル提供等）

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金
（フードバンク活動の推進事業）実施計画書

都道府県知事 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。

食料産業・6次産業化交付金（フードバンク活動の推進事業）実施計画書

第 1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名	
事業実施主体の概要（団体概要）	
※ 1 定款等、事業実施主体の概要や沿革が分かる資料を添付すること。 2 責任体制が把握できるように記載すること。 3 交付金事業を実施できる能力（財政状況含む）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。	
過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載してください。）	
氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	F A X
メールアドレス	U R L
事業実施地域	

第2 総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
フードバンク活動の推進事業	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
計					

- (注) 1 区分欄は、別記6の第1の1(1)から(6)、2①から③に掲げる事業を記入すること。
2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
3 備考欄は別葉とすることができる。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容が我が国の食品ロス削減にどのように寄与するかを記載
2 実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示 ※ 連携する団体等について名称、概要を記載

3 事業の内容 ※事業区分ごとに具体的な内容を記載

① 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検 討 内 容	備 考
	人		

② 研修会等の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実 施 内 容	資料作成部数	備 考
		人		部	

③ 普及啓発の実施

開催時期	開催場所	参加人数	普及啓発の内容	資料作成部数
		人		部
資料配付部数	備 考			
部				

④ 人材育成の実施

講習会等名称	時期	場所	参加人数	実 施 内 容	備 考
			人		

⑤ 連携強化の実施

開催時期	開催場所	参加人数	実 施 内 容	資料作成部数	備 考
		人		部	

⑥ 報告書の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先	H P 公表	備 考
部			

⑦ フードバンク活動支援

リース等の期間	リース等の内容	備 考

第4 事業の目標、波及効果

(事業の目標)

- ※ 事業の目標について、以下のとおり具体的かつ定量的に記載すること。
- ・本事業により、令和●年度までに未利用食品の取扱量を、令和●年度から●トン以上増加させ、食品ロスを削減する（青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する計画のある団体の場合、青果物等生鮮食品の取扱量の目標についても記載すること）。

(波及効果)

※ 事業で実施した各種取組について、ホームページや広報誌、イベント等の場を活用して、都道府県域内に広く普及させるための取組を記載。

第5 事業成果・効果の検証方法

- ※ 第4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載
- ※ 上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載

第6 行政施策との関連性について

※、SDGs 未来都市計画、市町村一般廃棄物処理計画等、本事業に関連する施策を記入する。

第7 フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（平成28年11月農林水産省食料産業局長公表）に定められた事項を遵守しているか。

☐ 遵守している ☐ 遵守していない

第8 その他事業の推進に必要な事項

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金(研究開発・成果利用の促進事業)実施計画書

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱(平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。

注1: 別添様式を記載し提出すること。

注2: 各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

注3: 事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

別添 研究開発・成果利用の促進事業

1 事業実施体制

(1) 事業実施主体(地方公共団体の場合はアからキまで記載不要)

- ア 名称
イ 主たる事務所の所在地
ウ 代表者の氏名
エ 連絡先(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、担当者の氏名)
オ 従業員数
カ コンソーシアムの場合は構成する組織、団体名
キ 設立年月日
ク 六次産業化・地産地消法に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定日及び認定事業者名(又は認定申請年月日及び申請事業者名)

注: 研究開発・成果利用事業計画及び研究開発・成果利用事業計画に係る認定通知書の写しを添付すること。また、現時点で研究開発・成果利用事業計画の認定を受けていないが、研究開発・成果利用事業計画に係る認定申請を行っている場合は、国に提出した認定申請書類を添付すること。

(2) 連携体制

※農林漁業者と試験研究機関、地方自治体、民間事業者等、研究開発成果の利用及び事業化に向けた関係者の連携体制について記載すること。
※コンソーシアムの場合は構成員ごとの役割分担等を分かりやすく記載すること。

2 事業の目的及び成果目標等

(1) 事業の目的

※農林漁業者等による6次産業化の促進に係る農林水産物等又は新商品の生産等又は販売の高度化に資するものであること。地域の課題を踏まえた事業であり、事業の成果が地域の所得向上や雇用の増大等にも繋がるものであること等、事業の必要性及び想定される事業効果等を記載すること。

(2) 事業の成果目標

ア 事業成果目標

(本事業着手に至る経緯)

※事業の目標設定の背景(市場ニーズ等の客観的データを踏まえた経営方針の見直しなど)、これまで関係者等が進めてきた取組や検討状況等を記載すること。

(事業成果目標)

※研究開発成果の活用により、農林水産物等又は新商品について、既存の技術等と比較して生産等又は販売の効率性及びコスト面で一定程度の改善が図られること、既存の技術等ではできない生産等又は販売が行われること、又は現場に即した利用体系が確立されること等、認定研究開発・成果利用事業の目標又はその前段階といえる目標を設定すること。

イ 目標年度

(ア) 目標年度: _____ 年度

(イ) 目標年度までの中間目標

事業成果目標	事業実施前年度 (年度)	事業実施年度 (年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)

注: 目標年度を事業実施年度以降(事業実施年度から3年以内)に設定する場合は、目標年度までの間の年度目標を設定し記載すること。

ウ 事業成果・効果の検証方法

※事業成果目標の達成状況の検証方法を記載すること。

エ 目標年度までの事業活動

※イ（イ）で目標年度までの中間目標を設定した場合は、目標年度までに取り組む予定の事業内容を記載すること。

3 事業の内容等

（１）研究開発成果とその利用

※本事業で地域等に導入する研究開発成果（新技術等）の概要及びその成果の利用方法等を具体的に記載すること。
 ※研究開発成果の利用に当たっての課題とその解決策（本事業で行う取組内容）を記載すること。

（２）具体的な取組内容

ア 新技術等の導入実証			
	取組内容	事業量	備考
①			
②			
③			
イ 試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立			
	取組内容	事業量	備考
①			
②			
③			
ウ 新商品等の試験販売、販路開拓			
	取組内容	事業量	備考
①			
②			
③			

注：事業量の欄は、取組に必要な面積、時間、分析件数、調査対象数、単価等、取組の規模が分かるように記載すること。

(3) 事業スケジュール

取組内容	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (10～12月)

注：取組内容の欄は、(2)の番号を記載すること。（記載例：「アの①」）

(4) 次年度以降の取組方針

※事業実施年度以降の事業化に向けた取組方針及びスケジュール等を記載すること。

4 事業費積算書

(1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

(2) 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠）
※3の(2)具体的な取組内容ごとに、必要経費の内訳とその積算根拠を具体的に記載すること。		円	円	
合計				
交付金額				

注1： 交付金額の備考欄には、仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入して下さい。

注2： 事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

①委託先

②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注3： 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

5 添付書類

ア 事業実施主体の概況（地方公共団体の場合は不要）

- (ア) 営業経歴（沿革）、定款又はこれに準ずる資料
- (イ) 直近の決算（事業）報告書及びその他必要に応じて財務状況に関する資料
- (ウ) 交付対象事業費に関する根拠となる規程等
- イ 六次産業化・地産地消法に基づく研究開発・成果利用事業計画（都道府県が事業実施主体の場合は不要）
- (ア) 認定通知書（写）
- (イ) 認定研究開発・成果利用事業計画
- 注： 現時点で研究開発・成果利用事業計画の認定を受けていないが、研究開発・成果利用事業計画に係る認定申請を行っている場合は、国に提出した認定申請書類を添付すること。
- ウ その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

食料産業・6次産業化交付金(6次産業化施設整備事業)実施計画書

都道府県知事

殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。

1 事業実施主体等の概要及び添付書類

(1) 事業実施主体の概要

法律の事業計画認定状況										
法律名		事業計画名		認定状況		認定(申請)年月日				
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律		総合化事業計画		認定済 申請中		年 月 日				
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律		農商工等連携事業計画		認定済 申請中		年 月 日				
(ふりがな)		()		代表者		役職名				
事業実施主体の名称				担当者		氏名				
主たる事務所の所在地		(下 -)		担当者		役職名				
				氏名						
				電話番号		-				
				FAX番号		-				
事業実施場所(住所)				連絡先		E-mail				
				HPアドレス						
				常時従事する従業員数		年 月 日				
注1 種類			設立年月日		みなし大企業である		・		みなし大企業でない	
注2 業種			注3 みなし大企業の確認		事業名					
注4 重複申請の有無	有 ・ 無		申請中の事業名及び事業概要		事業概要					
事業実施主体の概要										
構成員(出資者 等) 注5、6										
氏名	住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	注7 事業実施主体における役職名	出資金	出資等比率		備考			
				千円		%				
				千円		%				
				千円		%				
				千円		%				
				千円		%				

部門別責任者 等 注9									
担当部門		責任者及び 担当者の別		氏 名		担当部門における専門性に関する経歴、受講済み研修等			

直近3年の経営状況	第 年 月 日～ 第 年 月 日	第 年 月 日～ 第 年 月 日	第 年 月 日～ 第 年 月 日	期 間		備 考
	千円	千円	千円	年 月 日	年 月 日	
	千円	千円	千円	千円	千円	
	千円	千円	千円	千円	千円	
経常損益						
純資産額						
(資産と負債の差額)						
うち利益剰余金						

※損益計算書により確認
経常損益＝営業損益＋営業外収益－営業外費用

※貸借対照表により確認

- 注1 「種類」の欄には、「農業協同組合」、「森林組合」、「漁業協同組合」、「株式会社」、「合名会社」等のほか、事業協同組合等にあつては根拠法に基づく正式名称を記入し、その他農林水産物の生産、加工等を営む任意団体及び農作業の共同化等を行う任意団体にあつては「任意団体」と記入する。
- 2 「業種」の欄には、日本標準産業分類に定める中分類の業種を記入する。(農業、林業、漁業、食品製造業等)
- 3 「みなし大企業の確認」の欄は、事業実施主体が農商工等連携促進法に基づく認定を受けた中小企業者である場合のみ該当するものに○をする。
- 4 本事業以外に国、その他の公的支援が受けられる事業に応募の場合は、「重複申請の有無」の欄で有を選択し、申請中の事業名及び事業概要を記入する。
- 5 「構成員(出資者等)」の欄は事業実施主体が農林漁業者が組織する団体である場合のみ記入する。
- 6 「構成員(出資者等)」の欄には、その全てを記入する。ただし、構成員が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入するとともに、該当する事項を記入する(事業実施主体が事業協同組合等の場合の組合員を含む。)。また、「株式会社」等にあつては、「出資者」等を記入する。
- 7 「事業実施主体における役職名」の欄には、農事組合法人は「理事」、株式会社は「取締役」、合名会社、合資会社等は「代表」等と記入する。
- 8 「備考」の欄には、農地所有適格法人である場合に農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項第2号に掲げる要件のいずれに該当するかを記入する。この場合、常時従事者は「常」、農地等の使用収益権を移転・設定しているときはその旨を記入する。
- 9 「部門別責任者等」の欄には、生産・加工・販売・会計の各部門の責任者等名と、その経歴を記載する。なお、部門ごとに責任者等が複数いる場合は、その別を記載する。
- 10 「雇用に関する目標」の欄の目標年度においては3人以上とする。
- 11 今年度既に採択が決定及び実施している事業があれば枠を追加し事業名及び事業概要を記入する。

2) 連携する事業者の概要 …… 実施要綱別記8－1 第5の1の(1)のイ

連携事業者	活動拠点:住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	代表者名 (役職)	連携の内容・役割	連携規約等の確認
①					☐ 規約 ☐ 覚書
②					☐ 規約 ☐ 覚書
③					☐ 規約 ☐ 覚書
④					☐ 規約 ☐ 覚書
⑤					☐ 規約 ☐ 覚書
⑥					☐ 規約 ☐ 覚書

- 注1 「業種」の欄には、日本標準産業分類に定める中分類の業種を記載する。(農業、林業、漁業、食品製造業等)
- 2 申請者が中小企業者の場合、農商工等連携事業計画で連携する農林漁業者について記載を必須とする。
- 3 連携する者について全て記載し、欄が足りない場合には欄を追加して記載する。
- 4 連携規約等の確認の欄には、押印のある文書は「規約」、押印のない文書は「覚書」にチェックする。
- 5 連携内容を定めた文書等を添付する。

2 事業の概要

事業の内容及び実施方法			
事業の成果目標	農林漁業者の組織する団体による取組		農林漁業者等と中小企業者による取組
	総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高		中小企業者にあつては総売上高 農林漁業者にあつては農商工等連携事業に係る 農林水産物の売上高
	円		円
	※ 「6 商品等の販路や需要等の計画」に記載の目標年度における合計の売上金額と整合性をとること		
事業のスケジュール			

注1 「事業の内容及び実施方法」に「**新商品**」の①**名称**、②**概要** を必ず盛り込むこと。

2 事業のスケジュール欄には、関係法令等の許認可等（予定含む）に関する事項（許認可等内容、認可等先、認可（予定）時期）を盛り込むこと。

設等区分				施設等整備に 要する経費 (円)	交付対象 事業費 (円)	交付対象事業費の負担区分(円)					貸付けの詳細	
機械名	用途	処理能力	規格・形式			自己資金	地方公共団体等による助成金			交付金		
						うち貸付金等	都道府県	市町村	その他		貸付 機 関 名	貸付 時 期

※事業実施主体名を記載 殿

年 月 日

市町村長名 印
又は協議会長名

〇〇市（町村）の市町村戦略との関連性に係る確認について

貴殿が作成した、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）別紙様式第8号（食料産業・6次産業化交付金（6次産業化施設整備事業）実施計画書）の「11 市町村戦略に基づく取組について」の記載内容については、〇〇市（町村）市町村戦略に基づく取組であり、かつ、地域経済への波及効果等公益の増進に寄与する取組となっていることを認めます。

障害者等の雇用に関する計画書

年 月 日

所在地

名 称

代表者の役職及び氏名

印

1 障害者等の雇用人数

区 分	内 容		備 考
	新規雇用	既雇用	
①身体障害者	人	人	
②知的障害者	人	人	
③精神障害者	人	人	
④その他の障害者	人	人	
⑤生活困窮者	人	人	
⑥要介護認定者	人	人	
計	人	人	

※ ④その他の障害者の内容欄については、難病等に起因する障害者の人数を記載すること。

2 障害者等の雇用の形態

区 分	内 容		備 考
	新規雇用	既雇用	
①直接雇用	人 (人)	人 (人)	
	ア 正規社員 (人)	人 (人)	
	イ 非正規社員 (人)	人 (人)	
②業務委託	人 (人)	人 (人)	
③労働者派遣	人 (人)	人 (人)	
計	人 (人)	人 (人)	

※ 障害者等の雇用人数を記載した場合は、当該雇用人数の下段の（ ）内に障害者等別の人数を記載すること。

3 障害者等の雇用契約の締結時期

区 分	内 容		備 考
	新規雇用	既雇用	
①直接雇用	年 月 予定	年 月 日	
②業務委託	年 月 予定	年 月 日	
③労働者派遣	年 月 予定	年 月 日	

※ 障害者等の雇用契約の締結時期が契約者ごとに異なる場合は、それぞれ記載すること。

※ ①直接雇用による既雇用者がいる場合は、雇用契約書等の写しを添付すること。

※ ②業務委託による既雇用者がいる場合は、業務委託契約書の写しを添付すること。

※ ③労働者派遣による既雇用者がいる場合は、労働者派遣契約書の写しを添付すること。

4 障害者等の雇用の開始時期

区 分	内 容		備 考
	新規雇用	既雇用	
①直接雇用	年 月 予定	年 月 日	
②業務委託	年 月 予定 ア 契約予定の相手	年 月 日 ア 契約相手	
	イ 契約予定期間 年 月 日～ 年 月 日	イ 契約期間 年 月 日～ 年 月 日	
③労働者派遣	年 月 予定 ア 契約予定の相手	年 月 日 ア 契約相手	
	イ 契約予定期間 年 月 日～ 年 月 日	イ 契約期間 年 月 日～ 年 月 日	

※ 障害者等の雇用の開始時期が契約者ごとに異なる場合は、それぞれ記載すること。

※ ②業務委託及び③労働者派遣の内容欄に障害者等の雇用の開始時期を記載した場合は、当該開始時期の下段に、新規雇用にあつては契約予定の相手及び契約予定期間を、既雇用にあつては契約相手及び契約期間をそれぞれ記載すること。なお、現時点において、新規雇用に係る契約予定の相手がいない場合は「調整中」又は「未調整」と記載すること。

5 障害者等が従事する業務の内容

※ 障害者等が従事する業務の内容については、障害者等が年間を通して従事する業務の内容を具体的に記載すること。また、従事する業務の内容が障害者等ごとに異なる場合は、それぞれ記載すること。

6 障害者等の年間勤務日数及び時間

区 分		内 容		備 考
		新規雇用	既雇用	
①年間勤務日数	現在		日	
	計画	日	日	
②年間勤務時間	現在		時間	
	計画	時間	時間	

※ 障害者等の年間勤務日数及び時間が雇用者ごとに異なる場合は、それぞれ記載すること。

7 障害者等の雇用に係る活動状況等

※ 障害者等の雇用に係る活動状況等について、公共職業安定所や就労支援機関、福祉施設等と調整等を行っている場合はその調整等の状況を、調整等を行っていない場合はどのような手段で障害者等を雇用しようとしているのかを記載すること。

※ 障害者等の雇用に関する計画を達成しない場合及び雇用した障害者等が退職により欠けた場合の対応について、それぞれ記載すること。

機械・建物名		使用する農林水産物等名				製品名		使用工程		
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計		
処理量[t]								0.0		
利用日数								0.0		
								0.0		
①	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計	
	処理量[t]							0.0	0.0	
	利用日数							0.0	0.0	
								0.0	0.0	
規模決定根拠								0.0	0.0	

機械・建物名		使用する農林水産物等名				製品名		使用工程		
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計		
処理量[t]								0.0		
利用日数								0.0		
								0.0		
②	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計	
	処理量[t]							0.0	0.0	
	利用日数							0.0	0.0	
								0.0	0.0	
規模決定根拠								0.0	0.0	

1 この様式に準ずる既存書類(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

2 建物等の規模決定根拠はそれぞれのスペースごとにその用途や必要性、規模決定根拠を記載するとともに、各スペースの面積がわかる平面図等を添付すること。

5 事業実施主体の収支計画 . . . 別記8-1 第5の1の(1)の才

経営全体の収支計画

	1年度目(年 月期)	2年度目(年 月期)	3年度目(年 月期)	4年度目(年 月期)	5年度目(年 月期)
①売上高	千円	千円	千円	千円	千円
売上高のうち総合化事業又は農商工等 連携事業で用いる 農林水産物等及び新商品の売上高	千円	千円	千円	千円	千円
②売上原価	千円	千円	千円	千円	千円
③売上総利益(①-②)	千円	千円	千円	千円	千円
④販売費及び一般管理費	千円	千円	千円	千円	千円
⑤営業利益(③-④)	千円	千円	千円	千円	千円
⑥営業外収益	千円	千円	千円	千円	千円
⑦営業外費用	千円	千円	千円	千円	千円
⑧経常利益(⑤+⑥-⑦)	千円	千円	千円	千円	千円
⑨人件費	千円	千円	千円	千円	千円
⑩減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
⑪付加価値額(⑧+⑨+⑩)	千円	千円	千円	千円	千円

- 注1 様式については記載項目の追加等、適宜変更して記載して差し支えない。
 2 この様式に準ずる既存収支(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。
 3 総合化事業計画又は農商工等連携事業計画との整合性をとること。
 4 事業実施主体が「農林漁業者の組織する団体」の場合、次の様式を使用して差し支えない。

※農林漁業者の組織する団体においては、次の様式を使用して差し支えない。

経営全体の収支計画

	1年度目(年 月期)	2年度目(年 月期)	3年度目(年 月期)	4年度目(年 月期)	5年度目(年 月期)
①売上高	千円	千円	千円	千円	千円
売上高のうち総合化事業又は農商工等連携事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高	千円	千円	千円	千円	千円
②経営費	千円	千円	千円	千円	千円
原材料料費	千円	千円	千円	千円	千円
施設費	千円	千円	千円	千円	千円
うち減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
出荷販売経費	千円	千円	千円	千円	千円
雇用労賃	千円	千円	千円	千円	千円
支払利息	千円	千円	千円	千円	千円
支払地代・賃借料	千円	千円	千円	千円	千円
その他()	千円	千円	千円	千円	千円
所得(①－②)	千円	千円	千円	千円	千円
付加価値額 (所得＋雇用労賃＋減価償却費)	千円	千円	千円	千円	千円

農工商等連携事業で用いる農林水産物等の品目		農林水産物等名・新商品名	1年目 (年 月 期)	2年目 (年 月 期)	3年目 (年 月 期)	4年目 (年 月 期)	5年目 (年 月 期)	販売単価③/②	販売開始時期	備考 (販売先名等を記載)
農工商等連携事業で用いる農林水産物等の品目		販売数量② 売上金額③								
		原材料数量① 製品数量② 売上金額③								
		原材料数量① 製品数量② 売上金額③								
	本事業により整備した施設等に係るもの	原材料数量① 製品数量② 売上金額③								
		原材料数量① 製品数量② 売上金額③								
		原材料数量① 製品数量② 売上金額③								
	計	原材料数量① 製品数量② 売上金額③								
		原材料数量① 製品数量② 売上金額③								
		原材料数量① 製品数量② 売上金額③								
	合計	原材料数量① 製品数量② 売上金額③								
		原材料数量① 製品数量② 売上金額③								
		原材料数量① 製品数量② 売上金額③								

1 総合化事業計画又は農工商等連携事業計画との整合性を図ること。

2 直売所や農家レストラン等の不特定の販売先を想定している場合は、需要に係る根拠資料を添付すること。

3 備考欄の販売先名等には、1(2)に掲げた連携事業者を含むこと。

7 本事業で扱う農林水産物の生産割合・・・別記8-1 第5の1の(2)

注 別記8-1の第1の1 農林漁業者の組織する団体による取組を選択した方のみ記載する。

総合化事業で用いる農林水産物の品目		1年度目 (年 月期)	2年度目 (年 月期)	3年度目 (年 月期)	4年度目 (年 月期)	5年度目 (年 月期)
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	連携事業者生産量③	t	t	t	t	t
	合計④(②+③)	t	t	t	t	t
	割合=④÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	連携事業者生産量③	t	t	t	t	t
	合計④(②+③)	t	t	t	t	t
	割合=④÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	連携事業者生産量③	t	t	t	t	t
	合計④(②+③)	t	t	t	t	t
	割合=④÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	連携事業者生産量③	t	t	t	t	t
	合計④(②+③)	t	t	t	t	t
	割合=④÷①	%	%	%	%	%

注 1 複数の農林水産物の場合には、農林水産物ごとに記載する。

2 「割合」における目標年度の欄は50%以上であることが必要である。

3 数量(t)を用いて算出することとするが、必要に応じて金額(千円)を用いて算出しても差し支えない。

8 本事業で連携して調達・供給する農林水産物の割合・・・別記8－1 第5の1の(3)

注 別記8－1の第1の2 農林漁業者団体と中小企業者による取組を選択した方のみ記載する。

(1) 新商品等製造計画

(単位:t、千円)

新商品名					
区分	事業実施前 (年 月 期)	1年度目 (年 月 期)	2年度目 (年 月 期)	3年度目 (年 月 期)	4年度目 (年 月 期)
製造量					
出荷額					

注 「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入する。

(2) 連携して行う農林水産物の調達・供給計画 「仕入量又は仕入金額」

連携して 調達・供給す る農林水産 物の品目	農林水産物の取扱計画					
	連携事業者のうち 調達又は供給を行う 農林漁業者等の名称	事業実施前 (年 月 期)	1年度目 (年 月 期)	2年度目 (年 月 期)	3年度目 (年 月 期)	4年度目 (年 月 期)
	小計①					
	連携事業外②					
	合計③＝①＋②					
	連携比率①÷③	%	%	%	%	%
	小計①					
	連携事業外②					
	合計③＝①＋②					
	連携比率①÷③	%	%	%	%	%

- 注 1 複数の農林水産物について連携する場合には、農林水産物ごとに新たに欄を付け加えること。
- 2 同一農林水産物について調達又は供給を行う農林漁業者等が複数いる場合は、農林漁業者等ごとに記入する。
- 3 「連携事業者のうち調達又は供給を行う農林漁業者等の名称」欄の「連携事業外」は、1(2)に掲げた連携事業者以外からの調達数量の合計を記入する。
- 4 「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入する。
- 5 「連携比率」における目標年度とする欄は50%以上であることが必要である。

9 専門用語の説明

これまでの記載内容に関して専門用語を用いている場合は、以下に説明を記載する。

用 語	説 明

10 中山間地農業ルネサンス事業と連携する事業について・・・別記8-1 第3の3の(1)のア

中山間地域で実施する事業の地域経済への波及効果に関する目標

目標の具体的な内容	現状値		目標値	
	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)

11 市町村戦略に基づく取組について・・・別記8-1 第3の3の(1)のイ

市町村戦略に基づいて実施する事業の地域経済への波及効果に関する目標

目標の具体的な内容	現状値		目標値	
	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)
市町村戦略				
本事業				

12 行政施策等との関連性

該当する項目にチェックを入れること。

- (1) 事業実施計画が、「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」の申請と連携する取組か、
☐ 該当する ☐ 該当しない
- (2) 事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか
☐ 該当する ☐ 該当しない
- (3) 本事業計画の商品製造過程においてHACCPに関する第三者認証を取得する計画となっている
☐ 該当する ☐ 該当しない
- (4) G F P グローバル産地計画に従って実施する事業
☐ 該当する ☐ 該当しない
- (5) 市町村戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認める事業
☐ 該当する ☐ 該当しない
- (6) 都道府県が策定した中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組
☐ 該当する ☐ 該当しない
- (7) 業務用需要に応じた一次加工品等のB to Bの取組
☐ 該当する ☐ 該当しない
- (8) 認定総合化事業計画又は農商工等連携事業計画に位置づけられた、農泊地域協議会と連携する取組
☐ 該当する ☐ 該当しない
- (9) 障害者等の雇用等に関する農福連携の取組
☐ 該当する ☐ 該当しない

(10) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組

☐	該当する	☐	該当しない
--------------------------	------	--------------------------	-------

(添付書類)

(1) 応募団体が農林漁業者の組織する団体の場合

① 農業経営を行う法人の場合

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 直近3か年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)

② 新たに農業経営を行う法人を設立する場合

ア 法人設立が確実であることの分かる資料

イ 親会社が存在する場合には、親会社の直近3か年分の決算報告書

個人経営から新たに設立する場合には、直近3か年分の構成員(代表者等)の所得税の確定申告書等

③ ①、②以外の農林漁業者が組織する団体の場合

ア 組織の代表者、出資金及び規約等の分かる資料

イ 経理の一元化を行っていることの分かる資料

ウ 構成員に所得税が課税されている場合には、直近3か年分の構成員(代表者等)の所得税の確定申告書等。団体に課税されている場合には、

直近3か年分の決算報告書

④ 共通

ア 見積書

イ 機械・施設等の位置図

ウ 機械・施設等の配置図及び平面図

エ 機械・施設整備の工程(工事日程)等

オ 商品の製造工程(フローチャート)

カ 六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく総合化事業計画又は同法第6条の規定に基づく変更した総合化事業計画の写し、

又は農工商等連携促進法第4条の規定に基づく農工商等連携事業計画又は同法第5条の規定に基づく変更した農工商等連携事業計画の写し

キ 貸付機関からの資金の貸付けに係る計画について、当該資金を貸し付ける機関と事前相談等を行ったことが確認できる資料(融資予定額、償還年数、

融資資金使途、貸付機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)

ク 施設用地について農地法又は農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に係る手続を行う必要がある場合は、その手続等の資料

ケ 土地や施設等を他者から貸借して事業を実施する場合は、事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料

コ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が確認できる資料(規約等)

サ 新商品の販路、加工・製造方法、原料となる農林水産物の確保等について専門家と相談した上で検討するなど、成果目標を達成するために行った事業実施

前の取組の内容が分かる資料

シ 費用対効果分析における投資効率の算定の根拠を明らかにするため別紙様式第19号に所要の事項を記載した資料及び当該資料のデータの根拠の

欄に記載された内容を確認するために必要な資料

(2) 応募団体が中小企業者である場合

① 定款

② 登記事項証明書

③ 直近3か年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)

④ 組織の代表者、規約等の分かる資料

⑤ 見積書

- ⑥ 機械・施設等の位置図
 - ⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図
 - ⑧ 機械・施設整備の工程(工事日程)表
 - ⑨ 商品の製造工程(フローチャート)
 - ⑩ 農商工等連携促進法第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画又は同法第5条に基づく変更した農商工等連携事業計画の写し
 - ⑪ 貸付機関からの資金の貸付けに係る計画について、当該資金を貸し付ける機関と事前相談等を行ったことが確認できる資料(融資予定額、償還年数、融資資金使途、貸付機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)
 - ⑫ 施設用地について農地法又は農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続等の資料
 - ⑬ 土地や施設等を他者から貸借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業が実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料
 - ⑭ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が確認できる資料(農商工等連携事業計画での連携以外にも、多様な事業者と連携する取組の場合のみ添付。)
 - ⑮ 新商品の販路、加工・製造方法、原料となる農林水産物の確保等について専門家と相談した上で検討するなど、成果目標を達成するために行った事業実施前の取組の内容が分かる資料
 - ⑯ 費用対効果分析における投資効率の算定の根拠を明らかにするため、別紙様式第19号に所要の事項を記載した資料及び当該資料のデータの根拠の欄に記載された内容を確認するために必要な資料
- (3)「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」に認定されているまたは申請していることが確認できる資料
 - (4)「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
 - (5)商品の製造過程にHACCPに関する第三者認証を取得する計画であることが確認できる資料
 - (6)「GFPグローバル産地計画の承認規程」(平成31年2月1日付け30食産第4260号農林水産省食料産業局長通知)に基づくGFPグローバル産地計画の承認通知
 - (7)市町村戦略に基づいて行われる取組であることを、市町村戦略策定協議会又は当該市町村が認める旨を記載した資料(別添1)及び市町村戦略
 - (8)中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組であることが確認できる資料
 - (9)特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料
 - (10)取引先が求める品質管理基準を満たす施設等を整備することが確認できる資料(交付金の額が1億円を超える場合は、BtoBによる取扱量又は取扱金額が50パーセント以上の計画であることが確認できる資料)
 - (11)第3の1の(1)のただし書に該当する場合は、農泊地域協議会と連携していることを確認できる資料
 - (12)障害者等の雇用等の計画が確認できる資料(別添2)
 - (13)その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：(1)又は(2)については必ず添付すること。また、(3)～(12)の資料については、12の(1)～(10)の項目において「該当する」をチェックをした場合に添付すること。

※事業実施主体名を記載 殿

年 月 日

市町村長名 印
又は協議会長名

〇〇市（町村）の市町村戦略との関連性に係る確認について

貴殿が作成した、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）別紙様式第8号（食料産業・6次産業化交付金（6次産業化施設整備事業）実施計画書）の「11 市町村戦略に基づく取組について」の記載内容については、〇〇市（町村）市町村戦略に基づく取組であり、かつ、地域経済への波及効果等公益の増進に寄与する取組となっていることを認めます。

障害者等の雇用に関する計画書

年 月 日

所在地

名 称

代表者の役職及び氏名

印

1 障害者等の雇用人数

区 分	内 容		備 考
	新規雇用	既雇用	
①身体障害者	人	人	
②知的障害者	人	人	
③精神障害者	人	人	
④その他の障害者	人	人	
⑤生活困窮者	人	人	
⑥要介護認定者	人	人	
計	人	人	

※ ④その他の障害者の内容欄については、難病等に起因する障害者の人数を記載すること。

2 障害者等の雇用の形態

区 分	内 容		備 考
	新規雇用	既雇用	
①直接雇用	人 ()	人 ()	
	ア 正規社員 ()	人 ()	
	イ 非正規社員 ()	人 ()	
②業務委託	人 ()	人 ()	
③労働者派遣	人 ()	人 ()	
計	人 ()	人 ()	

※ 障害者等の雇用人数を記載した場合は、当該雇用人数の下段の（ ）内に障害者等別の人数を記載すること。

3 障害者等の雇用契約の締結時期

区 分	内 容		備 考
	新規雇用	既雇用	
①直接雇用	年 月 予定	年 月 日	
②業務委託	年 月 予定	年 月 日	
③労働者派遣	年 月 予定	年 月 日	

※ 障害者等の雇用契約の締結時期が契約者ごとに異なる場合は、それぞれ記載すること。

※ ①直接雇用による既雇用者がいる場合は、雇用契約書等の写しを添付すること。

※ ②業務委託による既雇用者がいる場合は、業務委託契約書の写しを添付すること。

※ ③労働者派遣による既雇用者がいる場合は、労働者派遣契約書の写しを添付すること。

4 障害者等の雇用の開始時期

区 分	内 容		備 考
	新規雇用	既雇用	
①直接雇用	年 月 予定	年 月 日	
②業務委託	年 月 予定 ア 契約予定の相手	年 月 日 ア 契約相手	
	イ 契約予定期間 年 月 日～ 年 月 日	イ 契約期間 年 月 日～ 年 月 日	
③労働者派遣	年 月 予定 ア 契約予定の相手	年 月 日 ア 契約相手	
	イ 契約予定期間 年 月 日～ 年 月 日	イ 契約期間 年 月 日～ 年 月 日	

※ 障害者等の雇用の開始時期が契約者ごとに異なる場合は、それぞれ記載すること。

※ ②業務委託及び③労働者派遣の内容欄に障害者等の雇用の開始時期を記載した場合は、当該開始時期の下段に、新規雇用にあつては契約予定の相手及び契約予定期間を、既雇用にあつては契約相手及び契約期間をそれぞれ記載すること。なお、現時点において、新規雇用に係る契約予定の相手がいない場合は「調整中」又は「未調整」と記載すること。

5 障害者等が従事する業務の内容

※ 障害者等が従事する業務の内容については、障害者等が年間を通して従事する業務の内容を具体的に記載すること。また、従事する業務の内容が障害者等ごとに異なる場合は、それぞれ記載すること。

6 障害者等の年間勤務日数及び時間

区 分		内 容		備 考
		新規雇用	既雇用	
①年間勤務日数	現在		日	
	計画	日	日	
②年間勤務時間	現在		時間	
	計画	時間	時間	

※ 障害者等の年間勤務日数及び時間が雇用者ごとに異なる場合は、それぞれ記載すること。

7 障害者等の雇用に係る活動状況等

※ 障害者等の雇用に係る活動状況等について、公共職業安定所や就労支援機関、福祉施設等と調整等を行っている場合はその調整等の状況を、調整等を行っていない場合はどのような手段で障害者等を雇用しようとしているのかを記載すること。

※ 障害者等の雇用に関する計画を達成しない場合及び雇用した障害者等が退職により欠けた場合の対応について、それぞれ記載すること。

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金

（バイオマス産業都市施設整備事業）実施計画書

都道府県知事 殿

事業実施主体名

代表者氏名

印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。

別紙様式第9号

食料産業・6次産業化交付金（バイオマス産業都市施設整備事業）実施計画書

(1) 事業実施地域			
(2) 事業実施主体名			
○ 事業実施主体の概要 ※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。			
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号		F A X
	E-mail		
(3) 事業の概要			
ア 事業の目的			
イ 補助対象施設の概要			
(4) 導入技術及び施設計画			
ア 導入技術の方式 記載例) ・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵 ・直接燃焼…専焼、混焼 ・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、炭化 ・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造			
イ 基本計画フロー図（別紙様式第9-1号 参考図参照） ※物質収支、エネルギー、施設の容量、性状、日当たり処理量を記載。 ※フローに記載した数値の設計根拠となる資料を添付。			
ウ 全体配置図（略図、面積、容量等記載） ※交付対象範囲を明示。			

エ	工事概要 ・土木建築工事 ・機械装置等製作据付工事
オ	工事工程表（設計期間、工事期間、試運転期間等）
カ	機器リスト ※基本仕様（設備能力、容量等）を記載。
キ	施設用地の確保状況 ※土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載。 ※自己所有でないときは利用許可書等を添付。 ※設置予定場所及びその周辺写真を添付。 ※用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等（協議実績、確保の見込時期等）について記載。
（５）バイオマス原料調達	
ア	バイオマスの種類 記載例）木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等
イ	原料の性状
ウ	バイオマス原料調達量（利用量） 年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年（□には kg、 t、 L、 Nm³等） ・ 日利用量：○○○□/日 ・ 年間利用日数：○○○日/年
エ	原料調達先 ※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。 ※本計画書作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、原料調達先候補のリスト、それら調達先候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載。
オ	原料調達価格 ※原料調達価格の根拠資料添付。（契約書又は価格の根拠となる資料を添付）
カ	原料調達手段 ※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。

(6) 製造物	
ア	製造物の種類
イ	主たる製造物量（年間製造量） 年間製造量：○,○○○□/年（□には kg、t、L、GJ、Nm³、kwh 等） ・時間当たり設備能力：○○□/h ・日製造量：○○○□/日 ・年間製造日数：○○○日/年 例) 年間バイオガス製造量：○○Nm³/年、年間発電量：○○kwh/年、 年間熱製造量：○○GJ/年 BDF：○○L/年、エタノール：○○L/年
(7) 成果目標（別記9－1第3）	
ア	成果物の利用量 ※成果拡大施設については、増設、改造により拡大する量とすること。 ※産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定すること。 ※目標年度は施設整備完了から3年経過した年度とすること。 例：年間熱利用量：○○GJ/年 年間売電量：○○○kwh/年 年間固体燃料利用量：○○t/年
イ	販売先・利用先 ※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付。 ※副産物がある場合は、処理方法を記載。 ※本計画書作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先又は利用先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載。
ウ	販売予定価格 ※販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）を添付。 ※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載。
エ	成果物の品質の確保 ※成果物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載。

(8) 事業費	
ア	事業費積算内訳書（別紙様式第9－2号） ※公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。 ※見積りによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。 ※機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。 ※工事費は各工事（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）ごとに内訳が分かるように整理すること。
イ	費用負担の方法及び資金調達（別紙様式第9－3号） ※自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。
(9) 事業収支	
ア	事業収支計画（別紙様式第9－4号） ※算出根拠も添付。算出根拠の提出に当たっては、収支計算に用いる、人件費、物品単価、廃棄物処理費等、単価まで根拠を記載。
イ	費用対効果（別紙様式第23号） ※投資効率を記載。
(10) 実施計画	
ア	当該年度事業実施内容 ※事業着手からバイオマスの原料調達及び再生可能エネルギー等の成果物の利用開始まで事業内容を記載。
イ	年度別の事業実施内容 ※複数年度にわたる事業の場合は、年度ごとに実施内容を記載すること。
ウ	事業実施予定スケジュール（別紙様式第9－5号）
(11) 関係法令の許認可の状況	
(廃掃法、肥料取締法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可)	
ア	事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の場合は取得予定時期）を記載すること。 ※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。 ※その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

イ 周辺環境への影響 ※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。 ※対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。 ※その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 参考）関係法令例 ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等	(12) 実施体制 ア 実施体制図 ※施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載。 イ 導入技術に必要な技術者 ・技術者氏名、資格、業務内容、経験年数を記載 ※自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等の資料を添付。 ウ 発注業者の選定方法 エ 運営管理費 ※年間ランニングコスト オ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等 ※設置箇所、対象バイオマス、方式、規模（t/日）、稼働年月を記載。
(13) 関係者との調整状況 ア 地方自治体計画等既存の計画との整合 ※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画等、バイオマスに関連した地域計画との整合性を記載。	

イ 地域住民との調整 ※事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要となる手続の内容全てについて記載すること。（手続進捗状況（完了したものを含む）） ※解決が必要な課題等がある場合は、解決に向けた見通しについて、具体的に記載すること。	
(14) 行政施策との関連性について 地域別農業振興計画との整合 ※都道府県が策定した中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組への該当の有無を記載すること。	
(15) 想定される効果 ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等） イ 地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減） ※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。 ウ 資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等） エ 産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）	
(16) 事業計画図 ア 位置図 イ 計画平面図 ※補助対象範囲を明示すること。複数年にわたる事業の場合は、年度ごとの実施部分が分かるように記載すること。	

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

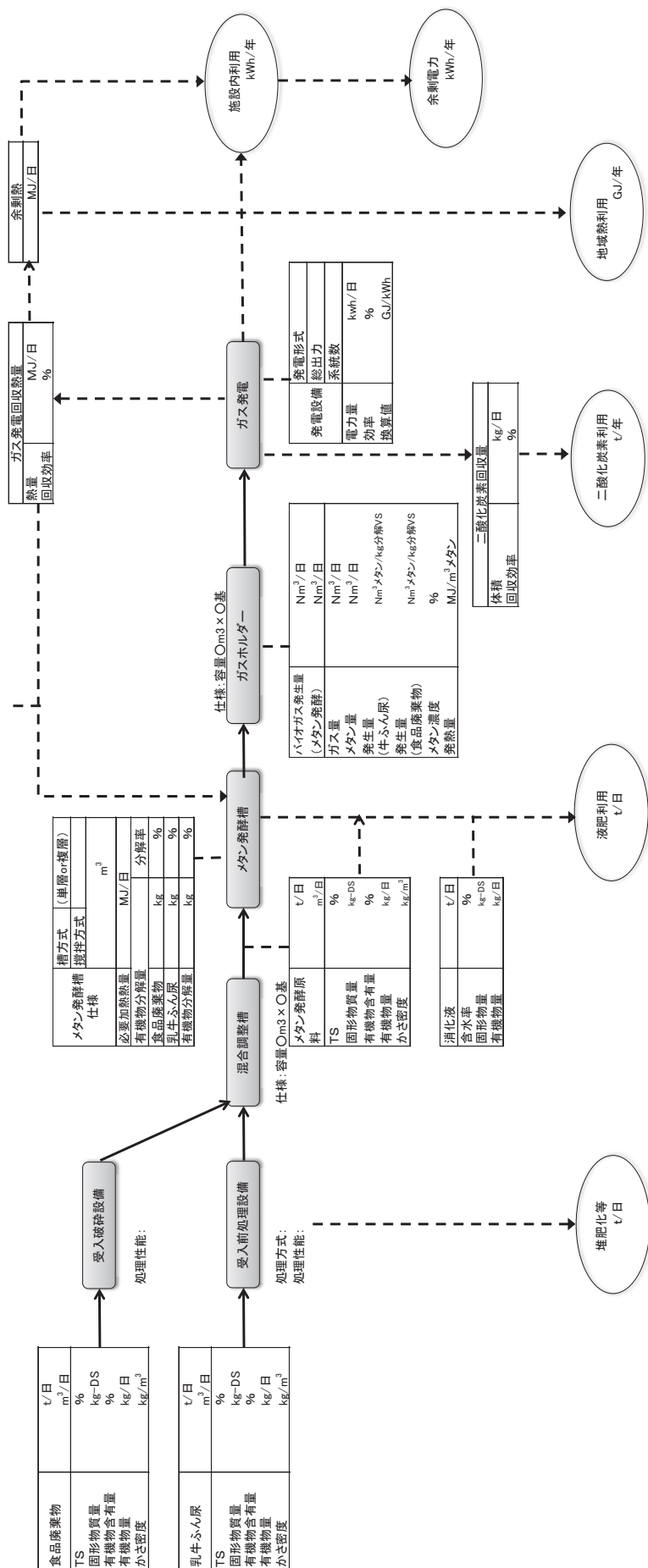
※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料〇）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第9-1号

基本計画フロー図

1. メタン発酵施設

(参考図)



別紙様式第 9－2 号 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載。複数年度実施する事業については、全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：千円)

費 目	事業に要する経費		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備 考
	金 額	説 明	金 額	説 明	積算内訳			
工事費		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事	規格等を記載	1/2 以内		
(小計)								
機械器具の 購入費								
(小計)								
測量及び 設計費								
測量試験 費								
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注 1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付。

(注 2) 金額は契約単位で記入すること。

(注 3) 交付申請予定額は、千円以下を切捨てとする。

別紙様式第 9－3 号 費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載。

（単位：千円）

	総事業費	助成対象 経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合 計	備 考
			国費	地方公共 団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			
〇〇年度											
〇〇年度											
〇〇年度											
合計											

（注 1）自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。

別紙様式第9－4号

事業収支計画表

基本諸元		導入技術		〇〇施設																		
		建設費	18百万円	20年																		
耐用年数		(主たる施設の標準耐用年数)																				
事業年度		初期投資	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
Ⅰ	a建設費	-18																				
	a.収入		4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	①売電収入																					
	②熱販売収入																					
	③製品販売収入																					
	④受入処理費による収入																					
	⑤副産物販売収入																					
	b.支出																					
	①原料費																					
	①原料購入費																					
	②輸送・保管費																					
	②製造経費																					
	①人件費																					
	②ユーティリティ費																					
	③メンテナンス費																					
	④廃棄物等処理費																					
	⑤減価償却費																					
	③製品出荷費																					
	①輸送・保管費																					
	④支払金利																					
⑤租税公課																						
⑥一般管理費																						
c.税引前利益																						
d.法人税等																						
e.税引後利益																						
f.減価償却費																						
g.毎年のキャッシュフロー																						
IRR(内部収益率)																						
a.キャッシュの累計額																						
b.回収率																						
Ⅲ																						

単位:百万円

単位:百万円

※ の欄を記載すること
 ※ 必要に応じて欄を追加すること。

別紙様式 9－5 号

事業実施予定スケジュール

〈〇年度〉

項目	〇年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(記載例)												
実施設計	■	■	■									
土木建築工事				■	■	■	■	■				
機械製作設置工事				■	■	■	■					
支払											●	
試験稼働									■	■		
実績報告書提出											●	
本格稼働											■	■

※事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること

〈全体〉

項目	〇年度	□年度	◇年度

注)実施要綱第5の1の事業実施計画の作成の内容等から、事業実施期間を複数年度とすることが適当な場合については、3年を限度とする。

複数年度事業において、途中で事業を廃止した場合には、原則として既に交付した交付金の返還が必要となる。

(添付書類)

(2) 事業実施主体名

○事業実施主体の概要関係

- ・事業実施主体が民間企業である場合であつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。
- ・事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。

※別記9-1の第5の1（1）

- ・産業都市構想の選定時に構成員として位置付けられていなかった民間団体等にあつては、事業を実施する所在地の地方公共団体から構成員に加わることの承認をえていることが確認できる証明書

※別記9-1の第5の1（3）

- ・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料

(4) 導入技術及び施設計画

○ア 導入技術の方式関係

- ・利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料

※別記9-1の第5の1（2）

○イ 基本計画フロー図関係

- ・記載した数値の設計根拠となる資料

○キ 施設用地の確保状況関係

- ・自己所有でないときは利用許可書等
- ・設置予定場所及びその周辺写真
- ・用地取得等の交渉中の場合、協議実績等

(5) バイオマス原料調達

○エ 原料調達先関係

- ・原料調達先との契約書等

○オ 原料調達価格関係

- ・原料調達価格の根拠資料

(7) 成果目標

○イ 販売先・利用先関係

- ・販売先又は利用先との契約書等

○ウ 販売予定価格

- ・販売予定価格の根拠資料

(8) 事業費

○ア 事業費積算内訳書関係

- ・ 公的な積算基準に基づいた算定書、見積書（原則 3 社以上）

○イ 費用負担の方法及び資金調達関係

- ・ 金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書等

（9）事業収支

○ア 事業収支計画関係

- ・ 算出根拠となる資料

（11）関係法令の許認可の状況

○ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し関係

- ・ 必要となる許認可が未取得の場合、取得の見通しについて参考となる資料

○イ 周辺環境への影響関係

- ・ 必要となる届出がなされていなければ、その届出時期の見通しについて参考となる資料

（12）実施体制

○イ 導入技術に必要な技術者

- ・ 自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等

（14）行政施策との関連性について

- 中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組であることが確認できる資料

※ 上記以外についても、必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、実施計画書本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

食料産業・6次産業化交付金実施要綱
(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業)
実施計画書

都道府県知事

殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

食料産業・6次産業化交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
(令和2年3月00日元食産第0000号) 実施要綱の別記10の第7に基づき、事業実施計画を
提出する。

食料産業・6次産業化交付金実施要綱(平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産
事務次官依命通知) 別記10の第7の1に基づき、事業実施計画を提出する。

実施主体の概要									
事業実施主体の名称	(ふりがな)	()		代表者		役職名			
				氏名		氏名			
				役職名		役職名			
				氏名		氏名			
				電話番号		- -			
主たる事務所の所在地	(干 -)			連 絡 先		E-mail			
				HPアドレス					
				設立年月日		年 月 日			
				常時使用する従業員数		名			
				業種 注1					
責任者 等 注2									
事業実施場所(住所)	担当部門	氏 名	責任者及び担当者	担当部門における専門性に関する経歴、受講済み研修等					

「業種」の欄には、事業内容又は製造品目がわかるものを記入する(酒類メーカー、菓子メーカー、飲料メーカー、物流企業等)
「部門別責任者等」の欄には、生産・加工・販売各部門の責任者等名と、その経歴を記載する。なお、部門ごとに責任者等が複数いる場合は、その別を記載する。

採択(予定)年度	事業名	事業概要

近3年の経営状況	第 年 月 日 ～ 年 月 日	第 年 月 日 ～ 年 月 日	第 年 月 日 ～ 年 月 日	備考
経常損益	千円	千円	千円	※損益計算書により確認 経常損益＝営業利益＋ 業外収益－営業外費用 ※貸借対照表により確認
純資産額	千円	千円	千円	
資産と負債の差額） うち利益剰余金	千円	千円	千円	

個人情報情報の取扱い

本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報等について、関係自治体に提供することに同意します。
(同意いただけない場合は、取組内容等が確認ができないため、本事業の実施ができな場合があります。)

個人情報情報の取扱い (任意)	
意思します	☐ 本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の第13条に則り、事業者名、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。 ※同意いただけなかった場合でも、事業の採択等に影響はございません。
意思しません	☐ ※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ 一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

2) 連携する事業者の概要

※「連携規約等の確認」の欄は、輸出を直接行っていない事業者(原料供給を行う中間加工事業者等)に該当する場合のみ、記載す
※ 押印のある文書は「規約」、押印のない文書は「覚書」にチェックする。

連携事業者	活動拠点:住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	代表者名 (役職)	連携の内容・役割	連携規約等の確認
①					☐ 規約 ☐ 覚書
②					☐ 規約 ☐ 覚書
③					☐ 規約 ☐ 覚書
④					☐ 規約 ☐ 覚書
⑤					☐ 規約 ☐ 覚書
⑥					☐ 規約 ☐ 覚書

注1 「業種」の欄には、事業内容又は製造品目がわかるものを記入する(酒類メーカー、菓子メーカー、飲料メーカー、物流企業、商社、卸等)

2 連携する者について全て記載し、欄が足りない場合には欄を追加して記載する。

3 連携内容を定めた文書等を添付する。

2 事業の概要

(1)現在の事業内容及び施設整備をする理由・背景

※事業内容がわかる既存資料(パンフレット等)があれば、添付すること。

【記入上の注意】

・団体等が行う定款等に定められた事業内容(食品加工業・物流通業についての事業内容)を記入してください。

(2)HACCP等の認証取得を目標とする場合、現在の取組内容及び今後の取組方針

1. HACCP等の認証取得に向けて取り組んでいる内容

(1)従業員のHACCP講習会の受講状況の有無

(2)専門家などによる指導状況(専門家氏名、指導内容等) ※既存資料(議事録等)があれば、添付での対応可。

① 品質・衛生管理専門家などの氏名等:

② 品質・衛生管理専門家などによる直近の指導日:

③ 品質・衛生管理専門家などによる指導内容

・ソフト面(取り組みむべき衛生管理の内容やその方法等)

(例)原料の冷凍保管温度の適正化のための監視・記録・対策等を行うため、定期的な監視・記録及びその対応方法を定め従業員に周知すること。

・ハード面(施設の改修等)

(例)汚染区と清潔区の間仕切りを設置して衛生環境を向上させる必要がある。

④ 指導内容に対する対応状況等

・ソフト面(取り組みむべき衛生管理の内容やその方法等)

・ハード面(施設の改修等)

2. HACCP等の認証取得に向けて取り組んでいる内容

(1)予定する認定の内容

①取得する認証の種類:

②認証の取得予定時期:

※複数の認証を取得予定の場合は、それぞれの取得予定時期を記載すること。「令和〇〇年〇月頃」のように記載)

(2)取得する認証に関する実施事項(ソフト面、ハード面の取組内容)及びスケジュール

(3)事業計画の実施方法

※事業実施計画の最終年度にて、目標輸出額を実現できる具体的な取組方法を記載ください。

※輸出品目、輸出先国、品目・国別の輸出品目数量又は金額、取組方法、スケジュール等を具体的に記載ください。

以下の項目について、記入してください。

1. 輸出品目
 - (1) 現在輸出している品目
 - (2) 国際認証等認定取得予定品目
2. 品目別輸出実績(令和元年度または把握可能な直近値)
 - (1) 輸出先国等
 - (2) 品目別輸出数量(トン)及び金額(千円)
※輸出先国毎の品目と輸出数量(トン)及び金額(千円)を記入してください。
3. 品目別輸出品目標
 - (1) 目標年度
 - (2) 輸出先国等
 - (3) 品目別輸出数量目標数量(トン)及び金額(千円)
※最終目標年度までの各年度の目標数量(トン)及び金額(千円)を記入してください。
※品目については、本事業により改修等をした施設から出荷された品目を記入してください。
※事業者の輸出の取組内容(品目・輸出先国等)を記入してください。
4. 輸出拡大に向けた取組(輸出先国の業者や企業との相談状況、国内商社等との相談状況、商談会等への参加状況、輸出先国等でのマーケティングなど)
5. 原料の調達(どこから、どのような形で仕入れるのか)
6. 輸出行態(どのような流通経路で、どのような方法等で輸出するのか(例えば、自社で直接輸出するか、商社等を経由するか、空輸か船便か、など))
7. 輸出先での用途(外食・中食用、加工原料用、市販など)

(4) (2)のうち、効果促進事業に係る実施内容

※実施要綱別記○の第3の2の効果促進事業の経費を要望する場合は、記載ください。

内容	支払額		内容
	(円)	(円)	

りない場合は、適宜追加すること。

年月日 年 月 日

現状 年 月 期)	1 年度目 (事業開始年度) (年 月 期)	2 年度目 (年 月 期)	3 年度目 (年 月 期)	4 年度目 (年 月 期)	5 年度目 (年 月 期)	6 年度目 (年 月 期)	輸出額の 増加額	輸出額の 増加率 (%)

輸出額の増加率 (%)」は、「6年度目」に記載する数値 ÷ 「現状」欄に記載する数値 (以下「現状値」という。) 、とする

状態値補正

については、天災その他の外的要因により平年に比べて大幅に変動しており、当該現状値のままでは適切でない場合は、当該現状値を補正できるものとする。
場合、現状値は赤字・斜体で記載するとともに、「根拠資料等」欄に現状値を補正した要因及び補正の方法 (現状値の補正過程) を記載すること。

根拠資料等	
-------	--

(注) 1 「現状年度」欄には、輸出額についての現状の年度を記載すること。なお、拡大率は目標年度までの年数により調整して算出

	法)への対応、ハラール・コーシャ	
	(3) JFS-B、有機JAS等	
かに該当する場合、当該ポイントに該当する。 (複数選択不可)	輸出促進法の第34条に規定する輸出事業計画の認定、又はG F P グローバル産地計画の承認規程 (平成31年2月1日付け30食産第4260号) の承認を交付決定までに受けている。 GFPグローバル推進事業の採択を受けており、GFPグローバル産地計画の承認を受ける見込みである。	
いずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。 (複数選択不可)	(1) 事業実施計画の最終年度での目標輸出額の増加額	
	ア 1億円 ≤ 増加額	
	イ 5千万円 ≤ 増加額 < 1億円	
	ウ 1千万円 ≤ 増加額 < 5千万円	
	エ 5百万円 ≤ 増加額 < 1千万円	
	オ 増加額 < 5百万円	
	(2) 事業実施計画における「最終年度における目標輸出額/事業開始前の輸出額」 (%)	
	ア 200% ≤ 目標輸出額	
	イ 150% ≤ 目標輸出額 < 200%	
	ウ 120% ≤ 目標輸出額 < 150%	
対効果分析の手法により算出し	ア 2 ≤ 費用対効果	
	イ 1.5 ≤ 費用対効果 < 2	
	ウ 1.2 ≤ 費用対効果 < 1.5	
かの認証を事業実施計画にて取っている場合、当該ポイントを加算する。 (複数選択不可)	(1) 輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定	
	(2) 輸出に対応するために必要な認証。	
	①ISO22000、GFSI承認規格 (FSSC22000、SQF、JFS-C等)、FSMA (米国食品安全強化法) への対応、ハラール・コーシャ	
	②長期保存施設等、新技術を活用した施設整備	
	③JFS-B、有機JAS等	
	(3) 輸出に関係のない認証を取得する目的のもの (JFS-A、自治体HACCP等)	
用するなどして認証の取得に向けた調査・検討を十分に行った取組となっている。		
主原料における国産原料の使用	ア 70% ≤ 使用割合	

1 食品等製造の向上に係る効果

(1) 効果の内容

(ア) 輸出現向上効果

効果内容	現況 (千円) ①	事業実施計画の最終年 度 (千円) ②	年効果額 (千円) ③=②-①
輸出現額			
データの根拠			
①②事業実施計画より			

(イ) 施設維持管理コスト削減効果

効果内容	現況 (千円) ①	事業実施計画の最終年 度 (千円) ②	年効果額 (千円) ③=①-②
計			
データの根拠			
①②事業実施計画より			

欄が足りない場合には欄を追加して記載する。

2 投資効率等の総括

(1) 年総効果額の総括

(単位:千円)

効果区分	効果内容	年総効果額
食品製造の向上に係る効果	(ア) 輸出現向上効果	0
	(イ) 施設維持管理コスト削減効果	0
計		0

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事費(減価額) ③=②÷①
計		④	⑤
総合耐用年数 ⑥=④÷⑤			年
データの根拠			
①平成30年財務省令第31号			
②事業実施計画より			

- 注1 総合耐用年数は、小数点以下1桁を切り上げて求めるものとします。
- 2 欄が足りない場合には欄を追加して記載する。

(3) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費 【2(2)④】	①	千円	
年総効果額 【2(1)】	②	千円	
総合耐用年数 【2(2)⑥】	③	年	
還元率 【別表】	④		
投資効率	⑤=(②÷④)÷①		

- 注1 還元率= $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ 、 $i=0.04$ (割引率)、 n =総合耐用年数（実施要綱 別表3参照）
- 2 費用対効果は小数点以下3桁を切り上げて求めるものとします。

7 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載する。

用 語	説 明

(添付書類)

(1) 必須書類

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 直近3か年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
- ④ 組織の代表者、規約等の分かる資料
- ⑤ 見積書
- ⑥ 機械・施設等の位置図
- ⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図
- ⑧ 機械・施設整備の工程(工事日程)表
- ⑨ 商品の製造工程(フローチャート)
- ⑩ 貸付機関からの資金の貸付けに係る計画について、当該資金を貸し付ける機関と事前相談等を行ったことが確認できる資料
(融資予定額、償還年数、資金使途、貸付機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)
- ⑪ 施設用地について農地法又は農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続等の資料
- ⑫ 土地や施設等を他者から貸借して事業を実施する場合は、事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料

(2) 該当する場合に必要な書類

- ① 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が確認できる資料(規約等)
- ② HACCP等の認証取得について専門家と相談した上で検討するなど、成果目標を達成するために行った事業実施前の取組の内容が分かる資料
- ③ 国産原料の使用割合が確認できる資料
- ④ 「GFPグローバル産地計画の承認規程」(平成31年2月1日付け30食産第4260号農林水産省食料産業局長通知)に基づくGFPグローバル産地計画の承認通知
- ⑤ 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)に規定する輸出事業計画の認定に基づく承認を証明する書類
- ⑥ その他、地方農政局長等が特に必要と認める資料
- ⑦ 新技術導入の場合、カタログ等参考となる資料

6 費用対効果分析

例

- 1 食品等製造の向上に係る効果
(1) 効果の内容
(ア) 輸出現向上効果

効果内容	現況 (千円) ①	事業実施計画の最終年度 (千円) ②	年効果額 (千円) ③=②-①
輸出現額	20,000	25,000	5,000
データの根拠			
①②事業実施計画より			

- (イ) 施設維持管理コスト削減効果

効果内容	現況 (千円) ①	事業実施計画の最終年度 (千円) ②	年効果額 (千円) ③=①-②
商品歩留まりの改善	20,000	18,000	2,000
フードファイブス機器整備による人件費削減 (2人*500万円/人)	10,000	0	10,000
データの根拠			
計			12,000
①②事業実施計画より			

- 2 投資効率等の総括

(1) 年総効果額の総括 (単位:千円)		効果内容	年総効果額
食品製造の向上に係る効果	(ア)	輸出現向上効果	5,000
	(イ)	施設維持管理コスト削減効果	12,000
計			17,000

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事費(減価額) ③=②÷①
〇〇〇	10	440	44
〇〇〇	10	2,400	240
〇〇〇	15	880	59
〇〇〇	8	41	5
施設	31	2,592	84
計		④ 6,353	⑤ 431
総合耐用年数 ⑥=④÷⑤	15 年		
データの根拠			
①平成30年財務省例第31号			
②事業実施計画より			

- 注1 総合耐用年数は、小数点以下1桁を切り上げて求めるものとします。
- 2 欄が足りない場合には欄を追加して記載する。

(3) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費【2(2)④】	①	6,353 千円	
年総効果額【2(1)】	②	17,000 千円	
総合耐用年数【2(2)⑥】	③	15 年	
還元率【別表】	④	0.0899	
費用対効果	⑤=(②÷④)÷①	29.77	

- 注1 還元率= $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$, $i=0.04$ (割引率), n =総合耐用年数 (実施要綱 別表3参照)
- 2 費用対効果は小数点以下3桁を切り上げて求めるものとします。

別紙様式第11号（第5の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

年度食料産業・6次産業化交付金の都道府県計画の協議について

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の2に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）1 関係書類として、本要綱第5の1の規定により提出された事業実施計画及び都道府県知事自らが事業実施主体となる事業の事業実施計画の写しを添付することとする。
- 2 特認団体の協議がある場合は、別紙様式第13号の特認団体認定協議書を添付することとする。

別紙様式第11号（第5の2関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿
〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

都道府県知事等 氏 名 印

年度食料産業・6次産業化交付金の都道府県計画の協議について

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）別記10第7の2に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）1 関係書類として、本要綱別記10の第7の1の規定により提出された事業実施計画及び都道府県知事自らが事業実施主体となる事業の事業実施計画の写しを添付することとする。
- 2 特認団体の協議がある場合は、別紙様式第13号の特認団体認定協議書を添付することとする。

別紙様式第11号（第5の3関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（ 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

都道府県知事 氏 名 印

年度食料産業・6次産業化交付金の都道府県計画の変更の協議について

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の3に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）1 関係書類として、本要綱第5の1の規定により提出された事業実施計画及び都道府県知事自らが事業実施主体となる事業の事業実施計画に変更があった場合は、変更の内容が分かる資料を添付することとする。
- 2 特認団体の協議がある場合は、別紙様式第13号の特認団体認定協議書を添付することとする。
- 3 事業実施計画の添付資料については、変更があったものだけを添付することとする。

別紙様式第11号（第5の3関係）

番 号
年 月 日

食料産業局 殿
〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長
 ）

都道府県知事等 氏 名 印

年度食料産業・6次産業化交付金の都道府県計画の変更の協議について

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官
依命通知）別記10第7の3に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）1 関係書類として、本要綱別記10の第7の1の規定により提出された事業実施計画及び都道府県知事自らが事業実施主体となる事業の事業実施計画に変更があった場合は、変更の内容が分かる資料を添付することとする。
- 2 特認団体の協議がある場合は、別紙様式第13号の特認団体認定協議書を添付することとする。
- 3 事業実施計画の添付資料については、変更があったものだけを添付することとする。

都道府県事業実施計画

1. 事業総括表

(都道府県名：)

市町村名	事業実施主体名	事業名	事業内容	成果目標	交付対象事業費 (円)		負担区分 (円)			完了予定 年月日	継続事業を実施する場合		備考
					事業費	交付金	都道府県費 市町村費	自己資金	全体事業費		交付金		
												うち附帯事務費	
		6次産業化の推進 体制整備事業	6次産業化等に関する戦略の策定等	市町村内の総合化 事業計画の認定者 数10件									
		6次産業化の推進 支援事業	新商品開発・販路開拓の実施	新商品の年間販売 金額100万円									
		地域での食育の推 進事業											
		バイオマス産業都 市推進事業											
		食品産業の輸出向 けHACCP等対応施 設整備事業											

(注) 1 「市区町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
2 「事業名」の欄については、本要綱の第3に掲げる事業名を記載すること。
3 「事業内容」の欄については、本要綱別記1から別記7の第1に定める事業内容、別記8-1及び別記9-1の第2に定める交付対象施設名等を記入するほか、整備事業においては、整備する施設の名称、規模及び処理量を記入すること。
4 「成果目標」の欄については、事業実施計画書に掲げる成果目標値を記載すること。ただし、本要綱の第3の(4)の事業(バイオマス産業都市推進事業)を除く。
5 「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。
6 食料産業局長が認めた団体については、「都道府県事業実施計画」を「〇〇(団体名)事業実施計画」に記入を変更し、都道府県別に作成すること(例：農林水産省事業実施計画)。

別紙様式第11号 (第5関係)

推進事業 (第3の(1)から(7)までに掲げる事業をいう。)

No.	事業実施主体名	対象となる優先枠	交付対象 事業費 (円)	交付金 (円)	成果目標	事業実施計画に対する評価の基準による配点									ポイント 総計	備考
						配分基準の別表2のとおり										
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
1													0			
2													0			
3													0			
4													0			
5													0			
6													0			
7													0			
8													0			
9													0			
10													0			
11													0			
12													0			
13													0			
14													0			
15													0			
16													0			
17													0			
18													0			
19													0			
20													0			
合計						0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- (注1) 「事業実施計画に対する評価の基準による配点」の欄については、「食料産業・6次産業化交付金の配分基準について」に規定する評価項目ごとのポイントを記載すること。
- (注2) 「対象となる優先枠」の欄については、配分基準第1の2の(1)のアのいずれかに該当する取組の場合は、「特定有人国境離島地域枠」又は「前年度からの継続事業」を記載すること。
- (注3) 「成果目標」の欄については、事業実施計画書に記載した成果目標及び目標値を記載すること。
- (注4) 「バイオマス産業都市推進事業」及び「メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業」の実現性欄については、⑤と⑥の欄を統合し、⑤にポイントを記載すること。

別紙様式第11号 (第5関係)

整備事業（6次産業化施設整備事業及びバイオマス産業都市施設整備事業）

No.	事業実施主体名	対象となる優先枠	交付対象 事業費 (円)	交付金 (円)	成果目標	事業実施計画に対する評価の基準による配点						ポイント 総計	備考
						安定性	確実性				持続性・ 継続性		
							①	②	③	④			
1												0	
2												0	
3												0	
4												0	
5												0	
6												0	
7												0	
8												0	
9												0	
10												0	
11												0	
12												0	
13												0	
14												0	
15												0	
16												0	
17												0	
18												0	
19												0	
20												0	
合計						0	0	0	0	0	0	0	

- (注1) 「事業実施計画に対する評価の基準による配点」の欄については、「配分基準」に規定する評価項目ごとのポイントを記入すること。
- (注2) 「対象となる優先枠」の欄については、配分基準第1の2(1)のア(ア)に該当する取組の場合は「中山間地農業枠」と、配分基準第1の2の(1)のアの(イ)に該当する取組の場合は「特定有人国境離島地域枠」と記入すること。
- (注3) 「成果目標」の欄については、事業実施計画書に記載した成果目標及び目標値を記載すること。

別紙様式第11号（第7関係）

整備事業（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）

No.	事業実施主体名	対象となる優先枠	交付対象 事業費 (円)	交付金 (円)	成果目標	事業実施計画に対する評価の基準による配点										ポイント 総計	備考
						確実性			有効性				波及性				
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
1														0			
2														0			
3														0			
4														0			
5														0			
6														0			
7														0			
8														0			
9														0			
10														0			
11														0			
12														0			
13														0			
14														0			
15														0			
16														0			
17														0			
18														0			
19														0			
20														0			
合計						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(注1) 「事業実施計画に対する評価の基準による配点」の欄については、「配分基準」に規定する評価項目ごとにポイントを記入すること。

(注2) 「対象となる優先枠」の欄については、要綱別記10の採択基準及び配分基準第5の2（1）に該当する取組の場合「HACCP等対応施設枠」と記入すること。

(注3) 「成果目標」の欄については、事業実施計画書に記載した成果目標及び目標値を記載すること。

別紙様式第11号 (第5関係)
 3. 事業費の内訳 (施設整備事業)

(〇〇県 〇〇年度)

(目) 6 次産業化市場規模拡大整備交付金

(単位:円)

事業名	件数	交付対象事業費		都道府県附帯事務費	総計
		交付金	交付金		
6 次産業化施設整備事業					
バイオマス産業都市施設整備事業					
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業					
計					

別紙様式第11号（第5関係）

4. 都道府県附帯事務費の内訳表

(1) (目) 6次産業化市場規模拡大整備交付金			(都道府県名：)	
区	分	金額 (円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費			
	日額旅費			
	委員等旅費			
小計				
給料等	給料			
	報酬			
	職員手当等			
小計				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
市町村附帯事務費				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

別紙様式第11号（第7関係）

4. 都道府県附帯事務費の内訳表

(1) (目) 6次産業化市場規模拡大整備交付金のうち食品産業の輸向けHACCP等対応施設整備事業			(都道府県名：)	
区	分	金額 (円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
給料等	給料 報酬 職員手当等			
小計				
委託費				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
市町村附帯 事務費				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

別紙様式第12号（第5の2関係）

食料産業・6次産業化交付金における特認団体認定申請書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

(注) 必要に応じて都道府県知事が指示した書類等を添付すること。

別紙様式第13号（第5の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務局長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

年度食料産業・6次産業化交付金における特認団体に係る認定協議について

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の2に基づき、関係書類を添えて協議します。

（注） 関係書類として、別紙様式第12号「特認団体認定申請書」及び添付書類の写しを添付します。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 ）

都道府県知事 氏 名 印

食料産業・6次産業化交付金の事業実施状況報告及び評価報告（ 年度）

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）の第7及び第8により、別添のとおり報告します。

様式	事業名	チェック欄
別表1	6次産業化の推進体制整備事業	
別表2	6次産業化の推進支援事業	
別表3	地域での食育の推進事業	
別表4	バイオマス産業都市推進事業	
別表5	メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業	
別表6	フードバンク活動の推進事業	
別表7	研究開発・成果利用の促進事業	
別表8－1	6次産業化施設整備事業	
別表8－2	6次産業化施設整備事業	
別表9	バイオマス産業都市施設整備事業	
別表10	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業	

（注）提出する際には、作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。

（注）食料産業・6次産業化交付金実施要綱第8に基づき評価報告を行う場合は、「事業実施主体の自己点検結果」を「事業実施主体の自己評価」とし記載すること。また、「都道府県における事業実施状況の点検結果」を「都道府県における事業実施状況の評価結果」として記載すること。

都道府県事業実施状況報告書（メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業）

事業実施 施 主体名	年度	取組内容	事業目標の達成状況					協議会の 開催状況	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県における 点検結果及び評価	備考
			目標の内容 （注1）	目標値 （注2）	実績値	達成状況 （注3） （達成率）					
	記入例	・〇月～〇月に生育状況調査を 実施 ・〇月に散布試験を実施	消化液の肥料利用の呼びかけを〇〇年度までに10 件行う 消化液の利用量 〇〇年度に年間10000散布 液肥の散布計画を作成する	10件 1,0000 —	2件 00 作成済	20% 0% —	〇月〇日設立 協議会〇回開催				
	実績 （初年度）										
	実績 （2年目）										
	実績 （3年目）										

注1 事業実施計画で設定した事業目標のうち、定量的な目標値についてその内容を記入する。
注2 目標年度に達成すべき成果を記入する（年度ごとの目標値がある場合は、それを記入する）。
注3 達成率は目標値に対する実績値の割合で記入する。

都道府県事業実施状況報告書（フードバンク活動の推進事業）

市区町村 名	事業実施 主体名	事業内容	計画時の 目標値 (A)	実績値 (B)	達成率 (C) B/A	総事業費 (円)	交付金（円）				完了年月日	事業実施主体の 自己点検結果及び自己評価 (事業成果)	都道府県における 事業実施状況の点検結果及び評 価結果 (点検結果)	備考
							交付金	都道府県 費	市町村費	その他				
〇〇市	事業実施 主体A	検討会の開催	50トン	55トン	110.0%							(課題)		
												(今後の取組)		
	事業実施 主体B											(事業成果)		
												(課題)		
												(今後の取組)		
総合所見														

(注1) 目標値は実施計画書（別紙様式第6号）に記載した食品取扱量の目標値を記載。

(注2) 実績値は報告をする時点での団体の食品取扱量を記載。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（研究開発・成果利用の促進事業）

市区町村名	事業実施主体名	目標項目	目標年度	計画時の 目標値 (A)	実績値 (B)	達成率 (C) B/A	事業の実施状況概要	総事業費 (円)	交付金 (円)				事業実施主体の自己点検結果 及び自己評価			都道府県における事業実施状況の点検結果 及び評価結果			備考	
									交付金	都道府 県費	市町村 費	その他	完了年月日	達成率	点検結果及び評価	評価	点検結果及び評価 (評価結果)			
〇〇市	事業実施主体 A	成果目標	〇 〇 年度	900	750	83.3%								83.3%	(課題) (改善方法) (今後の方策)	A				
		実績 (初年度)	〇 年度	900	750	83.3%								83.3%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)			
		実績 (第2年度)																		
		実績 (第3年度)																		
〇〇市	事業実施主体 B	成果目標	〇 △ 年度	700	500	71.4%								71.4%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)	A				
		実績 (初年度)	〇 年度	500	400	80.0%								80.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)			
		実績 (第2年度)	△ 年度	700	500	71.4%								71.4%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)			
		実績 (第3年度)																		
都道府県 平均達成率				—	—	77.4%								77.4%		A				
総合所見																				

(注 1) 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書（目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書）を添付すること。
(注 2) 達成率の欄には、事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の目標値に対する実績値の比率を記載すること。
(注 3) 事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の事業の実施状況については、点検結果、課題及び課題の改善方法について、記載すること。
(注 4) 事業実施年度（初年度）を目標年度とする場合は、第 2 年度、第 3 年度の記載は不要とする。
(注 5) 目標年度にあっては、表欄及び表中の下線部を追加し、事業の成果、課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。
(注 6) 都道府県平均達成率の欄には、目標年度における達成率の合計を事業実施件数で除した値を記載すること。
(注 7) 事業実施年度（初年度）から目標年度までにおける報告の欄は、事業実施計画（別添様式第 8 号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、添付すること。
(注 8) 都道府県における評価の欄には、達成率に応じた次のアルファベットを記載する。
A：達成率が70%以上
B：達成率が50%以上70%未満
C：達成率が30%以上50%未満
D：達成率が30%未満

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（6 次産業化施設整備事業）

市町村 名	事業実施 主体名	農林漁業者が組織する団体による取組		農林漁業者等と中小企業者による取組		事業費 (円)		負担区分 (円)				完了 年月 日	付加価値額 (千円)	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価	配点基準等の該当項目 チェック欄					備考
																①	②	③	④	⑤	
		総合化事業で用いる農林 水産物等及び新商品の売上 高 (千円)	うち、本事業により整備 した施設等に係る売上 高 (千円)	中小企業者にあつては総 売上高、農林漁業者に あつては認定農工商等連 携事業に係る農林水産物の 売上高 (千円)	うち、本事業により整備 した施設等に係る売上 高 (千円)	自己資金	地方公共団体等	交付金													
								うち貸付金等	都道府県	市町村	その他										
(例) 〇〇市	〇〇農協	達成目標	達成率 (〇年度)																		
		実績 (初年度)	達成率 (%)																		
		実績 (第2年度)	達成率 (%)																		
		実績 (第3年度)	達成率 (%)																		
		実績 (第4年度)	達成率 (%)																		
		実績 (第5年度)	達成率 (%)																		

＜中山間地域における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標＞

市町村 名	事業実施主 体名	中山間地域における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標 (千円、人、等)			達成率 (%)	事業実施主体の 点検結果	都道府県の 点検結果
		目標の内容		実績			
(例) 〇〇市	〇〇農協			実績 (初年度)			
				実績 (第2年度)			
				実績 (第3年度)			
				実績 (第4年度)			
				実績 (第5年度)			

配点基準等の該当項目チェック欄の番号区分

①DB to Bの取組に関するポイントを加算した事業
②HACCPに関する第三者認証に関するポイントを加算した事業
③農泊、観光消費に関するポイントを加算した事業
④障害者雇用等が加工業務等への従事に関するポイントを加算した事業
⑤事業実施主体が構成員に3 戸以上の農林水産漁業者を含まない団体である事業

＜市町村戦略策定市町村における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標＞

市町村 名	事業実施主 体名	市町村戦略策定市町村における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標 (千円、人、等)				事業実施主体の 点検結果	都道府県の 点検結果
		目標の内容		実績			
(例) 〇〇市	〇〇農協			実績 (初年度)			
				実績 (第2年度)			
				実績 (第3年度)			
				実績 (第4年度)			
				実績 (第5年度)			

注 1 目標年度までの毎年度において、表中の実績、達成率、点検結果ごとに実施状況報告書を作成する。

注 2 付加価値額の欄については、実績年度ごとの「経常利益」、「人件費」、「減価償却費」の合計額を記載する。

注 3 点検結果には、事業の実施後の課題及び改善方法について記載する。記載が枠におさまらない場合には、別表 8－1 別紙 1 に記載する。

注 4 配点基準等の該当項目チェック欄において、該当がある事業については、「○」を選択する。該当がある事業については、別表 8－1 別紙 2 に取組状況等を記載する。

注 5 目標年度において、非紙様式報告書の表頭及び表中の下欄部を追加し、評価の欄に事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法を記載する。記載が枠におさまらない場合には、別表 8－1 別紙 1 に記載する。

また、別紙様式第 14 号（別表 8－2）により、目標年度に至った事業実施主体を整理し、当該報告書と合わせて報告する。

注 6 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書（目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書）及び経営状況の確認できる資料として直近年度の決算報告書を添付する。

注 7 都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施した事業については、「中山間地域における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標」の欄も記入する。

注 8 市町村が作成する「市町村戦略」に基づいて実施した事業については、「市町村戦略策定市町村における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標」の欄も記入する。

注 9 報告に不要な表は、削除する。

別紙様式第14号 (別表8－1別紙1)

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（6次産業化施設整備事業）

(〇〇県 〇年度)

市町村名	事業実施 主体名			事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価
		成果目標	(目標年度) 〇年		
(例) 〇〇市	〇〇農協	実績 (初年度)	達成率 (%)		
		実績 (第2年度)	達成率 (%)		
		実績 (第3年度)	達成率 (%)		
		実績 (第4年度)	達成率 (%)		
		実績 (第5年度)	達成率 (%)		

＜中山間地域における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標＞

市町村名	事業実施 主体名	実績	達成率 (%)	事業実施主体の点検結果	都道府県の点検結果
(例) 〇〇市	〇〇農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

＜市町村戦略策定市町村における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標＞

市町村名	事業実施 主体名	実績	達成率 (%)	事業実施主体の点検結果	都道府県の点検結果
(例) 〇 〇市	〇〇農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

注 報告に不要な表は、削除する。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（6次産業化施設整備事業）

(〇〇県 〇年度)

＜事業実施状況、事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法＞

①B to Bの取組に関するポイントを加算した事業

市町村名	事業実施 主体名	実績 (初年度)	取引状況	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価
(例) 〇 〇市	〇〇農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

②HACCPに関する第三者認証に関するポイントを加算した事業

市町村名	事業実施 主体名	実績 (初年度)	取得状況	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価
(例) 〇 〇市	〇〇農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

③農泊、観光消費に関するポイントを加算した事業

市町村名	事業実施 主体名	実績 (初年度)	取組状況	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価
(例) 〇 〇市	〇〇農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

④障害者雇用等が加工業務等への従事に関するポイントを加算した事業

市町村名	事業実施 主体名		取組状況	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価
(例) ○ ○市	○○農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

⑤事業実施主体が構成員に3戸以上の農林水産業者を含まない団体である事業

市町村名	事業実施 主体名		新たに雇用 した人数	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価
(例) ○ ○市	○○農協	実績 (初年度)			
		実績 (第2年度)			
		実績 (第3年度)			
		実績 (第4年度)			
		実績 (第5年度)			

注 報告に不要な表は、削除する。

〇〇年度 都道府県事業成果の評価報告書（6次産業化施設整備事業）

(〇〇県 〇年度)

市町村 名	事業実施 主体名	農林漁業者が組織する団体による取組		農林漁業者等と中小企業者による取組		事業費 (円)	負担区分 (円)				完了 年月 日	付加価値額 (千円)	事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価	備考
				農林漁業者等による取組 (千円)	中小企業者等による取組 (千円)		自己資金 うち 貸付金 等	地方公共団体等	交付金 うち 市町村 その他						
(例) 〇〇市	〇〇農協	総合化事業で用いる 農林水産物等及び新 商品の売上高 (千円)	うち、本事業により 整備した施設等に係 る売上高 (千円)	農林漁業者等による取組 (千円)	中小企業者等による取組 (千円)	うち、本事業により 整備した施設等に係 る売上高 (千円)	①経常利益 ②人件費 ③減価償却費 ④付加価値額 (①+②+③)								
〇〇市	〇〇農産 組合	総合化事業で用いる 農林水産物等及び新 商品の売上高 (千円)	うち、本事業により 整備した施設等に係 る売上高 (千円)	農林漁業者等による取組 (千円)	中小企業者等による取組 (千円)	うち、本事業により 整備した施設等に係 る売上高 (千円)	①経常利益 ②人件費 ③減価償却費 ④付加価値額 (①+②+③)								
〇〇町	〇〇	総合化事業で用いる 農林水産物等及び新 商品の売上高 (千円)	うち、本事業により 整備した施設等に係 る売上高 (千円)	農林漁業者等による取組 (千円)	中小企業者等による取組 (千円)	うち、本事業により 整備した施設等に係 る売上高 (千円)	①経常利益 ②人件費 ③減価償却費 ④付加価値額 (①+②+③)								
都道府県平均達成率		0.0%													
総合所見															

注1 目標年度における事業者ごとの評価を実施状況報告書（別紙様式第14号（別表 8－1））から転記し、当該年度の都道府県の平均達成率を計上した上で、総合所見を記載する。

注2 都道府県の平均達成率は、農林漁業者が組織する団体による取組並びに農林漁業者等と中小企業者の取組の達成率の合計を事業者数で除した値を記載する。

注3 事業実施主体の点検結果及び評価、都道府県の点検結果については、別表 8－2別紙 1にて記載する。

別紙様式第14号 (別表8－2別紙1)
都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（6次産業化施設整備事業）

(〇〇県 〇年度)

市町村名	事業実施 主体名			事業実施主体の 点検結果及び評価	都道府県の 点検結果及び評価	備考
		成果目標 目標年度 実績	(目標年度) 〇年 達成率 (%)			
(例) 〇 〇市	〇〇農協					
〇〇市	(株)〇〇農 産	成果目標 目標年度 実績	(目標年度) 〇年 達成率 (%)			
〇〇町	〇〇	成果目標 目標年度 実績	(目標年度) 〇年 達成率 (%)			

注 報告に不要な表は、削除する。

	事業の実施状況概要				事業の実施状況概要	事業の実施状況概要				費 (円)	交付金				市町村 費	その他	年月 日	総合達成 率	事業実施主体の 点検結果及び評価		
	目標値	実績値	達成率	事業の実施状況概要		実績値	達成率	事業の実施状況概要	収益		費用	差引利 益									
(目標年度) ○～1年度	バイオマス原料の種類（○○等）				成果物の種類（○○）				100,000	50,000	10,000	10,000	10,000	30,000	30,000	/	/	/	/		
	1,000 t	/	/	/	500 kwh	/	/	/												/	/
	1,000	/	/	/	500	/	/	/												/	/
	1,000	650	65.0%	/	500	100	20.0%	15,000												10,000	5,000
	1,000	800	80.0%	/	500	300	60.0%	40,000												30,000	10,000
○～4年度	1,000	/	/	/	500	/	/	/	15,000	10,000	5,000	/	/	/	/	/	/	42.5%	(点検結果) (課題) (改善方法)		
○～3年度	1,000	800	80.0%	/	500	300	60.0%	/	40,000	30,000	10,000	/	/	/	/	/	/	70.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		
○～2年度	1,000	900	90.0%	/	500	450	90.0%	/	45,000	35,000	10,000	/	/	/	/	/	/	90.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		
○～1年度	1,000	900	90.0%	/	500	450	90.0%	/	45,000	35,000	10,000	/	/	/	/	/	/	90.0%	(事業成果) (課題) (改善方法)		
○年度	1,000	1,000	100.0%	/	500	500	100.0%	/	50,000	35,000	15,000	/	/	/	/	/	/	100.0%	(事業成果) (課題) (改善方法)		
/	/	/	95.0%	/	/	/	95.0%	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	95.0%	(事業成果) (課題) (改善方法)		
(目標年度) ○～3年度	バイオマス原料の種類（○○等）				成果物の種類（○○）				200,000	100,000	20,000	20,000	20,000	60,000	60,000	/	/	/	/		
	2,000 t	/	/	/	800 t	/	/	/												/	/
	500	/	/	/	200	/	/	/												/	/
	700	/	0.0%	/	300	/	0.0%	0												0	0
	/	/	/	/	/	/	/	/												/	/
○年度	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(施設整備状況)		
○年度	700	/	0.0%	/	300	/	0.0%	/	0	0	0	/	/	/	/	/	/	0.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		
○+1年度	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(点検結果) (課題) (改善方法)		
○+2年度	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(点検結果) (課題) (改善方法)		
○+3年度	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(事業成果) (課題) (改善方法)		
○+4年度	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(事業成果) (課題) (改善方法)		
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(事業成果) (課題) (改善方法)		
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(改善方法)		

実施計画に準じて各事業実施主体が作成した、事業実施結果に関する報告書を添付すること。

点検欄は、別紙様式第9号の(5)に記載された、バイオマス原料の目標値に対する実績値を記載すること。

また、別紙様式第9号の(7)に記載された、成果物の量(再生可能エネルギーの生産量等)の目標値に対する実績値を記載すること。

目標値に対する実績値の比率を記載すること。

目標年度までの事業の実施状況についての点検結果、課題及び課題の改善方法について、数値を入れながら記載すること。

表及び表の中の下線部を追加するとともに、事業の効果、事業実施上の課題及び改善方法について記載すること。

欄には、目標年度以降、直近年度の達成率の合計を件数で除した値を記載すること。

欄には、目標年度の総事業費及び負担区分欄には、事業全体の合計金額(実績額)を記載すること。

別紙様式第14号 (別表10)

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）

[illegible]

注1 目標年度までの毎年度において、表中の実績、達成率、点検結果について、事業実施主体ごとに実施状況報告書を作成する。

注2 点検結果には、事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法について記載する。

注3 目標年度において、実施状況報告書の表題及び表中の下線部を追加し、評価の欄に事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法を記載する。

注4 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書（目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書）

及び経営状況の確認できる資料として直近年度の決算報告書を添付する。

注5 報告に不要な表は、削除する。

別紙様式第15号（別記1の第4の4、別記2の第4の3、別記3の第5の6、別記4の第2の2、別記5の第3の2関係、別記6の第4の7関係及び別記7の第4の3関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事
（〇〇農政局長等）
殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名
印

食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注1：「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

注2：事業実施主体が都道府県の場合は、本届は地方農政局長等に提出します。

別紙様式第16号(別記2の第7関係)

都道府県知事 殿
番号 年 月 日

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

事業収益状況報告書

食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の推進支援事業に関する〇〇年度の事業収益の状況について、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）別記2の第7に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	事業の中心となる農林漁業者・民間事業者等の名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
---	-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

項 目	事業実施年度	事業年度 (1年目)	事業年度 (2年目)	事業年度 (3年目)	事業年度 (4年目)	事業年度 (5年目)	累計額	備考
7 収益の状況に関する事項 ※収益の状況について記載すること。収益が発生しなかった場合はその要因及び改善策を記載すること。								
8 事業継続に関する事項 ※事業の継続方針を記載すること。製造・販売を中止した場合 は中止した期日を記載すること。	—							
9 6次産業化サポートセンターの活用状況に関する事項 ※サポートセンターを活用した場合は、活用した年月日を記載 すること。	—							

注1 この報告書は、販売実績等の有無にかかわらず、事業終了年度（複数年度にわたる事業を実施した場合には、最終の事業年度とする。）の翌年度から3年間の状況を、決算期ごとに（半年決算の場合）あつては、下半期の決算の終了後ごとに）提出すること。なお、3年間収益が発生しない場合で4年目以降も販売・製造を継続する場合は、引き続き当該報告書を作成し、提出すること。

注2 本事業に係る報告対象年度の以前から販売実績等がある場合には、当該販売実績等を合計して記入すること。
注3 6の(5)「新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用」には、本事業による新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用を含むこと。

注4 6の(6)「交付金の確定額の累計」には、本事業により交付された交付金の累計額を記入すること。

注5 事業により開発された商品に係る売上高及び費用に関する資料等（貸借対照表及び損益計算書等）を添付すること。

注6 7「収益に関する事項」には、収益が上がるなかった場合、その要因について売上と費用の両面から分析を行い、収益の発生に向けた改善策について具体的に記入すること。

別紙様式第 17 号（別記 4 の第 4 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金（バイオマス産業都市推進事業）に関する
整備状況報告書

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号
農林水産省事務次官依命通知）別記4の第4に基づき、整備状況報告書を提出します。

記

1. 地区概要

事業実施主体名	
事業実施地域	
当該実施期間	年 月 ～ 年 月 (事業実施期間 年 月 ～ 年 月)

2. 導入したバイオマス利活用施設の概要

管理主体	
対象バイオマス	
導入技術	
変換施設	
関連施設	
その他	

※導入した施設の規模を併せて記載すること。

3. 導入したバイオマス利活用施設の利用状況

(1) バイオマスの発生・利用量の状況

対象バイオマス	単位	発生状況	利用状況	利用率

(2) 変換成果物の状況

変換品目	単位	変換量	利用先	利用状況

4. その他

食料産業・6次産業化交付金の6次産業化施設整備事業に関する
費用対効果分析(投資効率)

1 農林水産物等の生産向上に係る効果

事業実施主体名:

(1) 農業生産向上効果

(ア) 作付増加効果

※千円未満の端数処理は四捨五入すること

対象作物	現況作付面積 (ha) ①	計画作付面積 (ha) ②	作付面積増減 (ha) ③=②-①	現況単収 (t/ha) ④	現況生産物単 価(千円/t)⑤	純益率(%) ⑥	年効果額(千円) ⑦=③×④×⑤ ×⑥×0.01
計							
データの根拠							
①							
②							
④							
⑤							
⑥							

(イ) 単収増加効果

対象作物	現況単収 (t/ha) ①	計画単収 (t/ha) ②	単収増減 (t/ha) ③=②-①	効果発生面積 (ha) ④	現況生産物単 価(千円/t)⑤	純益率(%) ⑥	年効果額(千円) ⑦=③×④×⑤ ×⑥×0.01
計							
データの根拠							
①							
②							
④							
⑤							
⑥							

(ウ) 品質等向上効果

対象作物	効果発生面積 (ha) ①	計画単収 (t/ha) ②	効果発生量(t) ③=①×②	生産物単価(千円/t)			年効果額(千円) ⑦=③×⑥
				現況 ④	計画 ⑤	上昇額 ⑥=⑤-④	
計							
データの根拠							
①							
②							
④							
⑤							

(エ) 畜産関連経営体所得向上効果

事業実施前年間経常所得額(千円) ①	事業実施後年間経常所得額(千円) ②	年効果額(千円) ③=②-①
計		
データの根拠		
①		
②		

(オ) 農畜産物等加工効果

取扱品目名	取扱数量		効果発生量 (t) ③=②-①	品目単価 (千円/t) ④	年効果額(千円)	
	現況 (t) ①	整備後 (t) ②			純益率 (%) ⑤	⑥=③×④×⑤ ×0.01
計						
データの根拠						
①						
②						
④						
⑤						

(2) 林業生産向上効果

(ア) 林産物等利用増進効果

林産物名	年平均利用増加見込量 (t) ①	現在の林産物市場価格 (千円/t) ②	現在の採取・搬出・運送 経費(千円/t) ③	年効果額(千円) ④=①×(②-③)
計				
データの根拠				
①				
②				
③				

注 対象は、施設等の整備前においても間伐等が行われてきたにもかかわらず搬出経費等が割高なために利用されていなかった区域とします。

① 年平均利用増加見込量: 近隣の同種施設等の整備に伴う伸び率等から推測します。

② 現在の林産物市場価格: 林産物の直近3年間の平均市場価格を使用します。

(イ) 林産物等生産増進効果

林産物名	年平均生産増加見込量 (t) ①	現在の林産物市場価格 (千円/t) ②	現在の採取・搬出・運送 経費(千円/t) ③	年効果額(千円) ④=①×(②-③)
計				
データの根拠				
①				
②				
③				

注 対象は、施設等の整備前には、林産物価格の低迷や搬出経費等が高いこと等により伐採の対象となり得なかった区域のうち、施設等の整備により新たに利用対象となる区域における生産増加見込量とする。その際、過大な見込みとならないように留意します。

① 年平均生産増加見込量: 近隣の同種施設等の整備に伴う伸び率等から推測します。

② 現在の林産物市場価格: 林産物の直近3年間の平均市場価格を使用します。

(ウ) 林産物等販売促進効果

林産物名		現在		計画		計画販売経費 (千円) ⑤	年効果額(千円) ⑥=(③-①)× (④-②)-⑤
		林産物販売量 (t) ①	林産物市場価格(千円/t) ②	林産物販売量 (t) ③	林産物市場価格(千円/t) ④		
計							
データの根拠							
①							
②							
③							
④							
⑤							

(3) 漁業生産向上効果

(ア) 生産増加効果

魚種名	現在の生産量 (t) ①	計画の生産量 (t) ②	現在の単価 (千円/t) ③	利益率 (%) ④	年効果額(千円) ⑤=(②-①)×③×④× 0.01
計					
データの根拠					
①					
②					
③					
④					

(イ) 魚価向上効果

水産物名	現在の単価(千円/t) ①	計画の単価(千円/t) ②	計画の漁獲量(t) ③	年効果額(千円) ④=(②-①)×③
計				
データの根拠				
①				
②				
③				

(ウ) 品質等向上効果

水産物名	現在の単価(千円/t) ①	計画の単価(千円/t) ②	計画の取扱数量(t/年) ③	年効果額(千円) ④=(②-①)×③
計				
データの根拠				
①				
②				
③				

(4) 経費節減効果

(ア) 労働経費節減効果

作物名	作業名	現況				計画				年効果額 (千円) ⑨=④-⑧
		所要時間 (hr/ha) ①	労賃単価 (千円/hr) ②	効果発生面積 (ha) ③	労働経費計(千円) ④=①×②×③	所要時間 (hr/ha) ⑤	労賃単価 (千円/hr) ⑥	効果発生面積 (ha) ⑦	労働経費計(千円) ⑧=⑤×⑥×⑦	
計										
データの根拠										
①										
②										
③										
⑤										
⑥										
⑦										

(イ) 機械経費節減効果

作物名	作業名	現況				計画				年効果額 (千円) ⑨=④-⑧
		稼働時間 (hr/ha) ①	稼働単価 (千円/hr) ②	効果発生面積 (ha) ③	機械経費計(千円) ④=①×②×③	稼働時間 (hr/ha) ⑤	稼働単価 (千円/hr) ⑥	効果発生面積 (ha) ⑦	機械経費計(千円) ⑧=⑤×⑥×⑦	
計										
データの根拠										
①										
②										
③										
⑤										
⑥										
⑦										

(ウ) 資材経費節減効果

対象作物	作業名	現況			計画			年効果額(千円) ⑦=③-⑥
		資材単価 (千円/ha) ①	効果発生面積 (ha) ②	資材経費計 (千円) ③=①×②	資材単価 (千円/ha) ④	効果発生面積 (ha) ⑤	資材経費計 (千円) ⑥=④×⑤	
計								
データの根拠								
①								
②								
④								
⑤								

(エ) 維持管理費節減効果

施設名	現行 ①		計画 ②		年効果額(千円) ③=①-②
	一般経費		一般経費		
	人件費		人件費		
	固定資産税		固定資産税		
計					
データの根拠					
①					
②					

2 食品等製造の向上に係る効果

(1) 効果の内容

(ア) 製造量向上効果

施設区分	効果要因	取扱品目名	取扱数量		効果発生量 (t) ③=②-①	品目単価 (千円/t) ④	年効果額(千円)	
			現況 (t) ①	整備後 (t) ②			純益率 (%) ⑤	⑥=③×④×⑤ ×0.01
計								
データの根拠								
①								
②								
④								
⑤								

(イ) 品質向上効果

施設区分	効果要因	取扱品目名	規格外等による廃棄量			品目単価 (千円/t) ④	年効果額(千円)	
			現況 (t) ①	整備後 (t) ②	減少量(t) ③=①-②		純益率 (%) ⑤	⑥=③×④×⑤ ×0.01
計								
データの根拠								
①								
②								
④								
⑤								

(ウ) 施設維持管理コスト削減効果

施設区分	効果要因	現況の施設維持管理に係る年経費 (千円)①	整備後の施設維持管理に係る年経費(千円)②	年効果額(千円) ③=①-②
計				
データの根拠				
①				
②				

3 雇用創出に係る効果

施設名	雇用人員 (人)	計画賃金(千円/年) ①	当該施設での雇用により 失われる収入(千円/年) ②	年効果額(千円) ③=①-②
計				
データの根拠				
①				
②				

4 投資効率等の総括

(1) 年総効果額の総括

(単位:千円)

効果区分	効果内容	年総効果額
農林水産物等の生産向上に係る効果		
食品製造の向上に係る効果		
雇用創出に係る効果		
計		

(2) 総合耐用年数の算出

(単位:千円)

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事費(減価額) ③=②÷①
計		④	⑤
総合耐用年数=④÷⑤		年	
データの根拠			
①			

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とします。

(単位:千円)

名称	廃用損失額
計	
データの根拠	
①	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤=②÷④	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦=(⑤-⑥)÷①		

注1 還元率= $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ 、 $i=0.04$ (割引率)、 n =総合耐用年数

2 投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとします。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金の6次産業化施設整備事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担することとします。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

工事等の契約名	機械・施設等名	事業費	着手 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由
		円			
		円			
		円			
		円			

- (注) 1 「事業費」欄は、交付対象事業費とする。
2 交付決定前着手に係る契約が複数からなる場合は、当該契約ごとに整理すること。

別紙様式第 20 号（別記 8－2 の第 1 の 5 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金の6次産業化施設整備事業に関する入札結果報告・着手届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着手を届け出ます。

記

工事等の契約名		
施工方法	直営施工・請負施工・委託施工・代行施工	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名		
契約価格（税込）	円（うち消費税及び地方消費税額 円）	
契約年月日	年 月 日	
着手場所		
工事開始年月日	年 月 日	
完了予定年月日		
工事監理者		
入札結果等の公表方法		
備 考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号 交付決定通知	

- (注) 1 「施工方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 2 「施工業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 3 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
 4 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札

最終回に投じられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）。

- 5 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 6 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 7 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入する。
- 8 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は「 年 月 日 第 号交付決定前着手届」と記入する。
- 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理する。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化整備交付金の6次産業化施設整備事業に関するしゅん功届

このことについて、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

工事等の契約名											
施設機械等名											
事業費	円										
着手住所											
着手年月日											
完了年月日											
関係法令検査年月日											
<table border="1"> <tr> <td>〇〇法</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	〇〇法										
〇〇法											
検査年月日 (又は予定日)											
引き渡し年月日 (又は予定日)											
契約業者名											
現場代理人名											
工事監理者名											

- (注) 1 「事業費」欄は、交付対象事業費とする。
 2 請負人等からの完了届の写しを添付すること。
 3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。
 なお、完了年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業で
取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

〇〇年度において本事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築の理由

2 増築に係る施設等の概要

- (1) 地区名及び事業名
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造、規格、規模等
- (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担額
- (6) 取得年月日

3 増築の概要

- (1) 増築
 - (例) 増築 鉄骨スレート葺 〇〇㎡ 事業費 〇〇〇 千円
 - 増設 〇〇ライン 〇〇箱／日処理 事業費 〇〇〇 千円
- (2) 事業費の負担区分
- (3) 着手予定時期
- (4) 増築の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類

(注) 模様替え、移転、更新等の場合は「増築」をそれぞれの用語とする。

食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス産業都市施設整備事業に関する
費用対効果分析（投資効率）

第 1 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。
投資効率＝妥当投資額÷総事業費
- 2 妥当投資額の算定は、次の（1）から（3）までにより行うものとする。
 - （1）妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。
妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額
 - （2）妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 2 に従い算定するものとする。
 - （3）妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。
還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ （別表参照）
 i ＝割引率＝0.04
 n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額
 ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数
 この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。
- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 バイオマス利活用による総収入

（1）発電による収入

総売電電力量 (kWh)	売電単価 (円/kW)	収入 (千円)	備考
()		()	

- （注） 1 売電単価は、固定価格買取制度の買取価格（税抜き）を用いて計算するものとする。
- 2 自家利用を行う場合には、その電力量も売電したものとみなして総収入を計算し、上段括弧に記載する。

(2) 熱利用による収入

熱量販売量 (GJ)	売熱単価 (円/GJ)	収入 (千円)	備考
()		()	

(注) 1 売熱単価は、発熱量を都市ガス（ガス事業者へ売却）又は灯油（農家へハウス利用）換算して算出

算出例) 売熱単価

単位発熱量 36.7GJ/KL

(温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver3.3 環境省、経済産業省)

灯油単価=100 円/ℓ=100,000 円/KL

(計画策定時の単価を使用。記載は平成 25 年 1 月現在の北海道価格)

1 G J = 100,000/36.7=2,725 円/GJ

※計画地域や、最新の販売価格を基に算出すること

(3) 受入処理費による収入

種類	処理量 (t)	受入単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
生ごみ				
家畜ふん尿				
〇〇				
計				

(4) 販売による収入

種類	販売量 (t)	販売単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
堆肥				
消化液				
〇〇				
計				

(注) 1 B D F の単位はℓ。販売価格は、軽油代替として、直近の軽油単価を使用

2 エタノールの単位はℓ。販売価格は、ガソリン代替として、直近のガソリン単価を使用

(5) 総収入

種類	収入額 (千円)	備考
(1) 発電による収入		
(2) 熱利用による収入		
(3) 受入処理費による収入		
(4) 販売による収入		
計		

2 バイオマス利活用年間総支出

(1) 維持管理・運営費

直接費 (千円)	管理部門費 (千円)	総支出 (千円)	備考

(注) 1 直接費には、人件費、修繕費及び諸費用が含まれる。

2 管理部門費には、施設維持管理費が含まれる。

(2) 原料購入費

種類	購入量 (t)	購入単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
ペレット				
チップ				
〇〇				
計				

(3) 副産物処理費

種類	処理量 (t)	処理単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
グリセリン				
灰かす残さ				
〇〇				
計				

(注) バイオマス変換時に発生する副産物を外部委託し、処理する場合に記入

(4) 総支出

種類	支出額 (千円)	備考
(1) 維持管理・運営費		
(2) 原料購入費		
(3) 副産物処理費		
計		

3 バイオマス利活用年間総利益

総収入 (1. (5)) (千円)	総支出 (2. (4)) (千円)	年間総利益 (1. (5) - 2. (4)) (千円)	備考

4 投資効率の算定

(1) 年総効果額 (=年間総利益) ○○○千円

(2) 総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事額 (減価額) ③=②÷①
計		④	⑤
総合耐用年数=④÷⑤		年	

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位：千円)

名称	廃用損失額
計	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤ = (②÷④) - ⑥	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦ = ⑤÷①		

※上記の収入及び支出項目は、あくまでも例示したものである。事業毎に判断し、必要に応じて、必要な項目を記入すること。ただし、別紙様式第10-4号事業収支計画表の収入及び支出（支払い金利及び租税公課除く）について整合を図ること

別表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印食料産業・6次産業化交付金のバイオマス産業都市施設整備事業に関する
交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので
届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注：「事業費」欄は、交付対象事業費とします。

年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金のバイオマス産業都市施設整備事業に関する
入札結果・着手届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、届け出ます。

記

工事等の契約名			
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行		
施行業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約		
入札執行年月日	年	月	日
入札立会者の 所属・役職・氏名			
入札予定価格（税抜）	円		
入札参加業者名及び入札 価格（税抜）		円	
		円	
		円	
		円	
入札執行回数	回		
落札業者名			
契約価格（税抜）	円 (うち 年度補助対象経費 円)		
契約年月日	年	月	日
着手住所			
工事開始年月日	年	月	日
完了予定年月日	年	月	日
工事監理者			
入札結果の公表方法			
備 考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号交付決定通知		

- (注) 1 「施行方法」欄は、該当するものを○で囲むことと。
 2 「施行業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 3 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入すること。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入することと。
 4 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入すること（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）
 5 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また「落札業者名」欄は契約業者名を記入することとする。

- 6 「施行業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入することとする。
- 7 複数年に渡って事業を行う場合であって初年度に一括契約を行う場合は、括弧書き内に当該年度事業分の工事費を記入することとし、毎年度事業着手前に県へ提出すること。
- 8 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入すること。
- 9 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は「年 月 日 第 号交付決定前着手届」と記入すること。
- 10 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金のバイオマス産業都市施設整備事業に関する
しゅん功届

このことについて、下記のとおりしゅん功を届け出ます。

記

工事等の契約名	
施設機械等名	
事業費	円
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
○○法	
しゅん功検査年月日（又は 予定日）	
引き渡し年月日 （又は予定日）	
契約業者名	
現場代理人名	
工事監理者名	

- （注） 1 「事業費」欄は、交付対象事業費とする。
- 2 請負人等からの完了届の写しを添付すること。
- 3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。
- なお、しゅん功年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

バイオマス産業都市施設整備事業で取得又は効用の増加した
施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

〇〇年度において本事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え移
転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築の理由

2 増築に係る施設等の概要

- （1）地区名及び事業名
- （2）事業実施主体名
- （3）施設等の所在地
- （4）施設等の構造、規格、規模等
- （5）事業費

ア 交付金

イ その他の負担額

- （6）取得年月日

3 増築の概要

（1）増築

（例） 増築 鉄骨スレート葺 〇〇m² 事業費 〇〇〇 千円
増設 〇〇ライン 〇〇箱／日処理 事業費 〇〇〇 千円

- （2）事業費の負担区分
- （3）着工予定時期
- （4）増築の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類

（注）模様替え、移転、更新等の場合は「増築」をそれぞれの用語とする。

別紙様式第 28 号（別記 10 第 13 の 2 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金のうち
食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担することとします。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

工事等の契約名	機械・施設等名	事業費	着手 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由
		円			
		円			
		円			
		円			

- (注) 1 「事業費」欄は、交付対象事業費とする。
2 交付決定前着手に係る契約が複数からなる場合は、当該契約ごとに上表を整理すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金のうち
食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に関する入札結果報告・着手届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着手を届け出ます。

記

工事等の契約名		
施工方法	請負施工・委託施工	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名		
契約価格（税込）	円	
契約年月日	年 月 日	
着手住所		
工事開始年月日	年 月 日	
完了予定年月日		
工事監理者		
入札結果等の公表方法		
備 考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号 交付決定通知	

- (注) 1 「施工方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 2 「施工業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 3 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。

- 4 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）。
- 5 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 6 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 7 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入する。
- 8 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は「 年 月 日 第 号交付決定前着手届」と記入する。
- 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理する。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金の
食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に関するしゅん功届

このことについて、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

工事等の契約名											
施設機械等名											
事業費	円										
着手住所											
着手年月日											
完了年月日											
関係法令検査年月日											
<table border="1"> <tr> <td>〇〇法</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	〇〇法										
〇〇法											
検査年月日 (又は予定日)											
引き渡し年月日 (又は予定日)											
契約業者名											
現場代理人名											
工事監理者名											

- (注) 1 「事業費」欄は、交付対象事業費とする。
 2 請負人等からの完了届の写しを添付すること。
 3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。
 なお、完了年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

〇〇年度において本事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築の理由

2 増築に係る施設等の概要

- (1) 地区名及び事業名
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造、規格、規模等
- (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担額
- (6) 取得年月日

3 増築の概要

- (1) 増築
 - (例) 増築 鉄骨スレート葺 〇〇㎡ 事業費 〇〇〇 千円
 - 増設 〇〇ライン 〇〇箱／日処理 事業費 〇〇〇 千円
- (2) 事業費の負担区分
- (3) 着手予定時期
- (4) 増築の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類

(注) 模様替え、移転、更新等の場合は「増築」をそれぞれの用語とする。

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

〇〇団体の長 氏 名 印

食料産業・6次産業化交付金の食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
における認定団体申請書

食料産業・6次産業化交付金の食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業実施要
綱（令和元年〇月〇日〇食産第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第3の4に基づき、
関係書類を添えて協議します。

認定団体名	代表者氏名	所在地	取組名
認定理由			

（注） 必要に応じて食料産業局長が指示した書類等を添付すること。